

## 最終2カ年行革プランの変更（案）について

1	財政フレーム	P 1
2	組織（本庁、地方機関、その他の組織）	P 8
3	給与（特別職、一般職）	P10
4	多様な働き方の推進	P12
5	事務事業（私立高等学校等生徒授業料軽減補助）	P14
6	事務事業（民間社会福祉施設運営支援事業）	P16
7	投資事業	P18
8	試験研究機関（農林水産技術総合センター、工業技術センター、健康科学研究所）	P22
9	企業庁	P25
10	病院局	P26
11	公立大学法人兵庫県立大学	P27
12	公社等（総括）	P29
13	自主財源の確保（県税・ネーミングライツ・ふるさと納税）	P30
14	長期保有土地	P32
15	新たな施策展開	P33
16	2019(H31)年度以降の行財政改革	P37



最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項目	現 行							変 更 後									
4 財政フレーム (P9-14)	(1) 財政運営の目標の見通し 平成30年度においては、収支均衡するとともに、各指標とも概ね30年度の目標を達成する見通しである。							(1) 財政運営の目標の見通し 平成30年度においては、収支均衡するとともに、各指標とも概ね30年度の目標を達成する見通しである。									
	(単位:億円、%)							(単位:億円、%)									
	区分	H30年度までの見込み			H30年度までの目標	(参 考)		区分	2018(H30)年度までの見込			2018(H30)年度までの目標	(参 考)				
		H28	H29	H30		H31	H32		2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)		2019(H31)	2020	2021	2022	2023
	収 支 均 衡	△ 320	△ 170	0	収支均衡 《改革期間後半》	+ 10	+ 20	収 支 均 衡	△ 320	△ 150	0	収支均衡 《改革期間後半》	+ 0	+ 5	+ 15	+ 5	+ 5
	プ ラ イ マ リ ー ス バ ラ ン ス (臨時財政対策債・ 減収補填債75%分 除き)	187	1,019	1,164	黒字 《毎年度》	1,141	1,108	プ ラ イ マ リ ー ス バ ラ ン ス (臨時財政対策債・ 減収補填債75%分 除き)	277	1,032	882	黒字 《毎年度》					
	実 質 公 債 費 比 率 (単 年 度)	15.1% 【16.8%】	15.6% 【15.3%】	15.4% 【14.8%】	18%水準 《H30》	17.8% 【17.0%】	18.1% 【17.1%】	実 質 公 債 費 比 率 (単 年 度)	14.5% 【16.2%】 ※1	13.3% 【14.7%】	14.5% 【14.9%】	18%水準 《2018(H30)》	15.2%	15.5%	15.6%	17.0%	17.7%
	県 債 残 高 (臨時財政対策債・ 減収補填債75%分 除き)	86.5%	83.5%	79.8%	H19の80%水準 《H30》	76.5%	73.3%	県 債 残 高 (臨時財政対策債・ 減収補填債75%分 除き)	86.4% 【83.9%】 ※2	83.7% 【81.3%】	81.6% 【79.1%】	2007(H19)の 80%水準 《2018(H30)》	96.3%	92.5%	88.7%	84.8%	80.9%
	将 来 負 担 比 率 (震災関連県債残高除き)	270.1%	290.1% 【256.7%】	283.5% 【249.3%】	震災の影響を除く 比率がH19年度の 全国平均水準 (250%水準) 《H30》	278.8% 【245.8%】	267.8% 【235.6%】	将 来 負 担 比 率 (震災関連県債残高除き)	265.7%	277.4% 【252.5%】	275.3% 【246.9%】	震災の影響を除く 比率が2007(H19) の全国平均水準 (250%水準) 《2018(H30)》	<245.9%>	<231.7%>	<224.9%>	<220.2%>	<213.9%>
	県 債 管 理 基 金 額 活 用	1/3以下	0	0	ルール積立額の 概ね1/3以下 《毎年度》	0	0	県 債 管 理 基 金 額 活 用	1/3以下	0	0	ルール積立額の 概ね1/3以下 《毎年度》					
	県 債 管 理 基 金 率 積 立 不 足	34.8% 【41.8%】	35.3% 【40.3%】	35.4% 【38.3%】	H19の2/3(39.0%) 水準 《H30》	37.7% 【38.9%】	37.7%	県 債 管 理 基 金 率 積 立 不 足	32.7% 【38.9%】	24.7% 【36.5%】	23.8% 【35.7%】	2007(H19)の 2/3(39.0%)水準 《2018(H30)》	23.7%	20.1%	19.9%	19.1%	17.3%
	経 常 収 支 比 率	97.2%	95.5% 【95.8%】	94.2% 【94.5%】	90%水準 《H30》	94.2% 【94.5%】	94.0% 【94.2%】	経 常 収 支 比 率	96.7%	95.9% 【96.2%】	95.4% 【95.8%】	90%水準 《2018(H30)》	95.5%	95.6%	95.4%	95.7%	95.7%
	う ち 人 件 費	39.9%	36.5% 【39.5%】	35.9% 【38.8%】		35.5% 【38.4%】	34.5% 【37.3%】	う ち 人 件 費	39.8%	36.8% 【39.8%】	36.1% 【39.1%】		35.2%	33.6%	32.9%	32.4%	32.0%
	う ち 公 債 費	24.3%	24.5% 【23.4%】	24.0% 【22.9%】		24.5% 【23.4%】	24.8% 【23.7%】	う ち 公 債 費	24.2% 【23.2%】	24.4% 【23.4%】	24.5% 【23.4%】		25.1%	25.0%	24.8%	25.3%	25.5%
うち 社会 保障 関係 費 等	33.0%	34.5% 【32.9%】	34.3% 【32.8%】	34.2% 【32.7%】		34.7% 【33.2%】	うち 社会 保障 関係 費 等	32.7% 【33.2%】	34.7% 【33.3%】	34.8%	35.2%		37.0%	37.7%	38.0%	38.2%	
※1 収支不足額が生じる平成29年度においては、退職手当債(100億円)及び行革推進債(70億円)を発行することで対応							※1 【 】書きは、教職員給与負担事務の政令市への移譲に伴う標準財政規模の縮減、借換債の前倒し発行による県債管理基金残高の増等の影響を考慮した場合の数値										
※2 国の「経済・財政再生計画」における財政健全化目標年度が平成32年度とされていることから、当該年度までの試算を行い、参考値として記載							※2 県債残高(臨時財政対策債・減収補填債75%分除き)の【 】書きは、臨時財政対策債・減収補填債75%に加え、行革プラン期間中に発行した補正予算債の残高を除いた数値。なお、2019(H31)年度以降の数値は2018(H30)年度対比の数値										
※3 【 】書きは、教職員給与負担事務の政令市への移譲に伴う標準財政規模、超低金利環境を踏まえて平成28年度に実施した借換債の前倒し発行による県債管理基金残高等の影響を考慮した場合の数値							※3 将来負担比率(震災関連県債残高除き)の2019(H31)年度以降の< >書きは、震災関連県債及び行革プラン期間中に発行した財源対策債(退職手当債、行革推進債)の残高を除いた数値										
※4 平成28年度のプライマリーバランスの黒字額は、県債を追加発行したため、小さくなっている。 追加発行額 超低金利環境を踏まえた平成29年度新規発行債の前倒し(300億円)、補正予算債(200億円)、 減収補填債(185億円)、緊急防災・減災事業債(140億円)、地方消費税減収対策債(70億円) 計:895億円							※4 2019(H31)年度以降の財政指標については、補正予算債や災害復旧事業に伴う県債の発行増など、財政運営の変動要素は織り込んでいない。										

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																																																																																																											
4 財政フレーム (P9-14)	<p>(2) 試算の前提条件</p> <p>① 経済成長率 「中長期の経済財政に関する試算」(平成29年1月公表)のうち、経済再生ケースの名目経済成長率</p> <table border="1" data-bbox="371 380 979 491"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">H30</th> <th colspan="2">参考</th> </tr> <tr> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名目経済成長率</td> <td>2.9%</td> <td>3.7%</td> <td>3.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 直近5か年の経済成長率をみると、全国と本県との伸び率に乖離が生じていないことから、乖離率は乗じない。 [全国と兵庫県の名目GDPの対前年度比推移(直近5か年(平成23~27年度))]</p> <table border="1" data-bbox="391 667 1472 821"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H23~H27平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 国</td> <td>A</td> <td>98.9%</td> <td>100.2%</td> <td>102.6%</td> <td>102.1%</td> <td>102.8%</td> <td>101.3%</td> </tr> <tr> <td>兵庫県</td> <td>B</td> <td>97.8%</td> <td>99.8%</td> <td>101.6%</td> <td>103.3%</td> <td>101.8%</td> <td>100.9%</td> </tr> <tr> <td>乖 離</td> <td>B/A</td> <td>0.989</td> <td>0.996</td> <td>0.990</td> <td>1.012</td> <td>0.990</td> <td>0.996</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 歳入 ア 県税等 平成29年度当初予算をもとに、平成30年度以降の経済成長率等を用いて試算 (ア) 所得課税・消費課税税目：前年度見込額×経済成長率×1.1(弾性値) (イ) 上記以外：前年度見込額×経済成長率 (ウ) 徴収強化や平成30年度特別徴収一斉指定に伴う効果額を含む。</p> <p>(参考①) ・平成30年度以降は、教職員給与負担事務の政令市への移譲に伴う税源移譲(個人県民税所得割2%分)を反映(平成29年度分は、県民税所得割臨時交付金を交付)</p> <p>(参考②) ・地方消費税率改定時に実施が見込まれる地方法人課税の偏在是正(法人住民税交付税原資化の拡大、地方法人特別税・譲与税制度の廃止、法人事業税交付金の創設)等税制改正の影響は織り込んでいない。 ・地方消費税の税率改定に伴う増収見込</p> <table border="1" data-bbox="546 1388 1136 1465"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.5%引き上げ分</td> <td>5%</td> <td>75%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H30	参考		H31	H32	名目経済成長率	2.9%	3.7%	3.8%	区 分		H23	H24	H25	H26	H27	H23~H27平均	全 国	A	98.9%	100.2%	102.6%	102.1%	102.8%	101.3%	兵庫県	B	97.8%	99.8%	101.6%	103.3%	101.8%	100.9%	乖 離	B/A	0.989	0.996	0.990	1.012	0.990	0.996	区 分	H31	H32	H33	0.5%引き上げ分	5%	75%	100%	<p>(2) 試算の前提条件</p> <p>① 経済成長率 「中長期の経済財政に関する試算」(2018(H30)年1月公表)のうち、成長実現ケースの名目経済成長率</p> <table border="1" data-bbox="1662 380 2813 491"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="5">参考</th> </tr> <tr> <th>2019(H31)</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名目経済成長率</td> <td>2.8%</td> <td>3.1%</td> <td>3.2%</td> <td>3.4%</td> <td>3.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 直近5か年の経済成長率をみると、全国と本県との伸び率に乖離が生じていないことから、乖離率は乗じない。 [全国と兵庫県の名目GDPの対前年度比推移(直近5か年(平成24~28年度))]</p> <table border="1" data-bbox="1682 667 2763 821"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H24~H28平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 国</td> <td>A</td> <td>100.1%</td> <td>102.6%</td> <td>102.2%</td> <td>103.0%</td> <td>101.0%</td> <td>101.8%</td> </tr> <tr> <td>兵庫県</td> <td>B</td> <td>99.8%</td> <td>101.6%</td> <td>103.3%</td> <td>101.9%</td> <td>100.5%</td> <td>101.4%</td> </tr> <tr> <td>乖 離</td> <td>B/A</td> <td>0.997</td> <td>0.990</td> <td>1.011</td> <td>0.989</td> <td>0.995</td> <td>0.996</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 歳入 ア 県税等 2018(H30)年度当初予算をもとに、2019(H31)年度以降の経済成長率等を用いて試算 (ア) 所得課税・消費課税税目：前年度見込額×経済成長率×1.1(弾性値) (イ) 上記以外：前年度見込額×経済成長率</p> <p>(参考①) 2018(H30)年度には、同年度から実施される以下の項目の影響額を織り込んでいる。 ・教職員給与負担事務の政令市への移譲に伴う税源移譲(個人県民税所得割2%分)に伴う減 ・個人住民税所得割の特別徴収一斉指定に伴う増 ・地方消費税の清算基準の見直しに伴う増</p> <p>(参考②) ・地方消費税の税率改定に伴う増収見込の年度ごとの割合</p> <table border="1" data-bbox="1762 1373 2671 1446"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>2019(H31)</th> <th>2020</th> <th>2021~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.5%引き上げ分</td> <td>5%</td> <td>75%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考③) 消費税率の10%改定時に実施が見込まれる以下の地方法人課税偏在是正措置については、その影響額を織り込んでいる。(2019(H31)年10月~実施) ・税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として実施されてきた地方法人特別税・譲与税の廃止及び法人事業税の復元による減 ・地域間の税源の偏在を是正し、財政力格差の縮小を図るための法人住民税交付税原資化の拡大による法人県民税法人税割の減 ※ なお、減収額は地方交付税で措置されると見込んでいる。</p>	区 分	参考					2019(H31)	2020	2021	2022	2023	名目経済成長率	2.8%	3.1%	3.2%	3.4%	3.4%	区 分		H24	H25	H26	H27	H28	H24~H28平均	全 国	A	100.1%	102.6%	102.2%	103.0%	101.0%	101.8%	兵庫県	B	99.8%	101.6%	103.3%	101.9%	100.5%	101.4%	乖 離	B/A	0.997	0.990	1.011	0.989	0.995	0.996	区 分	2019(H31)	2020	2021~	0.5%引き上げ分	5%	75%	100%
区 分	H30			参考																																																																																																									
		H31	H32																																																																																																										
名目経済成長率	2.9%	3.7%	3.8%																																																																																																										
区 分		H23	H24	H25	H26	H27	H23~H27平均																																																																																																						
全 国	A	98.9%	100.2%	102.6%	102.1%	102.8%	101.3%																																																																																																						
兵庫県	B	97.8%	99.8%	101.6%	103.3%	101.8%	100.9%																																																																																																						
乖 離	B/A	0.989	0.996	0.990	1.012	0.990	0.996																																																																																																						
区 分	H31	H32	H33																																																																																																										
0.5%引き上げ分	5%	75%	100%																																																																																																										
区 分	参考																																																																																																												
	2019(H31)	2020	2021	2022	2023																																																																																																								
名目経済成長率	2.8%	3.1%	3.2%	3.4%	3.4%																																																																																																								
区 分		H24	H25	H26	H27	H28	H24~H28平均																																																																																																						
全 国	A	100.1%	102.6%	102.2%	103.0%	101.0%	101.8%																																																																																																						
兵庫県	B	99.8%	101.6%	103.3%	101.9%	100.5%	101.4%																																																																																																						
乖 離	B/A	0.997	0.990	1.011	0.989	0.995	0.996																																																																																																						
区 分	2019(H31)	2020	2021~																																																																																																										
0.5%引き上げ分	5%	75%	100%																																																																																																										

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																																																						
<p>4 財政フレーム (P9-14)</p>	<p><b>イ 地方交付税等</b>  <u>平成29年度当初予算をもとに、次のとおり試算</u>                      (ア) 基準財政収入額                      前年度見込額に、毎年度の県税等の増収額の75% (地方消費税率の改定に伴う増収額は100%) を加算</p> <p>(イ) 基準財政需要額                      a 個別・包括算定経費 (社会保障の充実分を除く)                      前年度見込額に、給与 (定期昇給等を除く) 及び社会保障関係費の歳出増加額に見合う伸び率を乗じて試算                      ・平成30年度: +1.6% (給与: +0.5%、社会保障関係費: +1.1%)                      [(参考)・平成31年度以降: +1.7% (給与: +0.6%、社会保障関係費: +1.1%) ]</p> <p>b 社会保障の充実分                      前年度見込額に、国・地方の社会保障の充実分の伸び率を乗じて試算                      [国・地方の社会保障の充実分 (財務省資料をもとに試算)]</p> <table border="1" data-bbox="477 947 1498 1129"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">H29</th> <th rowspan="2">H30</th> <th colspan="3">参考</th> </tr> <tr> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33 (平年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会保障の充実</td> <td>1.35兆円</td> <td>1.35兆円</td> <td>1.42兆円</td> <td>2.44兆円</td> <td>2.8兆円</td> </tr> <tr> <td>対前年度の伸び率</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>+5%</td> <td>+72%</td> <td>+15%</td> </tr> </tbody> </table> <p>c 事業費補正・公債費: 毎年度の算入見込額                      d その他 (人口減少等特別対策事業費 等): <u>平成29年度当初予算と同額</u></p> <p><b>ウ 国庫支出金</b>                      社会保障関係費 (国制度分) や投資事業費 (国庫補助事業) などの事業費に対応した見込額</p> <p><b>エ 特定財源</b>                      各種貸付金の償還金などの見込額</p> <p><b>オ 県債</b>                      今後の投資事業量に応じた発行見込額                      (今後の投資事業量は、歳出の「エ 投資的経費」の表を参照)</p> <p><b>カ その他の収入</b>                      土地の売払収入、債権の回収、ネーミングライツなどの見込額</p>	区分	H29	H30	参考			H31	H32	H33 (平年度)	社会保障の充実	1.35兆円	1.35兆円	1.42兆円	2.44兆円	2.8兆円	対前年度の伸び率	-	-	+5%	+72%	+15%	<p><b>イ 地方交付税等</b>  <u>2018(H30)年度当初予算をもとに、次のとおり試算</u>                      (ア) 基準財政収入額                      ・ 前年度見込額に、毎年度の県税等の増収額の75% (地方消費税率の改定に伴う増収額は100%) を加算                      ・ <u>地方法人課税の偏在是正措置に伴う減収額の75%を減額</u>                      ・ <u>法人住民税の交付税原資化の拡大に伴い創設される法人事業税市町交付金は、その全額を減額</u></p> <p>(イ) 基準財政需要額                      a 個別・包括算定経費 (社会保障の充実分を除く)                      ・ 前年度見込額に、給与 (定期昇給等を除く) 及び社会保障関係費の歳出増加額に見合う伸び率を乗じて試算                      [(参考)・2019(H31)年度以降: +1.6% (給与: +0.5%、社会保障関係費: +1.1%) ]                      ・ <u>地方法人課税の偏在是正措置に伴い縮小する留保財源分 (減収額の25%) は、基準財政需要額に加算される</u>として試算</p> <p>b 社会保障の充実分等                      平年度ベースで、国・地方の社会保障の充実分が2.5兆円、「新しい政策パッケージ」に基づき実施される幼児教育の無償化等の教育・子育て支援分が1.7兆円となることを前提に、<u>年度ごとの収入割合を乗じて得た額(※)の対前年度伸び率を前年度の見込額に乗じて試算</u>                      [国・地方の社会保障の充実分及び教育・子育て支援]</p> <table border="1" data-bbox="1745 1052 2843 1314"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">2017 (H29)</th> <th rowspan="2">2018 (H30)</th> <th colspan="3">参考</th> </tr> <tr> <th>2019 (H31)</th> <th>2020</th> <th>2021~ (平年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会保障の充実</td> <td>1.35兆円</td> <td>1.35兆円</td> <td>1.41兆円</td> <td>2.19兆円</td> <td>2.5兆円</td> </tr> <tr> <td>教育・子育て支援</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0.08兆円</td> <td>1.29兆円</td> <td>1.7兆円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.35兆円</td> <td>1.35兆円</td> <td>(※)1.49兆円</td> <td>(※)3.48兆円</td> <td>4.2兆円</td> </tr> <tr> <td>対前年度の伸び率</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>+10%</td> <td>+233%</td> <td>+120%</td> </tr> </tbody> </table> <p>c 事業費補正・公債費: 毎年度の算入見込額                      d その他 (人口減少等特別対策事業費 等): <u>2018(H30)年度当初予算と同額</u></p> <p><b>ウ 国庫支出金</b>                      社会保障関係費 (国制度分) や投資事業費 (国庫補助事業) などの事業費に対応した見込額</p> <p><b>エ 特定財源</b>                      各種貸付金の償還金などの見込額</p> <p><b>オ 県債</b>                      今後の投資事業量に応じた発行見込額                      (今後の投資事業量は、歳出の「エ 投資的経費」の表を参照)</p> <p><b>カ その他の収入</b>                      土地の売払収入、債権の回収、ネーミングライツなどの見込額</p>	区分	2017 (H29)	2018 (H30)	参考			2019 (H31)	2020	2021~ (平年度)	社会保障の充実	1.35兆円	1.35兆円	1.41兆円	2.19兆円	2.5兆円	教育・子育て支援	-	-	0.08兆円	1.29兆円	1.7兆円	計	1.35兆円	1.35兆円	(※)1.49兆円	(※)3.48兆円	4.2兆円	対前年度の伸び率	-	-	+10%	+233%	+120%
区分	H29				H30	参考																																																		
		H31	H32	H33 (平年度)																																																				
社会保障の充実	1.35兆円	1.35兆円	1.42兆円	2.44兆円	2.8兆円																																																			
対前年度の伸び率	-	-	+5%	+72%	+15%																																																			
区分	2017 (H29)	2018 (H30)	参考																																																					
			2019 (H31)	2020	2021~ (平年度)																																																			
社会保障の充実	1.35兆円	1.35兆円	1.41兆円	2.19兆円	2.5兆円																																																			
教育・子育て支援	-	-	0.08兆円	1.29兆円	1.7兆円																																																			
計	1.35兆円	1.35兆円	(※)1.49兆円	(※)3.48兆円	4.2兆円																																																			
対前年度の伸び率	-	-	+10%	+233%	+120%																																																			

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																																																																																	
4 財政フレーム (P9-14)	<p>③ 歳出</p> <p>ア 人件費</p> <p>(ア) 職員給等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定 員：行革プランの削減目標を反映 (H19→H30：△30% (一般行政部門等)) 教職員給与負担事務の政令市への移譲に伴う定員減を反映</li> <li>・給 与：平成29年度当初予算をもとに、伸び率 (定期昇給等を除く) は経済成長率の1/3の率とする。給与抑制措置は平成30年度末までの解消に向けて取り組むことを踏まえ試算</li> </ul> <p>(イ) 退職手当：今後の退職者数の見込をもとに試算</p> <p>イ 公債費</p> <p>(ア) 起債発行額 今後の投資事業費の計画額等に基づく発行見込額</p> <p>(イ) 発行利率 「中長期の経済財政に関する試算」(平成29年1月公表)における経済再生ケースの名目長期金利</p> <table border="1" data-bbox="424 1003 1018 1129"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">H30</th> <th colspan="2">参考</th> </tr> <tr> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名目長期金利</td> <td>0.5%</td> <td>1.5%</td> <td>2.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 行政経費</p> <p>(ア) 行革プランに記載している事業 見直しに基づく所要額</p> <p>(イ) 所要額を個別に算定する事業</p> <p>a 社会保障関係費 (社会保障の充実分) 前年度見込額に、国・地方の社会保障の充実分の伸び率を乗じて試算 [国・地方の社会保障の充実分 (財務省資料をもとに試算)]</p> <table border="1" data-bbox="468 1522 1522 1707"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">H29</th> <th rowspan="2">H30</th> <th colspan="3">参考</th> </tr> <tr> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33 (平年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会保障の充実</td> <td>1.35兆円</td> <td>1.35兆円</td> <td>1.42兆円</td> <td>2.44兆円</td> <td>2.8兆円</td> </tr> <tr> <td>対前年度の伸び率</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>+5%</td> <td>+72%</td> <td>+15%</td> </tr> </tbody> </table> <p>b 社会保障関係費 (社会保障の充実分を除く) 及び個別算定事業 前年度見込額に、直近の伸び率等を踏まえて試算</p>	区 分	H30	参考		H31	H32	名目長期金利	0.5%	1.5%	2.6%	区分	H29	H30	参考			H31	H32	H33 (平年度)	社会保障の充実	1.35兆円	1.35兆円	1.42兆円	2.44兆円	2.8兆円	対前年度の伸び率	-	-	+5%	+72%	+15%	<p>③ 歳出</p> <p>ア 人件費</p> <p>(ア) 職員給等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定 員：一般行政部門及び一般行政類似部門の定員は、行革プランに基づく削減後の定員。 2019(H31)年度以降は、削減後の定員を維持 (6,949人) 法令等により配置基準が定められている定員は、当該基準に基づく配置定員 (教職員定数については、生徒数の減に伴う減を見込んでいる)</li> <li>・給 与：2018(H30)年度当初予算時の単価に基づき、定期昇給及び新陳代謝を見込む。 人事委員会勧告に基づく給与改定率は、経済成長率の1/3と試算 給与抑制措置は、一般職員について2018(H30)年度で解消、管理職については2019(H31)年度に解消として試算 給与構造改革及び給与制度の総合的見直し等における給料表の水準の引下げに伴う経過措置は、2020年3月までに段階的に廃止として試算</li> </ul> <p>(イ) 退職手当：今後の退職者数の見込をもとに試算</p> <p>イ 公債費</p> <p>(ア) 起債発行額 今後の投資事業費の計画額等に基づく発行見込額</p> <p>(イ) 発行利率 「中長期の経済財政に関する試算」(2018(H30)年1月公表)における成長実現ケースの名目長期金利</p> <table border="1" data-bbox="1694 1003 2843 1129"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="5">参考</th> </tr> <tr> <th>2019(H31)</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名目長期金利</td> <td>0.0%</td> <td>0.4%</td> <td>0.9%</td> <td>1.4%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 行政経費</p> <p>(ア) 行革プランに記載している事業 行革プランに基づく見直し後の所要額</p> <p>(イ) 所要額を個別に算定する事業</p> <p>a 社会保障関係費 (社会保障の充実分等) 平年度ベースで、国・地方の社会保障の充実分が2.5兆円、「新しい政策パッケージ」に基づき実施される幼児教育の無償化等の教育・子育て支援分が1.7兆円となることを前提に、年度ごとの収入割合を乗じて得た額(※)の対前年度伸び率を前年度の見込額に乗じて試算 [国・地方の社会保障の充実分及び教育・子育て支援]</p> <table border="1" data-bbox="1745 1512 2843 1774"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">2017 (H29)</th> <th rowspan="2">2018 (H30)</th> <th colspan="3">参考</th> </tr> <tr> <th>2019 (H31)</th> <th>2020</th> <th>2021~ (平年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会保障の充実</td> <td>1.35兆円</td> <td>1.35兆円</td> <td>1.41兆円</td> <td>2.19兆円</td> <td>2.5兆円</td> </tr> <tr> <td>教育・子育て支援</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0.08兆円</td> <td>1.29兆円</td> <td>1.7兆円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.35兆円</td> <td>1.35兆円</td> <td>(※)1.49兆円</td> <td>(※)3.48兆円</td> <td>4.2兆円</td> </tr> <tr> <td>対前年度の伸び率</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>+10%</td> <td>+233%</td> <td>+120%</td> </tr> </tbody> </table> <p>b 社会保障関係費 (社会保障の充実分等を除く) 及び個別算定事業 前年度見込額に、直近の伸び率等を踏まえて試算</p>	区 分	参考					2019(H31)	2020	2021	2022	2023	名目長期金利	0.0%	0.4%	0.9%	1.4%	2.0%	区分	2017 (H29)	2018 (H30)	参考			2019 (H31)	2020	2021~ (平年度)	社会保障の充実	1.35兆円	1.35兆円	1.41兆円	2.19兆円	2.5兆円	教育・子育て支援	-	-	0.08兆円	1.29兆円	1.7兆円	計	1.35兆円	1.35兆円	(※)1.49兆円	(※)3.48兆円	4.2兆円	対前年度の伸び率	-	-	+10%	+233%	+120%
区 分	H30			参考																																																																															
		H31	H32																																																																																
名目長期金利	0.5%	1.5%	2.6%																																																																																
区分	H29	H30	参考																																																																																
			H31	H32	H33 (平年度)																																																																														
社会保障の充実	1.35兆円	1.35兆円	1.42兆円	2.44兆円	2.8兆円																																																																														
対前年度の伸び率	-	-	+5%	+72%	+15%																																																																														
区 分	参考																																																																																		
	2019(H31)	2020	2021	2022	2023																																																																														
名目長期金利	0.0%	0.4%	0.9%	1.4%	2.0%																																																																														
区分	2017 (H29)	2018 (H30)	参考																																																																																
			2019 (H31)	2020	2021~ (平年度)																																																																														
社会保障の充実	1.35兆円	1.35兆円	1.41兆円	2.19兆円	2.5兆円																																																																														
教育・子育て支援	-	-	0.08兆円	1.29兆円	1.7兆円																																																																														
計	1.35兆円	1.35兆円	(※)1.49兆円	(※)3.48兆円	4.2兆円																																																																														
対前年度の伸び率	-	-	+10%	+233%	+120%																																																																														

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項目	現 行	変 更 後																																																																																																																																																																				
4 財政7-4 (P9-14)	<p>(ウ) その他の行政経費 平成29年度当初予算と同額を基本に、クラウド化・事務改善などコスト削減を踏まえて試算</p> <p><b>エ 投資的経費</b> 地方財政計画の水準を基本に、本県の喫緊の行政課題に対応する事業費を別枠で確保 〔各年度の投資事業費総額〕 (単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>H28当初</th> <th>H29当初</th> <th>H30</th> <th colspan="2">参考</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">国 庫 補 助 事 業</td> <td>通常事業</td> <td>1,020</td> <td>1,015</td> <td>1,015</td> <td>1,015</td> <td>1,015</td> </tr> <tr> <td>別枠事業</td> <td>24</td> <td>15</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>災害関連事業</td> <td>24</td> <td>15</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>国庫補助事業 計</td> <td>1,044</td> <td>1,030</td> <td>1,015</td> <td>1,015</td> <td>1,015</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">県単独 事 業</td> <td>通常事業</td> <td>560</td> <td>565</td> <td>565</td> <td>565</td> <td>565</td> </tr> <tr> <td>別枠事業</td> <td>135</td> <td>140</td> <td>130</td> <td>145</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>山地防災・土砂災害対策事業</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>15</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>緊急防災・減災事業</td> <td>110</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>長寿命化・環境整備対策事業</td> <td>—</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>県単独事業 計</td> <td>695</td> <td>705</td> <td>695</td> <td>710</td> <td>710</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,739</td> <td>1,735</td> <td>1,710</td> <td>1,725</td> <td>1,725</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1： 災害関連事業は、災害復旧事業に応じて、毎年度、所要額を精査 注2： 山地防災・土砂災害対策事業の平成30年度の事業費(15億円)は、平成27年度に10億円を前倒し 平成31年度以降については、「第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画」(平成26～30年度)の次期計画として、同水準(5年間125億円)を確保する前提で仮置き 注3： 緊急防災・減災事業は、県有施設耐震改修事業の進捗に伴い減少 平成31年度以降は、津波防災インフラ整備計画(平成26～35年度)等に必要な事業費として、60億円で仮置き 注4： 長寿命化・環境整備対策事業の平成31年度以降は、60億円で仮置き</p> <p>(3) 財源対策 収支不足額が生じる平成29年度においては、退職手当債(100億円)及び行革推進債(70億円)を発行することで対応</p>	区 分		H28当初	H29当初	H30	参考							H31	H32	国 庫 補 助 事 業	通常事業	1,020	1,015	1,015	1,015	1,015	別枠事業	24	15	※	※	※	災害関連事業	24	15	※	※	※	国庫補助事業 計	1,044	1,030	1,015	1,015	1,015	県単独 事 業	通常事業	560	565	565	565	565	別枠事業	135	140	130	145	145	山地防災・土砂災害対策事業	25	25	15	25	25	緊急防災・減災事業	110	80	80	60	60	長寿命化・環境整備対策事業	—	35	35	60	60	県単独事業 計	695	705	695	710	710	合 計	1,739	1,735	1,710	1,725	1,725	<p>(ウ) その他の行政経費 ・ 2018(H30)年度当初予算と同額を基本に、クラウド化・事務改善などコスト削減を踏まえて試算 ・ 法人住民税の交付税原資化の拡大に伴い創設される法人事業税市町交付金について、その所要額を見込む。</p> <p><b>エ 投資的経費</b> 地方財政計画の水準を基本に、本県の喫緊の行政課題に対応する事業費を別枠で確保 〔各年度の投資事業費総額〕 (単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>2016 (H28)</th> <th>2017 (H29)</th> <th>2018 (H30)</th> <th colspan="2">参考</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>2019(H31) ～2020</th> <th>2021 ～2023</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">国 庫 補 助 事 業</td> <td>通常事業</td> <td>1,020</td> <td>1,015</td> <td>1,030</td> <td>1,030</td> <td>1,030</td> </tr> <tr> <td>別枠事業</td> <td>24</td> <td>15</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害関連事業(注1)</td> <td>24</td> <td>15</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫補助事業 計</td> <td>1,044</td> <td>1,030</td> <td>1,030</td> <td>1,030</td> <td>1,030</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">県単独 事 業</td> <td>通常事業</td> <td>560</td> <td>565</td> <td>570</td> <td>570</td> <td>570</td> </tr> <tr> <td>別枠事業</td> <td>135</td> <td>140</td> <td>175</td> <td>180</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>山地防災・土砂災害対策事業</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>(注2)30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>緊急防災・減災事業</td> <td>110</td> <td>80</td> <td>100</td> <td>(注3) 80</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>長寿命化・環境整備対策事業</td> <td>—</td> <td>35</td> <td>45</td> <td>(注4) 70</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>県単独事業 計</td> <td>695</td> <td>705</td> <td>745</td> <td>750</td> <td>670</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,739</td> <td>1,735</td> <td>1,775</td> <td>1,780</td> <td>1,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1： 災害関連事業は、災害復旧事業に応じて、毎年度、所要額を精査 注2： 山地防災・土砂災害対策事業の2018(H30)年度以降の事業費(30億円)は、山地防災・土砂災害対策計画に基づく事業費 注3： 緊急防災・減災事業は、2019(H31)年度以降、県有施設耐震改修事業の進捗に伴い減少 津波防災インフラ整備計画(2014(H26)～2023年度)等に必要な事業費(240億円)について、2018(H30)～2020年度の3カ年で確保(80億円/年) 注4： 長寿命化・環境整備対策事業の2019(H31)年度以降は、70億円で仮置き</p> <p>(削除)</p>	区 分		2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	参考							2019(H31) ～2020	2021 ～2023	国 庫 補 助 事 業	通常事業	1,020	1,015	1,030	1,030	1,030	別枠事業	24	15	0			災害関連事業(注1)	24	15	0			国庫補助事業 計	1,044	1,030	1,030	1,030	1,030	県単独 事 業	通常事業	560	565	570	570	570	別枠事業	135	140	175	180	100	山地防災・土砂災害対策事業	25	25	(注2)30	30	30	緊急防災・減災事業	110	80	100	(注3) 80	0	長寿命化・環境整備対策事業	—	35	45	(注4) 70	70	県単独事業 計	695	705	745	750	670	合 計	1,739	1,735	1,775	1,780	1,700
	区 分		H28当初	H29当初	H30	参考																																																																																																																																																																
					H31	H32																																																																																																																																																																
国 庫 補 助 事 業	通常事業	1,020	1,015	1,015	1,015	1,015																																																																																																																																																																
	別枠事業	24	15	※	※	※																																																																																																																																																																
	災害関連事業	24	15	※	※	※																																																																																																																																																																
	国庫補助事業 計	1,044	1,030	1,015	1,015	1,015																																																																																																																																																																
県単独 事 業	通常事業	560	565	565	565	565																																																																																																																																																																
	別枠事業	135	140	130	145	145																																																																																																																																																																
	山地防災・土砂災害対策事業	25	25	15	25	25																																																																																																																																																																
	緊急防災・減災事業	110	80	80	60	60																																																																																																																																																																
	長寿命化・環境整備対策事業	—	35	35	60	60																																																																																																																																																																
	県単独事業 計	695	705	695	710	710																																																																																																																																																																
合 計	1,739	1,735	1,710	1,725	1,725																																																																																																																																																																	
区 分		2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	参考																																																																																																																																																																	
					2019(H31) ～2020	2021 ～2023																																																																																																																																																																
国 庫 補 助 事 業	通常事業	1,020	1,015	1,030	1,030	1,030																																																																																																																																																																
	別枠事業	24	15	0																																																																																																																																																																		
	災害関連事業(注1)	24	15	0																																																																																																																																																																		
	国庫補助事業 計	1,044	1,030	1,030	1,030	1,030																																																																																																																																																																
県単独 事 業	通常事業	560	565	570	570	570																																																																																																																																																																
	別枠事業	135	140	175	180	100																																																																																																																																																																
	山地防災・土砂災害対策事業	25	25	(注2)30	30	30																																																																																																																																																																
	緊急防災・減災事業	110	80	100	(注3) 80	0																																																																																																																																																																
	長寿命化・環境整備対策事業	—	35	45	(注4) 70	70																																																																																																																																																																
	県単独事業 計	695	705	745	750	670																																																																																																																																																																
合 計	1,739	1,735	1,775	1,780	1,700																																																																																																																																																																	

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項目	変更後														参考				
	(単位:億円)														(単位:億円)				
4 財政フレーム (P9-14)	(3) 財政フレーム(事業費ベース)																		
	区分	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	H30-H19	2019(H31)	2020	2021	2022	2023
県 税 等	8,250	8,070	6,240	6,300	6,390	6,450	6,775	7,310	8,090	7,840	8,075	8,135	△ 115	8,385	8,915	9,380	9,655	10,010	
地方消費税率改定分	0	0	0	0	0	0	0	205	795	760	770	820	820	875	1,315	1,590	1,610	1,670	
地 方 交 付 税 等	3,650	3,790	4,630	5,110	4,850	4,930	4,800	4,655	4,330	4,325	4,200	4,105	455	4,025	4,430	4,360	4,305	4,190	
国 庫 支 出 金	1,660	1,850	2,780	2,060	1,930	2,460	2,045	1,715	1,810	1,780	1,695	1,515	△ 145	1,540	1,595	1,645	1,645	1,630	
特 定 財 源	3,920	4,090	5,895	5,980	5,400	4,340	4,200	3,485	3,150	3,010	2,985	3,895	△ 25	3,835	3,735	3,645	3,640	3,635	
県 債	1,170	1,040	1,260	1,020	1,000	1,230	910	935	1,025	1,310	1,225	930	△ 240	935	935	855	855	855	
そ の 他 の 収 入	340	310	330	300	240	200	250	205	215	200	245	190	△ 150	200	200	200	200	200	
歳 入 計 A	18,950	19,150	21,135	20,770	19,810	19,610	18,980	18,305	18,620	18,465	18,425	18,770	△ 180	18,920	19,810	20,085	20,300	20,520	
人 件 費	6,340	6,090	5,780	5,740	5,680	5,600	5,380	5,425	5,335	5,370	4,725	4,685	△ 1,655	4,650	4,630	4,635	4,620	4,625	
公 債 費	2,420	2,420	2,560	2,790	2,850	2,820	2,860	2,895	2,955	2,750	2,715	2,680	260	2,755	2,780	2,755	2,840	2,905	
臨時財政対策債分	165	200	230	300	335	355	385	450	515	560	600	680	515	735	770	805	845	900	
そ の 他	2,255	2,220	2,330	2,490	2,515	2,460	2,500	2,445	2,440	2,190	2,115	2,000	△ 255	2,020	2,010	1,950	1,995	2,005	
県 税 交 付 金	2,070	1,970	990	870	830	840	930	1,005	1,415	1,240	1,630	1,440	△ 630	1,410	1,855	1,960	2,030	2,100	
地方消費税率改定分	0	0	0	0	0	0	0	100	395	380	385	410	410	435	655	795	805	835	
行 政 経 費	6,860	7,380	9,830	9,905	9,250	8,520	8,270	7,580	7,395	7,215	7,320	8,190	1,330	8,325	8,760	9,020	9,105	9,185	
社会保障の充実分等	0	0	0	0	0	0	0	90	450	385	450	475	475	505	930	1,085	1,085	1,085	
新 規 枠 分	0	10	20	30	30	30	30	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	
投 資 的 経 費	2,540	2,380	2,830	2,220	1,970	2,480	2,150	1,890	1,900	2,210	2,185	1,775	△ 765	1,780	1,780	1,700	1,700	1,700	
総額	2,540	2,380	2,830	2,220	1,970	2,480	2,150	1,890	1,900	2,210	2,185	1,775	△ 765	1,780	1,780	1,700	1,700	1,700	
起債	1,170	1,040	1,260	1,020	1,000	1,230	910	935	1,025	1,310	1,230	930	△ 240	935	935	855	855	855	
補 助 事 業	1,420	1,310	1,540	1,290	1,260	1,770	1,255	1,020	1,110	1,280	1,275	1,030	△ 390	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	
起債	500	470	720	600	570	820	555	440	480	600	600	440	△ 60	440	440	440	440	440	
単 独 事 業	1,120	1,070	1,290	930	710	710	895	870	790	930	910	745	△ 375	750	750	670	670	670	
起債	670	570	540	420	440	410	355	495	545	710	630	490	△ 180	495	495	415	415	415	
歳 出 計 B	20,230	20,240	21,985	21,525	20,580	20,260	19,590	18,795	19,000	18,785	18,575	18,770	△ 1,460	18,920	19,805	20,070	20,295	20,515	
収 支 不 足 額 A - B C	△ 1,280	△ 1,105	△ 850	△ 755	△ 770	△ 650	△ 610	△ 490	△ 380	△ 320	△ 150	0	1,280	0	5	15	5	5	
財 源 対 策 額 E + F + G D	1,280	1,105	850	755	770	650	610	490	380	320	150	0	△ 1,280	0	0	0	0	0	
退職手当債の発行 E	370	430	300	250	250	250	200	200	200	100	80	0	△ 370	0	0	0	0	0	
行 革 推 進 債 の 発 行 F	290	350	240	250	250	100	170	125	150	100	70	0	△ 290	0	0	0	0	0	
県 債 管 理 基 金 の 活 用 G	620	325	310	255	270	300	240	165	30	120	0	0	△ 620	0	0	0	0	0	
最 終 収 支 C + D	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	15	5	5	

※1 2007(H19)年度～2016(H28)年度は最終予算、2017(H29)年度は年間見込ベース(経済対策補正等を含む)  
 ※2 教職員給与負担事務の政令市への移譲に伴う財政影響(対前年度比)  
 <2017(H29)年度>地方交付税等: △205億円、国庫支出金: △150億円、人件費: △660億円、県税交付金: +295億円、行政経費: △10億円  
 <2018(H30)年度>県税等: △250億円、県税交付金: △250億円 (参考 2019年度 県税等: △45億円、県税交付金: △45億円)  
 ※3 臨時財政対策債、減収補填債は、地方交付税等欄に計上  
 ※4 2016(H28)年度県債の額は、追加発行したため、大きくなっている  
 (追加発行額 補正予算債(200億円)、緊急防災・減災事業債(140億円)、地方消費税減収対策債(70億円))  
 ※5 災害復旧事業は除く  
 ※6 5億円単位で表記しているため、合計が一致しないことがある  
 ※7 2019(H31)年度以降の財政指標については、補正予算債や災害復旧事業に伴う県債の発行増など、財政運営の変動要素は織り込んでいない。



最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項目	変更後														参 考				
	区 分	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	H30-H19	2019(H31)	2020	2021	2022	2023
4 財政フレーム (P9-14)	【財政運営目標等の見通し】 (単位:億円、%)																		
	プライマリーバランス	△ 226	40	236	809	682	696	942	940	993	277	1,032	882	1,108					
	実質公債費比率(単年度) %	18.9	21.0	22.2	19.8	16.6	15.5	16.6	15.4	18.5	14.5	13.3	14.5	△ 4.4	15.2	15.5	15.6	17.0	17.7
	震災関連県債除き %	15.0	14.6	15.2	14.7	12.9	10.8	10.9	8.5	11.9	9.6	9.6	12.6	△ 2.4	12.2	13.7	13.9	15.4	16.3
	実質公債費比率(3か年平均) %	20.2	19.9	20.7	21.0	19.5	17.3	16.2	15.8	16.8	16.1	15.4	14.1	△ 6.1	14.3	15.0	15.4	16.0	16.8
	震災関連県債除き %	13.2	13.5	14.9	14.8	14.3	12.7	11.5	10.0	10.4	10.0	10.3	10.6	△ 2.6	11.4	12.8	13.3	14.3	15.2
	県債発行額(臨時財政対策債、減収補填債を除く)	1,883	1,844	1,702	1,495	1,608	1,440	1,233	1,284	1,359	1,777	1,022	1,282	△ 601	932	933	877	853	853
	県債残高	33,592	34,455	35,753	37,039	38,050	39,086	39,825	40,442	40,682	41,391	41,329	41,426	7,834	40,980	40,414	39,678	38,781	37,765
	臨時財政対策債、減収補填債75%分除き	33,592	※5 33,651 [33,632]	33,547 [33,385]	32,975 [32,736]	32,392 [32,088]	31,766 [31,393]	30,855 [30,255]	29,998 [29,344]	29,182 [28,506]	29,008 [28,200]	28,124 [27,311]	27,425 [26,579]	△ 6,167 [△ 7,013]	26,408	25,374	24,329	23,247	22,189
	対H19年度比 %	100.0	100.2	99.9	98.2	96.4	94.6	91.9	89.3	86.9	86.4	83.7	81.6	△ 18.4	96.3	92.5	88.7	84.8	80.9
	震災関連県債残高	8,460	8,037	7,605	7,136	6,675	6,216	5,757	5,303	4,818	4,386	3,992	3,615	△ 4,845	3,229	2,853	2,498	2,158	1,818
	将来負担比率 %	361.7	360.1	366.4	350.2	351.7	345.0	341.1	333.0	320.6	324.7	335.7	329.4	△ 32.3	317.8	294.5	280.8	270.3	258.6
	震災関連県債残高除き %	272.3	274.2	282.7	271.7	275.7	271.8	268.1	262.3	256.7	265.7	277.4	275.3	3.0	<245.9>	<231.7>	<224.9>	<220.2>	<213.9>
	県債管理基金残高	1,867	1,650	1,646	2,461	3,530	4,667	5,720	3,762	3,524	3,866	4,411	4,564	2,697	4,919	5,561	5,932	6,394	6,998
						(3,040)	(3,447)	(4,090)			[3,511]	[3,706]	[3,804]	[1,937]					
	県債管理基金ルール積立額	870	1,054	1,159	1,296	1,353	1,446	1,358	1,289	1,251	1,229	1,259	1,137	267	1,228	1,154	1,116	1,094	1,067
	県債管理基金活用額	465	250	249	91	186	271	239	168	30	50			皆減					
	基金活用額/ルール積立額 %	53.4	23.7	21.5	7.0	13.7	18.7	17.6	13.0	2.4	4.0			皆減					
	県債管理基金積立不足率 %	58.5	63.8	65.1	53.1	40.2	25.6	8.9	38.6	39.8	32.7	24.7	23.8	△ 34.7	23.7	20.1	19.9	19.1	17.3
						(48.4)	(44.6)	(34.9)			[38.9]	[36.5]	[35.7]	[△ 22.8]					
	経常収支比率 %	103.5	99.1	98.3	94.5	99.3	98.8	97.3	96.0	96.1	96.7	95.9	95.4	△ 8.1	95.5	95.6	95.4	95.7	95.7
	うち人件費 %	52.2	47.9	45.4	42.6	43.5	42.3	41.0	40.4	39.5	39.8	36.8	36.1	△ 16.1	35.2	33.6	32.9	32.4	32.0
												[39.8]	[39.1]	[△ 13.1]					
	うち公債費 %	25.6	24.7	25.6	25.2	27.4	27.2	26.5	25.6	24.9	24.2	24.4	24.5	△ 1.1	25.1	25.0	24.8	25.3	25.5
												[23.2]	[23.4]	[△ 2.2]					
	うち社会保障関係費等 %	25.7	26.5	27.3	26.7	28.4	29.3	29.8	30.0	31.7	32.7	34.7	34.8	9.1	35.2	37.0	37.7	38.0	38.2
											[33.2]	[33.3]	[7.6]						
震災関連公債費除き %	96.3	93.0	92.2	88.5	93.3	92.8	91.4	90.3	90.7	91.8	91.1	91.2	△ 5.1	91.4	91.9	92.0	92.4	92.5	

※1 2007(H19)年度～2016(H28)年度は決算、2017(H29)年度は年間見込ベース  
 ※2 県債残高は、地方財政調査方式で算定しており、事業の年度繰り越しに伴うものを含んでいる  
 ※3 実質公債費比率、県債管理基金残高、県債管理基金積立不足率の( )書きは、借換債平準化対策の影響を除いた場合の数値  
 ※4 【 】書きは、教職員給与負担事務の政令市への移譲に伴う標準財政規模の縮減、借換債の前倒し発行による県債管理基金残高の増等の影響を考慮した場合の数値  
 ※5 県債残高(臨時財政対策債・減収補填債75%分除き)の[ ]書きは、臨時財政対策債・減収補填債75%に加え、行革プラン期間中に発行した補正予算債の残高を除いた数値。なお、2019(H31)年度以降の数値は2018(H30)年度対比の数値  
 ※6 将来負担比率(震災関連県債残高除き)の2019(H31)年度以降の< >書きは、震災関連県債及び行革プラン期間中に発行した財源対策債(退職手当債、行革推進債)の残高を除いた数値  
 ※7 2019(H31)年度以降の財政指標については、補正予算債や災害復旧事業に伴う県債の発行増など、財政運営の変動要素は織り込んでいない。

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後
<p>(1) 組織 ア. 本庁 (P15)</p>	<p>1 部の体制の見直し</p> <p>(1) 5部体制の維持 時代の変化に伴う多様な政策課題に対して、総合的かつ機動的に施策展開を図るため、引き続き現行の5部体制を維持する。</p> <p>(2) 福祉部長の設置 保健・医療・福祉が連携した現行の健康福祉部の体制を維持しつつ、今後とも拡大する福祉分野における責任の明確化と機動性を高めるため、健康福祉部内に、福祉監に替えて担当部長として福祉部長を置く。</p>	<p>1 部の体制の見直し</p> <p>(1) <u>技監の設置</u> 安全・安心な社会基盤の整備を一層推進するため、技術面に関する統括者として技監を設置する。これに伴い、理事（技術担当）は廃止する。</p> <p>(2) <u>広報官の設置</u> 県の魅力を強力に発信する広報の企画、プロモーション活動を行うなど、新たな広報戦略を展開するため、広報官を設置する。</p> <p>(3) 5部体制の維持 (同左)</p> <p>(4) 福祉部長の設置 (同左)</p>
<p>(1) 組織 イ. 地方機関 (P16)</p>	<p>2 その他の地方機関の見直し</p> <p>(1) <u>消費者行政を推進する組織のあり方</u> 消費者行政を一層推進するため、県民生活審議会等の意見を踏まえ、生活科学総合センターを核に、市町との役割分担のもと、県が担う消費者被害の防止・救済機能を発揮できる組織とする。併せて、産官学民が一体となった“消費者教育”が総合的に推進できる体制を構築する。</p>	<p>2 その他の地方機関の見直し</p> <p>(1) <u>消費生活総合センターの設置</u> 消費者行政を一層推進するため、市町との役割分担のもと、地域消費生活センターの相談機能を集約するとともに、消費活動団体の拠点として消費生活総合センターを設置する。 商品テストについては効率化を図るため、県独自の実施は廃止し、消費生活総合センターにおいて、原因究明を専門の関係機関に依頼する方法に改める。 なお、試験研究機関としての生活科学総合センターは廃止するとともに、県立健康生活科学研究所を県立健康科学研究所に改める。</p> <p>(2) <u>消費者センターの設置</u> 地域消費生活センターについては、地域団体支援を行う消費者センターとする。 なお、引き続き市町と連携して相談に対応する但馬地域は、当面の間、但馬消費生活センターを存置する。</p>

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後
<p>(1) 組織 ウ. その他の組織 (P17)</p>	<p>2 警察</p> <p>(1) 警察本部 <u>治安情勢の変化等を踏まえ、組織の見直しに取り組む。</u></p> <p>(2) 警察署・交番・駐在所等 <u>治安情勢、人口動態、住民の利便性や意向、交通網の充実等の社会情勢の変化等を踏まえ、警察署、交番、駐在所等の適正配置に取り組む。</u></p> <p>3 附属機関</p> <p>(1) 統廃合及び運営の合理化、効率化の推進</p> <p>① 附属機関及び要綱等に基づく協議会等については、引き続き新設を抑制する一方、必要性の低下したものは統廃合する。</p> <p>② 委員報酬の減額措置については、職員の給与抑制措置に併せて縮小することとし、平成29年度は日額8%減額、月額4%減額とする。</p> <p>(2) 運営の活性化・透明性の向上 (略)</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 庁内自治の推進 職員による新規事業や事務改善の提案、自主的な政策研究などを促すとともに、職場会議や公益通報制度を通じた法令遵守の徹底により県民の信頼確保を図るなど、庁内自治を推進する。</p>	<p>2 警察</p> <p>(1) 警察本部 <u>次世代に向けた兵庫県警察の組織の在り方を考える懇話会からの答申（平成29年12月）を踏まえ、治安情勢の変化に専門的かつ広域的に対応する組織の構築に取り組む。</u></p> <p>(2) 警察署・交番・駐在所等 <u>上記答申を踏まえ、効率的かつ効果的な警察機能の向上の観点から、警察署、交番、駐在所等の適正配置に取り組む。</u></p> <p>3 附属機関</p> <p>(1) 統廃合及び運営の合理化、効率化の推進</p> <p>① (同左)</p> <p>② 委員報酬の減額措置については、職員の給与抑制措置に併せて縮小することとし、平成30年度は日額4%減額、月額2%減額とする。</p> <p>(2) 運営の活性化・透明性の向上 (同左)</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 庁内自治の推進</p> <p>① 職員による新規事業や事務改善の提案、自主的な政策研究などを促すとともに、職場会議などを通じた服務規律の遵守はもとより、<u>公益通報制度を通じた法令遵守の徹底により県民の信頼確保を図る。</u></p> <p>② <u>兵庫県庁ワーク・ライフ・バランス取組宣言に基づき、「働きやすい職場の実現」「子育て・介護と仕事の両立支援」「超過勤務の縮減」に向けた取組を進める。</u></p>

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																																																																																																																																																						
(2) 職員 イ. 給与 (P21-22)	1 特別職 給与抑制措置について、行財政構造改革期間中における本県の財政状況、一般職の状況、国の経済・財政再生計画の動向を踏まえて縮小を図ることとし、その具体的内容は毎年度定める。  (1) 給料の減額 <table border="1" data-bbox="457 457 1323 646"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事</td> <td>△15%</td> <td>△ 12%</td> <td>△ 9%</td> <td>△ 7%</td> </tr> <tr> <td>副 知 事</td> <td>△10%</td> <td>△ 8%</td> <td>△ 6%</td> <td>△ 4%</td> </tr> <tr> <td>教育長等</td> <td>△ 5%</td> <td>△ 4%</td> <td>△ 3%</td> <td>△ 2%</td> </tr> <tr> <td>防災監等</td> <td>△ 2%</td> <td>△1.6%</td> <td>△1.2%</td> <td>△0.8%</td> </tr> </tbody> </table> (2) 期末手当の減額 <table border="1" data-bbox="457 716 1323 905"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事</td> <td>△30%</td> <td>△25%</td> <td>△20%</td> <td>△15%</td> </tr> <tr> <td>副 知 事</td> <td>△28%</td> <td>△23%</td> <td>△18%</td> <td>△13%</td> </tr> <tr> <td>教育長等</td> <td>△26%</td> <td>△21%</td> <td>△16%</td> <td>△11%</td> </tr> <tr> <td>防災監等</td> <td>△25%</td> <td>△20%</td> <td>△15%</td> <td>△ 9%</td> </tr> </tbody> </table> (3) 退職手当の減額 知事、副知事 5%減額  (注) 給与抑制措置とは別に、特別職報酬等審議会の答申により、平成25年度から給料本則△5%、期末手当本則△5%、退職手当本則△25%の改定を実施済  (参考) 平成29年度特別職・議員の年収削減の状況(平成19年度との比較) [特別職] <table border="1" data-bbox="457 1297 1323 1413"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>答申による削減額</th> <th>行革による削減額</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事</td> <td>△125万円</td> <td>△274万円</td> <td>△399万円</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>△107万円</td> <td>△161万円</td> <td>△268万円</td> </tr> </tbody> </table> (注) 人事委員会勧告に準じた改定額を除く  [議 員] <table border="1" data-bbox="457 1520 1323 1598"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>答申による削減額(率)</th> <th>行革による削減額(率)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議 員</td> <td>△81万円(△5%)</td> <td>△48万円(△5%)</td> <td>△129万円</td> </tr> </tbody> </table> (注) 人事委員会勧告に準じた改定額を除く	区 分	H26	H27	H28	H29	知 事	△15%	△ 12%	△ 9%	△ 7%	副 知 事	△10%	△ 8%	△ 6%	△ 4%	教育長等	△ 5%	△ 4%	△ 3%	△ 2%	防災監等	△ 2%	△1.6%	△1.2%	△0.8%	区 分	H26	H27	H28	H29	知 事	△30%	△25%	△20%	△15%	副 知 事	△28%	△23%	△18%	△13%	教育長等	△26%	△21%	△16%	△11%	防災監等	△25%	△20%	△15%	△ 9%	区 分	答申による削減額	行革による削減額	合計	知 事	△125万円	△274万円	△399万円	副知事	△107万円	△161万円	△268万円	区 分	答申による削減額(率)	行革による削減額(率)	合計	議 員	△81万円(△5%)	△48万円(△5%)	△129万円	1 特別職 (同左)  (1) 給料の減額 <table border="1" data-bbox="1697 457 2742 646"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事</td> <td>△15%</td> <td>△ 12%</td> <td>△ 9%</td> <td>△ 7%</td> <td>△ 5%</td> </tr> <tr> <td>副 知 事</td> <td>△10%</td> <td>△ 8%</td> <td>△ 6%</td> <td>△ 4%</td> <td>△ 3%</td> </tr> <tr> <td>教育長等</td> <td>△ 5%</td> <td>△ 4%</td> <td>△ 3%</td> <td>△ 2%</td> <td>△ 2%</td> </tr> <tr> <td>防災監等</td> <td>△ 2%</td> <td>△1.6%</td> <td>△1.2%</td> <td>△0.8%</td> <td>△0.4%</td> </tr> </tbody> </table> (2) 期末手当の減額 <table border="1" data-bbox="1697 716 2742 905"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事</td> <td>△30%</td> <td>△25%</td> <td>△20%</td> <td>△15%</td> <td>△10%</td> </tr> <tr> <td>副 知 事</td> <td>△28%</td> <td>△23%</td> <td>△18%</td> <td>△13%</td> <td>△ 7%</td> </tr> <tr> <td>教育長等</td> <td>△26%</td> <td>△21%</td> <td>△16%</td> <td>△11%</td> <td>△ 5%</td> </tr> <tr> <td>防災監等</td> <td>△25%</td> <td>△20%</td> <td>△15%</td> <td>△ 9%</td> <td>△ 3%</td> </tr> </tbody> </table> (3) 退職手当の減額 知事、副知事 5%減額  (注) (同左)  (参考) 平成30年度特別職・議員の年収削減の状況(平成19年度との比較) [特別職] <table border="1" data-bbox="1697 1297 2564 1413"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>答申による削減額</th> <th>行革による削減額</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事</td> <td>△125万円</td> <td>△212万円</td> <td>△337万円</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>△107万円</td> <td>△125万円</td> <td>△232万円</td> </tr> </tbody> </table> (注) 人事委員会勧告に準じた改定額を除く  [議 員] <table border="1" data-bbox="1697 1520 2564 1598"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>答申による削減額(率)</th> <th>行革による削減額(率)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議 員</td> <td>△81万円(△5%)</td> <td>△48万円(△5%)</td> <td>△129万円</td> </tr> </tbody> </table> (注) 人事委員会勧告に準じた改定額を除く	区 分	H26	H27	H28	H29	H30	知 事	△15%	△ 12%	△ 9%	△ 7%	△ 5%	副 知 事	△10%	△ 8%	△ 6%	△ 4%	△ 3%	教育長等	△ 5%	△ 4%	△ 3%	△ 2%	△ 2%	防災監等	△ 2%	△1.6%	△1.2%	△0.8%	△0.4%	区 分	H26	H27	H28	H29	H30	知 事	△30%	△25%	△20%	△15%	△10%	副 知 事	△28%	△23%	△18%	△13%	△ 7%	教育長等	△26%	△21%	△16%	△11%	△ 5%	防災監等	△25%	△20%	△15%	△ 9%	△ 3%	区 分	答申による削減額	行革による削減額	合計	知 事	△125万円	△212万円	△337万円	副知事	△107万円	△125万円	△232万円	区 分	答申による削減額(率)	行革による削減額(率)	合計	議 員	△81万円(△5%)	△48万円(△5%)	△129万円
区 分	H26	H27	H28	H29																																																																																																																																																				
知 事	△15%	△ 12%	△ 9%	△ 7%																																																																																																																																																				
副 知 事	△10%	△ 8%	△ 6%	△ 4%																																																																																																																																																				
教育長等	△ 5%	△ 4%	△ 3%	△ 2%																																																																																																																																																				
防災監等	△ 2%	△1.6%	△1.2%	△0.8%																																																																																																																																																				
区 分	H26	H27	H28	H29																																																																																																																																																				
知 事	△30%	△25%	△20%	△15%																																																																																																																																																				
副 知 事	△28%	△23%	△18%	△13%																																																																																																																																																				
教育長等	△26%	△21%	△16%	△11%																																																																																																																																																				
防災監等	△25%	△20%	△15%	△ 9%																																																																																																																																																				
区 分	答申による削減額	行革による削減額	合計																																																																																																																																																					
知 事	△125万円	△274万円	△399万円																																																																																																																																																					
副知事	△107万円	△161万円	△268万円																																																																																																																																																					
区 分	答申による削減額(率)	行革による削減額(率)	合計																																																																																																																																																					
議 員	△81万円(△5%)	△48万円(△5%)	△129万円																																																																																																																																																					
区 分	H26	H27	H28	H29	H30																																																																																																																																																			
知 事	△15%	△ 12%	△ 9%	△ 7%	△ 5%																																																																																																																																																			
副 知 事	△10%	△ 8%	△ 6%	△ 4%	△ 3%																																																																																																																																																			
教育長等	△ 5%	△ 4%	△ 3%	△ 2%	△ 2%																																																																																																																																																			
防災監等	△ 2%	△1.6%	△1.2%	△0.8%	△0.4%																																																																																																																																																			
区 分	H26	H27	H28	H29	H30																																																																																																																																																			
知 事	△30%	△25%	△20%	△15%	△10%																																																																																																																																																			
副 知 事	△28%	△23%	△18%	△13%	△ 7%																																																																																																																																																			
教育長等	△26%	△21%	△16%	△11%	△ 5%																																																																																																																																																			
防災監等	△25%	△20%	△15%	△ 9%	△ 3%																																																																																																																																																			
区 分	答申による削減額	行革による削減額	合計																																																																																																																																																					
知 事	△125万円	△212万円	△337万円																																																																																																																																																					
副知事	△107万円	△125万円	△232万円																																																																																																																																																					
区 分	答申による削減額(率)	行革による削減額(率)	合計																																																																																																																																																					
議 員	△81万円(△5%)	△48万円(△5%)	△129万円																																																																																																																																																					

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項目	現 行	変 更 後																																																																																		
(2) 職員 イ. 給与 (P21-22)	2 一般職 給与抑制措置について、行財政構造改革期間中における本県の財政状況、国の経済・財政再生計画の動向、職員の勤務状況等を踏まえ、平成30年度末までの解消に向けて取り組むこととし、その具体的内容は毎年度定める。	2 一般職 (同左)																																																																																		
	(1) 給料の減額 ① 行政職は役職に応じて次のとおり減額措置を縮小 ② 他の職種も行政職との均衡により減額措置を縮小	(1) 給料の減額 ① 行政職の減額措置について、一般職員は解消し、管理職は役職に応じて縮小 ② 他の職種も行政職との均衡により、減額措置を解消もしくは縮小																																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">管理職</td> <td>部長・局長級</td> <td>△7.0%</td> <td>△5.6%</td> <td>△4.2%</td> <td>△2.8%</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>△6.0%</td> <td>△4.8%</td> <td>△3.6%</td> <td>△2.4%</td> </tr> <tr> <td>副課長級</td> <td>△4.0%</td> <td>△3.2%</td> <td>△2.4%</td> <td>△1.6%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般職員</td> <td>主任専門員級</td> <td>△3.0%</td> <td>△2.3%</td> <td>△1.6%</td> <td>△0.9%</td> </tr> <tr> <td>班長・主査・主任級</td> <td>△2.8%</td> <td>△2.1%</td> <td>△1.4%</td> <td>△0.7%</td> </tr> <tr> <td>若手職員</td> <td>△2.5%</td> <td>△1.8%</td> <td>△1.1%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		H26	H27	H28	H29	管理職	部長・局長級	△7.0%	△5.6%	△4.2%	△2.8%	課長級	△6.0%	△4.8%	△3.6%	△2.4%	副課長級	△4.0%	△3.2%	△2.4%	△1.6%	一般職員	主任専門員級	△3.0%	△2.3%	△1.6%	△0.9%	班長・主査・主任級	△2.8%	△2.1%	△1.4%	△0.7%	若手職員	△2.5%	△1.8%	△1.1%	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">管理職</td> <td>部長・局長級</td> <td>△7.0%</td> <td>△5.6%</td> <td>△4.2%</td> <td>△2.8%</td> <td>△1.4%</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>△6.0%</td> <td>△4.8%</td> <td>△3.6%</td> <td>△2.4%</td> <td>△1.2%</td> </tr> <tr> <td>副課長級</td> <td>△4.0%</td> <td>△3.2%</td> <td>△2.4%</td> <td>△1.6%</td> <td>△0.8%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般職員</td> <td>主任専門員級</td> <td>△3.0%</td> <td>△2.3%</td> <td>△1.6%</td> <td>△0.9%</td> <td rowspan="3">—</td> </tr> <tr> <td>班長・主査・主任級</td> <td>△2.8%</td> <td>△2.1%</td> <td>△1.4%</td> <td>△0.7%</td> </tr> <tr> <td>若手職員</td> <td>△2.5%</td> <td>△1.8%</td> <td>△1.1%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		H26	H27	H28	H29	H30	管理職	部長・局長級	△7.0%	△5.6%	△4.2%	△2.8%	△1.4%	課長級	△6.0%	△4.8%	△3.6%	△2.4%	△1.2%	副課長級	△4.0%	△3.2%	△2.4%	△1.6%	△0.8%	一般職員	主任専門員級	△3.0%	△2.3%	△1.6%	△0.9%	—	班長・主査・主任級	△2.8%	△2.1%	△1.4%	△0.7%	若手職員	△2.5%	△1.8%	△1.1%	—	
	区 分		H26	H27	H28	H29																																																																														
	管理職	部長・局長級	△7.0%	△5.6%	△4.2%	△2.8%																																																																														
		課長級	△6.0%	△4.8%	△3.6%	△2.4%																																																																														
		副課長級	△4.0%	△3.2%	△2.4%	△1.6%																																																																														
	一般職員	主任専門員級	△3.0%	△2.3%	△1.6%	△0.9%																																																																														
		班長・主査・主任級	△2.8%	△2.1%	△1.4%	△0.7%																																																																														
		若手職員	△2.5%	△1.8%	△1.1%	—																																																																														
区 分		H26	H27	H28	H29	H30																																																																														
管理職	部長・局長級	△7.0%	△5.6%	△4.2%	△2.8%	△1.4%																																																																														
	課長級	△6.0%	△4.8%	△3.6%	△2.4%	△1.2%																																																																														
	副課長級	△4.0%	△3.2%	△2.4%	△1.6%	△0.8%																																																																														
一般職員	主任専門員級	△3.0%	△2.3%	△1.6%	△0.9%	—																																																																														
	班長・主査・主任級	△2.8%	△2.1%	△1.4%	△0.7%																																																																															
	若手職員	△2.5%	△1.8%	△1.1%	—																																																																															
(注) 地域手当は含まない。	(注) 地域手当は含まない。																																																																																			
(2) 期末・勤勉手当の減額 役職に応じて次のとおり減額措置を縮小	(2) 期末・勤勉手当の減額 ① 行政職の減額措置について、一般職員及び副課長級は解消し、課長級以上は役職に応じて縮小 ② 他の職種も行政職との均衡により、減額措置を解消もしくは縮小																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">管理職</td> <td>部長級</td> <td>△14%</td> <td>△11.5%</td> <td>△10%</td> <td>△9.0%</td> </tr> <tr> <td>局長級</td> <td>△13%</td> <td>△10.5%</td> <td>△9%</td> <td>△7.5%</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>△10%</td> <td>△7.5%</td> <td>△6%</td> <td>△4.0%</td> </tr> <tr> <td>副課長級</td> <td>△4%</td> <td>△2.0%</td> <td>△1%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般職員</td> <td>主任専門員級</td> <td>△4%</td> <td>△2.0%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>班長・主査・主任級</td> <td>△1%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		H26	H27	H28	H29	管理職	部長級	△14%	△11.5%	△10%	△9.0%	局長級	△13%	△10.5%	△9%	△7.5%	課長級	△10%	△7.5%	△6%	△4.0%	副課長級	△4%	△2.0%	△1%	—	一般職員	主任専門員級	△4%	△2.0%	—	—	班長・主査・主任級	△1%	—	—	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">管理職</td> <td>部長級</td> <td>△14%</td> <td>△11.5%</td> <td>△10%</td> <td>△9.0%</td> <td>△3.5%</td> </tr> <tr> <td>局長級</td> <td>△13%</td> <td>△10.5%</td> <td>△9%</td> <td>△7.5%</td> <td>△3.0%</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>△10%</td> <td>△7.5%</td> <td>△6%</td> <td>△4.0%</td> <td>△0.5%</td> </tr> <tr> <td>副課長級</td> <td>△4%</td> <td>△2.0%</td> <td>△1%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般職員</td> <td>主任専門員級</td> <td>△4%</td> <td>△2.0%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>班長・主査・主任級</td> <td>△1%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		H26	H27	H28	H29	H30	管理職	部長級	△14%	△11.5%	△10%	△9.0%	△3.5%	局長級	△13%	△10.5%	△9%	△7.5%	△3.0%	課長級	△10%	△7.5%	△6%	△4.0%	△0.5%	副課長級	△4%	△2.0%	△1%	—	—	一般職員	主任専門員級	△4%	△2.0%	—	—	—	班長・主査・主任級	△1%	—	—	—	—
区 分		H26	H27	H28	H29																																																																															
管理職	部長級	△14%	△11.5%	△10%	△9.0%																																																																															
	局長級	△13%	△10.5%	△9%	△7.5%																																																																															
	課長級	△10%	△7.5%	△6%	△4.0%																																																																															
	副課長級	△4%	△2.0%	△1%	—																																																																															
一般職員	主任専門員級	△4%	△2.0%	—	—																																																																															
	班長・主査・主任級	△1%	—	—	—																																																																															
区 分		H26	H27	H28	H29	H30																																																																														
管理職	部長級	△14%	△11.5%	△10%	△9.0%	△3.5%																																																																														
	局長級	△13%	△10.5%	△9%	△7.5%	△3.0%																																																																														
	課長級	△10%	△7.5%	△6%	△4.0%	△0.5%																																																																														
	副課長級	△4%	△2.0%	△1%	—	—																																																																														
一般職員	主任専門員級	△4%	△2.0%	—	—	—																																																																														
	班長・主査・主任級	△1%	—	—	—	—																																																																														
(注) 地域手当は含まない。	(注) 地域手当は含まない。																																																																																			
(3) 管理職手当の減額 管理職全員 20%減額	(3) 管理職手当の減額 管理職全員 20%減額																																																																																			
(参考) ① 地域手当の支給状況	(参考) ① 地域手当の支給状況																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19</th> <th>H20~H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29当初</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地</td> <td>10%</td> <td>8%</td> <td>8.75%</td> <td>9.55%</td> <td>9.25%</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>7%</td> <td>5%</td> <td>5.75%</td> <td>6.55%</td> <td>6.25%</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>5%</td> <td>3%</td> <td>3.75%</td> <td>4.55%</td> <td>4.25%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19	H20~H26	H27	H28	H29当初	1級地	10%	8%	8.75%	9.55%	9.25%	2級地	7%	5%	5.75%	6.55%	6.25%	3級地	5%	3%	3.75%	4.55%	4.25%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19</th> <th>H20~H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地</td> <td>10%</td> <td>8%</td> <td>8.75%</td> <td>9.55%</td> <td>9.4%</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>7%</td> <td>5%</td> <td>5.75%</td> <td>6.55%</td> <td>6.4%</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>5%</td> <td>3%</td> <td>3.75%</td> <td>4.55%</td> <td>4.4%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19	H20~H26	H27	H28	H29~	1級地	10%	8%	8.75%	9.55%	9.4%	2級地	7%	5%	5.75%	6.55%	6.4%	3級地	5%	3%	3.75%	4.55%	4.4%																																			
区 分	H19	H20~H26	H27	H28	H29当初																																																																															
1級地	10%	8%	8.75%	9.55%	9.25%																																																																															
2級地	7%	5%	5.75%	6.55%	6.25%																																																																															
3級地	5%	3%	3.75%	4.55%	4.25%																																																																															
区 分	H19	H20~H26	H27	H28	H29~																																																																															
1級地	10%	8%	8.75%	9.55%	9.4%																																																																															
2級地	7%	5%	5.75%	6.55%	6.4%																																																																															
3級地	5%	3%	3.75%	4.55%	4.4%																																																																															
(注) 平成28年度の引上げ(+0.8%)のうち、0.3%は28年度限りの措置	(注) 平成28年度の引上げ(+0.8%)のうち、0.3%は28年度限りの措置																																																																																			
② 平成29年度職員1人あたりの年収削減の状況(平成19年度との比較)	② 平成30年度職員1人あたりの年収削減の状況(平成19年度との比較)																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>行革による削減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級</td> <td>△97万円</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>△61万円</td> </tr> <tr> <td>全職員平均</td> <td>△19万円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	行革による削減額	部長級	△97万円	課長級	△61万円	全職員平均	△19万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>行革による削減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級</td> <td>△52万円</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>△29万円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	行革による削減額	部長級	△52万円	課長級	△29万円																																																																					
区 分	行革による削減額																																																																																			
部長級	△97万円																																																																																			
課長級	△61万円																																																																																			
全職員平均	△19万円																																																																																			
区 分	行革による削減額																																																																																			
部長級	△52万円																																																																																			
課長級	△29万円																																																																																			
(注) 人事委員会勧告による改定額を除く	(注) 人事委員会勧告による改定額を除く																																																																																			

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																																																																
(2) 職員 ウ. 多様な働き方の推進 (P24-26)	1 仕事と生活の調和  (1) <u>職場環境づくりの推進</u> 所属長をはじめとした管理・監督職の意識改革、休暇・休業等制度の取得促進に向けた取り組みを推進する。 (2) <u>支援制度の充実・活用促進</u> 育児・介護等を行う職員に対する支援制度の充実を図るとともに、運用改善と周知徹底により更なる活用を推進する。  (参考) (1) <u>主な休暇・休業等制度</u> ① <u>休暇・休業</u> <table border="1" data-bbox="424 848 1576 1583"> <thead> <tr> <th>制 度</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">育 児</td> <td>(1) 産前産後休暇</td> <td>出産予定日8週間前の日から産後8週間を経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(2) 配偶者の出産補助休暇</td> <td>妻の出産に係る入退院時・出産時の付添い入院中の世話等を行う場合(3日)</td> </tr> <tr> <td>(3) 男性の育児参加休暇</td> <td>妻の出産に伴い、出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合(5日)</td> </tr> <tr> <td>(4) 育児休業</td> <td>3歳に達するまでの子を養育する場合 (拡充)子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子等を追加</td> </tr> <tr> <td>(5) 育児短時間勤務</td> <td>小学校就学前の子を養育する場合(1日の勤務時間を短縮)</td> </tr> <tr> <td>(6) 子育て支援休暇</td> <td>小学校修了前の子の看護等を行う場合(年5日)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">介 護</td> <td>(7) 介護休暇</td> <td>要介護者である家族を介護する場合(最長6ヶ月) (拡充)合計6月以下の範囲内で3回まで分割取得可 対象家族のうち祖父母・孫・兄弟姉妹の同居要件を撤廃</td> </tr> <tr> <td>(8) 介護時間(新設)</td> <td>要介護者である家族を介護する場合(1日2時間、3年)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">そ の 他</td> <td>(9) 自己啓発等休業</td> <td>公務能力向上のための大学等へ就学する場合(最長2年)</td> </tr> <tr> <td>(10) ボランティア休暇</td> <td>被災地等で支援活動等を行う場合(年5日)</td> </tr> </tbody> </table> ※拡充・新設はH29.1.1実施  ② <u>就業支援制度</u> <table border="1" data-bbox="424 1692 1576 1841"> <thead> <tr> <th>制 度</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 在宅勤務</td> <td>小学校修了前の子を養育する場合</td> </tr> <tr> <td>(2) フレックスタイム制</td> <td>小学校修了前の子を養育する場合及び要介護者である家族を介護する場合</td> </tr> </tbody> </table>	制 度	概 要	育 児	(1) 産前産後休暇	出産予定日8週間前の日から産後8週間を経過するまでの期間	(2) 配偶者の出産補助休暇	妻の出産に係る入退院時・出産時の付添い入院中の世話等を行う場合(3日)	(3) 男性の育児参加休暇	妻の出産に伴い、出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合(5日)	(4) 育児休業	3歳に達するまでの子を養育する場合 (拡充)子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子等を追加	(5) 育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育する場合(1日の勤務時間を短縮)	(6) 子育て支援休暇	小学校修了前の子の看護等を行う場合(年5日)	介 護	(7) 介護休暇	要介護者である家族を介護する場合(最長6ヶ月) (拡充)合計6月以下の範囲内で3回まで分割取得可 対象家族のうち祖父母・孫・兄弟姉妹の同居要件を撤廃	(8) 介護時間(新設)	要介護者である家族を介護する場合(1日2時間、3年)	そ の 他	(9) 自己啓発等休業	公務能力向上のための大学等へ就学する場合(最長2年)	(10) ボランティア休暇	被災地等で支援活動等を行う場合(年5日)	制 度	概 要	(1) 在宅勤務	小学校修了前の子を養育する場合	(2) フレックスタイム制	小学校修了前の子を養育する場合及び要介護者である家族を介護する場合	1 仕事と生活の調和  部局長等で構成する働き方改革推進委員会のもと、兵庫県庁ワーク・ライフ・バランス取組宣言に基づき、「働きやすい職場の実現」「子育て・介護と仕事の両立支援」「超過勤務の縮減」に向けた取組を進める。  (1) <u>働きやすい職場の実現</u> (同左)  (2) <u>子育て・介護と仕事の両立支援</u> (同左)  (参考) ① <u>主な休暇・休業等制度</u> ア <u>休暇・休業</u> <table border="1" data-bbox="1665 848 2816 1520"> <thead> <tr> <th>制 度</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">育 児</td> <td>(1) 産前産後休暇</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>(2) 配偶者の出産補助休暇</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>(3) 男性の育児参加休暇</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>(4) 育児休業</td> <td>3歳に達するまでの子を養育する場合</td> </tr> <tr> <td>(5) 育児短時間勤務</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>(6) 子育てのための部分休暇</td> <td>小学校1~3年生までの子を、学童保育施設に出迎える場合(1日2時間) (拡充)対象となる子を小学校1年生から3年生まで、 上限時間を1時間から2時間に拡大</td> </tr> <tr> <td>(7) 子育て支援休暇</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">介 護</td> <td>(8) 介護休暇</td> <td>要介護者である家族を介護する場合(最長6ヶ月)</td> </tr> <tr> <td>(9) 介護時間</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">そ の 他</td> <td>(10) 自己啓発等休業</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>(11) ボランティア休暇</td> <td>(同左)</td> </tr> </tbody> </table> ※拡充はH30.4.1実施  イ <u>就業支援制度</u> <table border="1" data-bbox="1665 1692 2816 1881"> <thead> <tr> <th>制 度</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 在宅勤務</td> <td>本庁において小学校修了前の子を養育する場合 (拡充)対象者を出先機関の職員や管理職などにも拡大できるよう課題把握を行うため、様々な職場や職員を選定の上、試行的に実施</td> </tr> <tr> <td>(2) フレックスタイム制</td> <td>(同左)</td> </tr> </tbody> </table> ※拡充はH30.4.1実施	制 度	概 要	育 児	(1) 産前産後休暇	(同左)	(2) 配偶者の出産補助休暇	(同左)	(3) 男性の育児参加休暇	(同左)	(4) 育児休業	3歳に達するまでの子を養育する場合	(5) 育児短時間勤務	(同左)	(6) 子育てのための部分休暇	小学校1~3年生までの子を、学童保育施設に出迎える場合(1日2時間) (拡充)対象となる子を小学校1年生から3年生まで、 上限時間を1時間から2時間に拡大	(7) 子育て支援休暇	(同左)	介 護	(8) 介護休暇	要介護者である家族を介護する場合(最長6ヶ月)	(9) 介護時間	(同左)	そ の 他	(10) 自己啓発等休業	(同左)	(11) ボランティア休暇	(同左)	制 度	概 要	(1) 在宅勤務	本庁において小学校修了前の子を養育する場合 (拡充)対象者を出先機関の職員や管理職などにも拡大できるよう課題把握を行うため、様々な職場や職員を選定の上、試行的に実施	(2) フレックスタイム制	(同左)
制 度	概 要																																																																	
育 児	(1) 産前産後休暇	出産予定日8週間前の日から産後8週間を経過するまでの期間																																																																
	(2) 配偶者の出産補助休暇	妻の出産に係る入退院時・出産時の付添い入院中の世話等を行う場合(3日)																																																																
	(3) 男性の育児参加休暇	妻の出産に伴い、出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合(5日)																																																																
	(4) 育児休業	3歳に達するまでの子を養育する場合 (拡充)子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子等を追加																																																																
	(5) 育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育する場合(1日の勤務時間を短縮)																																																																
	(6) 子育て支援休暇	小学校修了前の子の看護等を行う場合(年5日)																																																																
介 護	(7) 介護休暇	要介護者である家族を介護する場合(最長6ヶ月) (拡充)合計6月以下の範囲内で3回まで分割取得可 対象家族のうち祖父母・孫・兄弟姉妹の同居要件を撤廃																																																																
	(8) 介護時間(新設)	要介護者である家族を介護する場合(1日2時間、3年)																																																																
そ の 他	(9) 自己啓発等休業	公務能力向上のための大学等へ就学する場合(最長2年)																																																																
	(10) ボランティア休暇	被災地等で支援活動等を行う場合(年5日)																																																																
制 度	概 要																																																																	
(1) 在宅勤務	小学校修了前の子を養育する場合																																																																	
(2) フレックスタイム制	小学校修了前の子を養育する場合及び要介護者である家族を介護する場合																																																																	
制 度	概 要																																																																	
育 児	(1) 産前産後休暇	(同左)																																																																
	(2) 配偶者の出産補助休暇	(同左)																																																																
	(3) 男性の育児参加休暇	(同左)																																																																
	(4) 育児休業	3歳に達するまでの子を養育する場合																																																																
	(5) 育児短時間勤務	(同左)																																																																
	(6) 子育てのための部分休暇	小学校1~3年生までの子を、学童保育施設に出迎える場合(1日2時間) (拡充)対象となる子を小学校1年生から3年生まで、 上限時間を1時間から2時間に拡大																																																																
	(7) 子育て支援休暇	(同左)																																																																
介 護	(8) 介護休暇	要介護者である家族を介護する場合(最長6ヶ月)																																																																
	(9) 介護時間	(同左)																																																																
そ の 他	(10) 自己啓発等休業	(同左)																																																																
	(11) ボランティア休暇	(同左)																																																																
制 度	概 要																																																																	
(1) 在宅勤務	本庁において小学校修了前の子を養育する場合 (拡充)対象者を出先機関の職員や管理職などにも拡大できるよう課題把握を行うため、様々な職場や職員を選定の上、試行的に実施																																																																	
(2) フレックスタイム制	(同左)																																																																	

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後
<p>(2) 職員 ウ. 多様な働き方の推進 (P24-26)</p>	<p><u>(2) 育児にかかる休暇・休業の取得に関する目標 [知事部局等(※)の数値目標]</u> (略)</p> <p><u>2 超過勤務の縮減</u></p> <p><u>(1) 超過勤務の発生要因を踏まえた対策の推進</u> 長時間労働は、職員の健康に影響を及ぼすとともに、労働生産性の低下や、仕事と家庭生活の両立も困難にする。 超過勤務の発生要因は、即時対応を要する危機管理業務のように事前に予測し得えない要因もあるが、その是正は喫緊の課題である。 その縮減を図るため、<u>国における超過勤務の上限規制に向けた検討状況を踏まえた目標を設定するとともに、全ての課・事務所等において超過勤務の発生要因を点検し、各職場の実態に応じ、①適切な労働時間の管理、②業務量の縮減・仕事の進め方の見直し、③職員の意識改革を3本の柱にした取組みを実施する。</u></p> <p><u>(2) 目標</u> 長時間労働の是正に向け、具体的目標を設定する。</p> <p><u>(3) 具体的な取組み</u> <u>個人だけでなく、班や課・事務所等などチーム単位のマネジメントを基本に次の取組みを実施。</u></p> <p><u>① 適切な労働時間の管理</u> ・<u>超過勤務に関する規則の策定</u> ・<u>幹部会議等の場での超過勤務実績の情報共有と対応協議</u> ・<u>休日の超過勤務の原則禁止</u></p> <p><u>② 業務量の縮減・仕事の進め方の見直し</u> ・<u>全課・事務所等での超過勤務要因の総点検とディスカッションによる目標設定</u> ・<u>班・課などの単位で、業務の平準化を徹底</u> ・<u>超過勤務ガイドラインの作成</u></p> <p><u>③ 職員の意識改革</u> ・<u>タイムマネジメントに関する研修の強化</u> ・<u>チームを評価するインセンティブ制度の導入</u></p> <p><u>(参考) これまでの主な取組み</u> <u>(1) 管理職による適切な業務の進行管理</u> <u>(2) 超勤上限目標(原則:月45時間、年360時間)達成に向けた、年間を通じた計画的な業務執行</u> <u>(3) 週休日等の振替制度の活用</u> <u>(4) 超勤代休時間の取得促進</u> <u>(5) 産業医による所属長・職員への助言・指導</u> <u>(6) 定時退庁日(水曜日・金曜日)・定時退庁週間の取り組み</u> <u>(7) 職員相互の親睦行事を組み入れた「コミュニケーションの日」、家族の絆を深める「家族の日」の設定</u></p> <p><u>3 女性が活躍できる場の拡大</u> (略)</p> <p><u>4 退職する職員が有する経験・知識の活用</u> (略)</p>	<p><u>② 育児にかかる休暇・休業の取得に関する目標 [知事部局等(※)の数値目標]</u> (同左)</p> <p><u>(3) 超過勤務の縮減</u></p> <p><u>① 超過勤務の発生要因を踏まえた対策の推進</u> 長時間労働は、職員の健康に影響を及ぼすとともに、労働生産性の低下や、仕事と家庭生活の両立も困難にする。 超過勤務の発生要因は、即時対応を要する危機管理業務のように事前に予測し得えない要因もあるが、その是正は喫緊の課題である。 その縮減を図るため<u>平成29年5月に制定した「超過勤務に関する規則」に基づき、上限時間の範囲内で対応可能な業務量や執行体制となるよう、全ての課・事務所等において超過勤務の発生要因を点検し、各職場の実態に応じ、①適切な労働時間の管理、②業務量の縮減・仕事の進め方の見直し、③職員の意識改革を3本の柱にした取組みを実施する。</u></p> <p><u>② 目標</u> <u>所属平均で、平成30年度に平成28年度の超過勤務時間(実績)の10%減</u></p> <p><u>③ 具体的な取組み</u></p> <p><u>ア 適切な労働時間の管理</u> ・<u>超過勤務に関する規則、要綱に基づく適切な管理</u> ・<u>政策会議での超過勤務実績の公表</u> ・<u>各局、県民局・県民センターでの超過勤務計画の進行管理</u></p> <p><u>イ 業務量の縮減・仕事の進め方の見直し</u> ・<u>各所属において班・課単位でのディスカッションを行い、職員ごとの業務や超勤時間等の状況を把握するとともに、業務や超過勤務要因の総点検を実施</u> ・<u>総点検を踏まえ、各所属において業務の縮減・仕事の進め方の見直しを実施</u> ・<u>各所属から提案を受けた全庁共通の事務や組織横断的な業務の見直しを実施</u></p> <p><u>ウ 職員の意識改革</u> ・<u>タイムマネジメントに関する研修の強化</u> ・<u>班・課等の単位による超過勤務縮減の新たな取組や成果等に対する表彰制度の実施</u></p> <p><u>エ その他の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 週休日等の振替制度の活用</li> <li>・ 超勤代休時間の取得促進</li> <li>・ 産業医による所属長・職員への助言・指導</li> <li>・ 定時退庁日(水曜日・金曜日)・定時退庁週間の取り組み</li> <li>・ 職員相互の親睦行事を組み入れた「コミュニケーションの日」、家族の絆を深める「家族の日」の設定</li> </ul> <p><u>2 女性が活躍できる場の拡大</u> (同左)</p> <p><u>3 退職する職員が有する経験・知識の活用</u> (同左)</p>

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

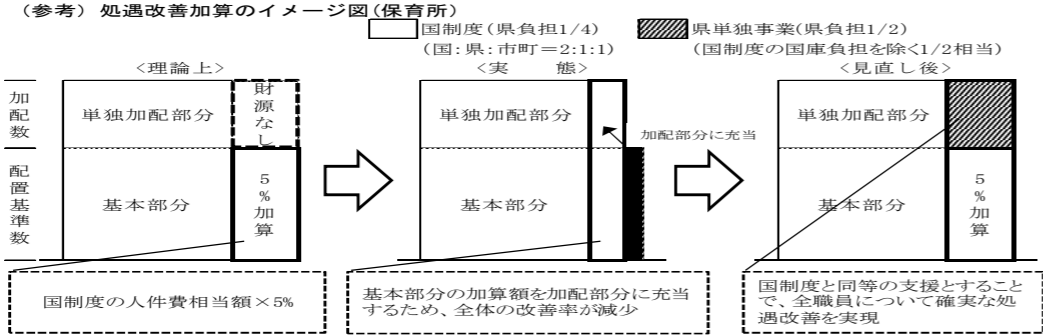
項 目	現 行	変 更 後																																																																																																																																								
<p>(3) 行政施策 ア. 事務事業 (私立高等学校等生徒 授業料軽減補助) (P30-31)</p>	<p>1 見直しの視点及び内容 国の就学支援金制度の検証・見直しの方向性や、私立学校経常費補助とともに、バランスのとれた私学助成のあり方を検討する。</p> <p>(参考) 経常費補助については、これまでに実施している①授業料軽減補助との重複解消に伴う交付税分の段階的縮減、②授業料軽減補助拡充に必要な財源を確保するための県税継足分の段階的縮減は、交付税措置単価の増加額の範囲内で継続実施している。</p> <p>2 実施時期 平成30年度</p> <p>(参考) ① 現行の授業料軽減補助制度の内容 (H28 見直し後) (単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="445 1155 1587 1879"> <thead> <tr> <th>階層別の所得基準</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H28-H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">生活保護世帯 年収250万円未満程度</td> <td>就学支援金(国)</td> <td>297,000</td> <td>297,000</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>授業料軽減補助(県単)</td> <td>82,000</td> <td>82,000</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>379,000</td> <td>379,000</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">年収250万円以上 350万円未満程度</td> <td>就学支援金(国)</td> <td>237,600</td> <td>237,600</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>授業料軽減補助(県単)</td> <td>40,000</td> <td>82,000</td> <td>+42,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>277,600</td> <td>319,600</td> <td>+42,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">年収350万円以上 590万円未満程度</td> <td>就学支援金(国)</td> <td>178,200</td> <td>178,200</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>授業料軽減補助(県単)</td> <td>0</td> <td>21,000</td> <td>+21,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>178,200</td> <td>199,200</td> <td>+21,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">年収590万円以上 910万円未満程度</td> <td>就学支援金(国)</td> <td>118,800</td> <td>118,800</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>授業料軽減補助(県単)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>118,800</td> <td>118,800</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>年収910万円以上程度</td> <td colspan="3">対象外</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H28 単価は H28 入学者から適用</p>	階層別の所得基準	H27	H28	H28-H27	生活保護世帯 年収250万円未満程度	就学支援金(国)	297,000	297,000	—	授業料軽減補助(県単)	82,000	82,000	—	計	379,000	379,000	—	年収250万円以上 350万円未満程度	就学支援金(国)	237,600	237,600	—	授業料軽減補助(県単)	40,000	82,000	+42,000	計	277,600	319,600	+42,000	年収350万円以上 590万円未満程度	就学支援金(国)	178,200	178,200	—	授業料軽減補助(県単)	0	21,000	+21,000	計	178,200	199,200	+21,000	年収590万円以上 910万円未満程度	就学支援金(国)	118,800	118,800	—	授業料軽減補助(県単)	0	0	—	計	118,800	118,800	—	年収910万円以上程度	対象外			<p>1 見直しの内容</p> <p>(1) 県補助上限額の引き上げ 県内全日制私立高校の平均授業料の上昇に伴い、国・県を合わせた補助上限額(実質無償化の対象額)を379,000円から397,000円(+18,000円)に上げる。 これに伴い、生活保護世帯・年収250万円未満程度世帯の県補助額を82,000円から100,000円(+18,000円)に増額する。</p> <p>(2) 授業料軽減補助額の拡充(新1年生から適用) 国において、2020年度までに授業料実質無償化(年収590万円未満程度世帯まで)の方針が示されたことを踏まえ、年収250万円～590万円未満程度世帯について、無償化が実現されるまでの間、県の独自措置として、2018(H30)年度は1/6(1/3×県負担1/2相当)、2019年度は1/3(2/3×県負担1/2相当)と、段階的に授業料軽減補助額を拡充</p> <p>※段階的措置の考え方 国が授業料実質無償化の目標とする2020年度までの間、1/3ずつ段階的に引き上げることとする。この場合、授業料の軽減対策については、これまでから、国及び県が共同で実施してきたことを踏まえ、県負担としてその1/2を措置</p> <p>① 年収250万～350万円未満程度世帯 2018(H30)年度: +13,000円(実質無償化との差額(77,400円)×約1/6) 2019(H31)年度: +26,000円(同上)×約1/3</p> <p>② 年収350万～590万円未満程度世帯 2018(H30)年度: +33,000円(実質無償化との差額(197,800円)×約1/6) 2019(H31)年度: +66,000円(同上)×約1/3</p> <p>(参考) (同左)</p> <p>2 実施時期 (同左)</p> <p>(参考) ① 現行の授業料軽減補助制度の内容 (H30 見直し後) (単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="1647 1123 2834 1879"> <thead> <tr> <th>階層別の所得基準</th> <th>2017 (H29)</th> <th>2018 (H30)</th> <th>2019 (H31)</th> <th>2018 -2017</th> <th>2019 -2017</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">生活保護世帯 年収250万円未満程度</td> <td>就学支援金(国)</td> <td>297,000</td> <td>297,000</td> <td>297,000</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>授業料軽減補助(県単)</td> <td>82,000</td> <td>100,000</td> <td>100,000</td> <td>+18,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>379,000</td> <td>397,000</td> <td>397,000</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">年収250万円以上 350万円未満程度</td> <td>就学支援金(国)</td> <td>237,600</td> <td>237,600</td> <td>237,600</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>授業料軽減補助(県単)</td> <td>82,000</td> <td>95,000</td> <td>108,000</td> <td>+13,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>319,600</td> <td>332,600</td> <td>345,600</td> <td>+13,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">年収350万円以上 590万円未満程度</td> <td>就学支援金(国)</td> <td>178,200</td> <td>178,200</td> <td>178,200</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>授業料軽減補助(県単)</td> <td>21,000</td> <td>54,000</td> <td>87,000</td> <td>+33,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>199,200</td> <td>232,200</td> <td>265,200</td> <td>+33,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">年収590万円以上 910万円未満程度</td> <td>就学支援金(国)</td> <td>118,800</td> <td>118,800</td> <td>118,800</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>授業料軽減補助(県単)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>118,800</td> <td>118,800</td> <td>118,800</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>年収910万円以上程度</td> <td colspan="5">対象外</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2018(H30)単価は同年入学者から適用、2019(H31)単価は同年入学者から適用</p>	階層別の所得基準	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2018 -2017	2019 -2017	生活保護世帯 年収250万円未満程度	就学支援金(国)	297,000	297,000	297,000	—	授業料軽減補助(県単)	82,000	100,000	100,000	+18,000	計	379,000	397,000	397,000	—	年収250万円以上 350万円未満程度	就学支援金(国)	237,600	237,600	237,600	—	授業料軽減補助(県単)	82,000	95,000	108,000	+13,000	計	319,600	332,600	345,600	+13,000	年収350万円以上 590万円未満程度	就学支援金(国)	178,200	178,200	178,200	—	授業料軽減補助(県単)	21,000	54,000	87,000	+33,000	計	199,200	232,200	265,200	+33,000	年収590万円以上 910万円未満程度	就学支援金(国)	118,800	118,800	118,800	—	授業料軽減補助(県単)	0	0	0	—	計	118,800	118,800	118,800	—	年収910万円以上程度	対象外				
階層別の所得基準	H27	H28	H28-H27																																																																																																																																							
生活保護世帯 年収250万円未満程度	就学支援金(国)	297,000	297,000	—																																																																																																																																						
	授業料軽減補助(県単)	82,000	82,000	—																																																																																																																																						
	計	379,000	379,000	—																																																																																																																																						
年収250万円以上 350万円未満程度	就学支援金(国)	237,600	237,600	—																																																																																																																																						
	授業料軽減補助(県単)	40,000	82,000	+42,000																																																																																																																																						
	計	277,600	319,600	+42,000																																																																																																																																						
年収350万円以上 590万円未満程度	就学支援金(国)	178,200	178,200	—																																																																																																																																						
	授業料軽減補助(県単)	0	21,000	+21,000																																																																																																																																						
	計	178,200	199,200	+21,000																																																																																																																																						
年収590万円以上 910万円未満程度	就学支援金(国)	118,800	118,800	—																																																																																																																																						
	授業料軽減補助(県単)	0	0	—																																																																																																																																						
	計	118,800	118,800	—																																																																																																																																						
年収910万円以上程度	対象外																																																																																																																																									
階層別の所得基準	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2018 -2017	2019 -2017																																																																																																																																					
生活保護世帯 年収250万円未満程度	就学支援金(国)	297,000	297,000	297,000	—																																																																																																																																					
	授業料軽減補助(県単)	82,000	100,000	100,000	+18,000																																																																																																																																					
	計	379,000	397,000	397,000	—																																																																																																																																					
年収250万円以上 350万円未満程度	就学支援金(国)	237,600	237,600	237,600	—																																																																																																																																					
	授業料軽減補助(県単)	82,000	95,000	108,000	+13,000																																																																																																																																					
	計	319,600	332,600	345,600	+13,000																																																																																																																																					
年収350万円以上 590万円未満程度	就学支援金(国)	178,200	178,200	178,200	—																																																																																																																																					
	授業料軽減補助(県単)	21,000	54,000	87,000	+33,000																																																																																																																																					
	計	199,200	232,200	265,200	+33,000																																																																																																																																					
年収590万円以上 910万円未満程度	就学支援金(国)	118,800	118,800	118,800	—																																																																																																																																					
	授業料軽減補助(県単)	0	0	0	—																																																																																																																																					
	計	118,800	118,800	118,800	—																																																																																																																																					
年収910万円以上程度	対象外																																																																																																																																									



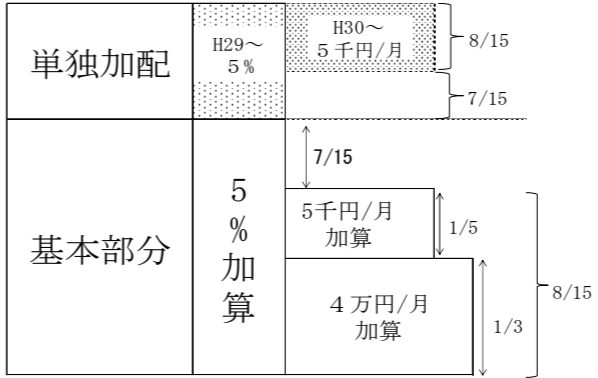
最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																																																																																																																																																																													
(3) 行政施策 ア. 事務事業 (私立高等学校等生徒 授業料軽減補助) (P30-31)	② 就学支援金制度及び授業料軽減補助の見直し推移 <table border="1" data-bbox="430 315 1528 966"> <thead> <tr> <th></th> <th>就学支援金制度(国)</th> <th>授業料軽減補助(県単)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>制度の導入(全学年一斉)</td> <td>国制度と併せて、生活保護世帯を実質無償化</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>[ 検証・見直し作業 ]</td> <td>[ 国の検証・見直しに併せて見直しを検討 ]</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>新制度の適用(学年進行)</td> <td>国制度と併せて、250万円未満世帯まで実質無償化</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td></td> <td>県単独で軽減拡充(※250~350万円世帯の補助増額、350~590万円世帯の補助新設)</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>[ 検証・見直し ]</td> <td>[ 国の検証・見直し内容に併せて見直しを検討 ]</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>新制度の適用開始(予定)</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>		就学支援金制度(国)	授業料軽減補助(県単)	H22	制度の導入(全学年一斉)	国制度と併せて、生活保護世帯を実質無償化	H23			H24			H25	[ 検証・見直し作業 ]	[ 国の検証・見直しに併せて見直しを検討 ]	H26	新制度の適用(学年進行)	国制度と併せて、250万円未満世帯まで実質無償化	H27			H28		県単独で軽減拡充(※250~350万円世帯の補助増額、350~590万円世帯の補助新設)	H29	[ 検証・見直し ]	[ 国の検証・見直し内容に併せて見直しを検討 ]	H30	新制度の適用開始(予定)	同左	② 就学支援金制度及び授業料軽減補助の見直し推移 <table border="1" data-bbox="1670 315 2783 966"> <thead> <tr> <th></th> <th>就学支援金制度(国)</th> <th>授業料軽減補助(県単)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>制度の導入(全学年一斉)</td> <td>国制度と併せて、生活保護世帯を実質無償化</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>[ 検証・見直し作業 ]</td> <td>[ 国の検証・見直しに併せて見直しを検討 ]</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>新制度の適用(学年進行)</td> <td>国制度と併せて、250万円未満世帯まで実質無償化</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td></td> <td>県単独で軽減拡充(※250~350万円の補助増額、350~590万円世帯の補助新設)</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>[ 検証・見直し作業 ]</td> <td>[ 国の検証・見直しに併せて見直しを検討 ]</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td></td> <td>県単独で軽減拡充(※補助上限額の引き上げ、250~350万円・350~590万円世帯の補助増額)</td> </tr> </tbody> </table>		就学支援金制度(国)	授業料軽減補助(県単)	H22	制度の導入(全学年一斉)	国制度と併せて、生活保護世帯を実質無償化	H23			H24			H25	[ 検証・見直し作業 ]	[ 国の検証・見直しに併せて見直しを検討 ]	H26	新制度の適用(学年進行)	国制度と併せて、250万円未満世帯まで実質無償化	H27			H28		県単独で軽減拡充(※250~350万円の補助増額、350~590万円世帯の補助新設)	H29	[ 検証・見直し作業 ]	[ 国の検証・見直しに併せて見直しを検討 ]	H30		県単独で軽減拡充(※補助上限額の引き上げ、250~350万円・350~590万円世帯の補助増額)																																																																																																																	
		就学支援金制度(国)	授業料軽減補助(県単)																																																																																																																																																																												
H22	制度の導入(全学年一斉)	国制度と併せて、生活保護世帯を実質無償化																																																																																																																																																																													
H23																																																																																																																																																																															
H24																																																																																																																																																																															
H25	[ 検証・見直し作業 ]	[ 国の検証・見直しに併せて見直しを検討 ]																																																																																																																																																																													
H26	新制度の適用(学年進行)	国制度と併せて、250万円未満世帯まで実質無償化																																																																																																																																																																													
H27																																																																																																																																																																															
H28		県単独で軽減拡充(※250~350万円世帯の補助増額、350~590万円世帯の補助新設)																																																																																																																																																																													
H29	[ 検証・見直し ]	[ 国の検証・見直し内容に併せて見直しを検討 ]																																																																																																																																																																													
H30	新制度の適用開始(予定)	同左																																																																																																																																																																													
	就学支援金制度(国)	授業料軽減補助(県単)																																																																																																																																																																													
H22	制度の導入(全学年一斉)	国制度と併せて、生活保護世帯を実質無償化																																																																																																																																																																													
H23																																																																																																																																																																															
H24																																																																																																																																																																															
H25	[ 検証・見直し作業 ]	[ 国の検証・見直しに併せて見直しを検討 ]																																																																																																																																																																													
H26	新制度の適用(学年進行)	国制度と併せて、250万円未満世帯まで実質無償化																																																																																																																																																																													
H27																																																																																																																																																																															
H28		県単独で軽減拡充(※250~350万円の補助増額、350~590万円世帯の補助新設)																																																																																																																																																																													
H29	[ 検証・見直し作業 ]	[ 国の検証・見直しに併せて見直しを検討 ]																																																																																																																																																																													
H30		県単独で軽減拡充(※補助上限額の引き上げ、250~350万円・350~590万円世帯の補助増額)																																																																																																																																																																													
③ 本県・隣接府県等の経常費単価、平均授業料並びに私立高校生徒の割合 (単位:円、位) <table border="1" data-bbox="430 1123 1543 1501"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">H27年度</th> <th colspan="4">H28年度</th> <th colspan="2">H28私立高校生徒の割合</th> </tr> <tr> <th>経常費単価(当初予算)</th> <th>順位</th> <th>私立高校平均授業料</th> <th>順位</th> <th>経常費単価(当初予算)</th> <th>順位</th> <th>私立高校平均授業料</th> <th>順位</th> <th>割合</th> <th>順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都府</td> <td>340,379</td> <td>16</td> <td>520,321</td> <td>3</td> <td>338,166</td> <td>23</td> <td>521,223</td> <td>3</td> <td>44.5%</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>大阪府</td> <td>307,700</td> <td>43</td> <td>569,491</td> <td>1</td> <td>306,800</td> <td>45</td> <td>571,806</td> <td>1</td> <td>41.4%</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>兵庫県</td> <td>345,298</td> <td>14</td> <td>388,832</td> <td>15</td> <td>345,786</td> <td>17</td> <td>392,709</td> <td>16</td> <td>26.4%</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>奈良県</td> <td>331,500</td> <td>26</td> <td>409,063</td> <td>10</td> <td>333,500</td> <td>27</td> <td>409,063</td> <td>10</td> <td>28.6%</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>鳥取県</td> <td>468,239</td> <td>1</td> <td>222,750</td> <td>47</td> <td>468,494</td> <td>1</td> <td>261,000</td> <td>47</td> <td>22.7%</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>岡山県</td> <td>305,008</td> <td>45</td> <td>314,625</td> <td>33</td> <td>316,288</td> <td>43</td> <td>314,538</td> <td>33</td> <td>32.4%</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>		H27年度				H28年度				H28私立高校生徒の割合		経常費単価(当初予算)	順位	私立高校平均授業料	順位	経常費単価(当初予算)	順位	私立高校平均授業料	順位	割合	順位	京都府	340,379	16	520,321	3	338,166	23	521,223	3	44.5%	2	大阪府	307,700	43	569,491	1	306,800	45	571,806	1	41.4%	4	兵庫県	345,298	14	388,832	15	345,786	17	392,709	16	26.4%	24	奈良県	331,500	26	409,063	10	333,500	27	409,063	10	28.6%	20	鳥取県	468,239	1	222,750	47	468,494	1	261,000	47	22.7%	33	岡山県	305,008	45	314,625	33	316,288	43	314,538	33	32.4%	8	③ 本県・隣接府県等の経常費単価、平均授業料並びに私立高校生徒の割合 (単位:円、位) <table border="1" data-bbox="1670 1123 2783 1501"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">H28年度</th> <th colspan="4">H29年度</th> <th colspan="2">H29私立高校生徒の割合</th> </tr> <tr> <th>経常費単価(当初予算)</th> <th>順位</th> <th>私立高校平均授業料</th> <th>順位</th> <th>経常費単価(当初予算)</th> <th>順位</th> <th>私立高校平均授業料</th> <th>順位</th> <th>割合</th> <th>順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都府</td> <td>338,166</td> <td>23</td> <td>521,223</td> <td>3</td> <td>338,754</td> <td>25</td> <td>525,018</td> <td>2</td> <td>44.9%</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>大阪府</td> <td>306,800</td> <td>45</td> <td>571,806</td> <td>1</td> <td>308,050</td> <td>46</td> <td>576,194</td> <td>1</td> <td>41.7%</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>兵庫県</td> <td>345,786</td> <td>17</td> <td>392,709</td> <td>16</td> <td>347,172</td> <td>18</td> <td>397,332</td> <td>14</td> <td>26.2%</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>奈良県</td> <td>333,500</td> <td>27</td> <td>409,063</td> <td>10</td> <td>337,500</td> <td>27</td> <td>411,875</td> <td>10</td> <td>29.2%</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>鳥取県</td> <td>468,494</td> <td>1</td> <td>261,000</td> <td>47</td> <td>468,494</td> <td>1</td> <td>269,625</td> <td>47</td> <td>23.8%</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>岡山県</td> <td>316,288</td> <td>43</td> <td>314,538</td> <td>33</td> <td>317,560</td> <td>44</td> <td>319,248</td> <td>32</td> <td>32.6%</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>		H28年度				H29年度				H29私立高校生徒の割合		経常費単価(当初予算)	順位	私立高校平均授業料	順位	経常費単価(当初予算)	順位	私立高校平均授業料	順位	割合	順位	京都府	338,166	23	521,223	3	338,754	25	525,018	2	44.9%	2	大阪府	306,800	45	571,806	1	308,050	46	576,194	1	41.7%	4	兵庫県	345,786	17	392,709	16	347,172	18	397,332	14	26.2%	28	奈良県	333,500	27	409,063	10	337,500	27	411,875	10	29.2%	21	鳥取県	468,494	1	261,000	47	468,494	1	269,625	47	23.8%	34	岡山県	316,288	43	314,538	33	317,560	44	319,248	32	32.6%	11
		H27年度				H28年度				H28私立高校生徒の割合																																																																																																																																																																					
	経常費単価(当初予算)	順位	私立高校平均授業料	順位	経常費単価(当初予算)	順位	私立高校平均授業料	順位	割合	順位																																																																																																																																																																					
京都府	340,379	16	520,321	3	338,166	23	521,223	3	44.5%	2																																																																																																																																																																					
大阪府	307,700	43	569,491	1	306,800	45	571,806	1	41.4%	4																																																																																																																																																																					
兵庫県	345,298	14	388,832	15	345,786	17	392,709	16	26.4%	24																																																																																																																																																																					
奈良県	331,500	26	409,063	10	333,500	27	409,063	10	28.6%	20																																																																																																																																																																					
鳥取県	468,239	1	222,750	47	468,494	1	261,000	47	22.7%	33																																																																																																																																																																					
岡山県	305,008	45	314,625	33	316,288	43	314,538	33	32.4%	8																																																																																																																																																																					
	H28年度				H29年度				H29私立高校生徒の割合																																																																																																																																																																						
	経常費単価(当初予算)	順位	私立高校平均授業料	順位	経常費単価(当初予算)	順位	私立高校平均授業料	順位	割合	順位																																																																																																																																																																					
京都府	338,166	23	521,223	3	338,754	25	525,018	2	44.9%	2																																																																																																																																																																					
大阪府	306,800	45	571,806	1	308,050	46	576,194	1	41.7%	4																																																																																																																																																																					
兵庫県	345,786	17	392,709	16	347,172	18	397,332	14	26.2%	28																																																																																																																																																																					
奈良県	333,500	27	409,063	10	337,500	27	411,875	10	29.2%	21																																																																																																																																																																					
鳥取県	468,494	1	261,000	47	468,494	1	269,625	47	23.8%	34																																																																																																																																																																					
岡山県	316,288	43	314,538	33	317,560	44	319,248	32	32.6%	11																																																																																																																																																																					

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																												
(3) 行政施策 ア. 事務事業 (民間社会福祉施設運営支援事業) (P36)	<p>1 見直しの視点                      保育所、児童養護施設、障害者支援施設等について、社会保障の充実分等を活用し、職員給与等の改善が図られたことから、県単独で実施している処遇改善を見直す。                      併せて、県単独による子ども・子育て支援施策の充実を図る。</p> <p>2 見直し内容                      社会保障の充実等により、保育所等では公定価格等で算定される職員給与の改善が図られるとともに、公定価格等の算定対象となる加配人員も拡充されている。                      このたび国が職員給与のさらなる改善を行うが、公定価格等の算定外となっている加配人員を対象に、国と同等の支援とすることで、施設全職員の確実な処遇改善を促進する制度に見直す。</p> <table border="1" data-bbox="382 751 1570 1293"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th colspan="2">見直し後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象施設</td> <td>県が設置認可権を有する民間社会福祉施設</td> <td>県が設置認可権を有する保育所、児童養護施設、障害者支援施設等</td> <td>県が設置認可権を有する救護施設等</td> </tr> <tr> <td>配置基準数</td> <td>4万円/人・年</td> <td colspan="2">廃止</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">単 独 加 配 数</td> <td>単 価</td> <td>6万円/人・年</td> <td>                     9万円/人・年                      (公定価格等 person 費相当額×5%(国制度加算率)×1/2)                      【平均勤続年数11年以上等による加算率の引上げ施設】                      10.8万円/人・年                      (公定価格等 person 費相当額×6%(国制度加算率)×1/2)                 </td> <td rowspan="2">現行どおり</td> </tr> <tr> <td>上 限</td> <td>配置基準数の半数まで</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td>入所施設加算</td> <td>5万円/施設・年 (定員61人以上:10万円)</td> <td colspan="2">廃止</td> </tr> <tr> <td>激変緩和</td> <td>前年度比△30万円≦交付額 ≦前年度比50万円</td> <td colspan="2">廃止</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 処遇改善加算のイメージ図(保育所)</p>  <p> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">□</span> 国制度(県負担1/4)                      (国:県:市町=2:1:1)                 </p> <p> <span style="background-color: #cccccc; border: 1px solid black; padding: 2px;">■</span> 県単独事業(県負担1/2)                      (国制度の国庫負担を除く1/2相当)                 </p> <p>                     &lt;理論上&gt;      &lt;実 態&gt;      &lt;見直し後&gt;                 </p> <p>                     加配数: 単独加配部分 (財源なし) / 配置基準数: 基本部分 (5%加算)                 </p> <p>                     国制度の person 費相当額×5%                 </p> <p>                     基本部分の加算額を加配部分に充当するため、全体の改善率が減少                 </p> <p>                     加配部分に充当                 </p> <p>                     国制度と同等の支援とすることで、全職員について確実な処遇改善を実現                 </p>	区 分	現 行	見直し後		対象施設	県が設置認可権を有する民間社会福祉施設	県が設置認可権を有する保育所、児童養護施設、障害者支援施設等	県が設置認可権を有する救護施設等	配置基準数	4万円/人・年	廃止		単 独 加 配 数	単 価	6万円/人・年	9万円/人・年 (公定価格等 person 費相当額×5%(国制度加算率)×1/2) 【平均勤続年数11年以上等による加算率の引上げ施設】 10.8万円/人・年 (公定価格等 person 費相当額×6%(国制度加算率)×1/2)	現行どおり	上 限	配置基準数の半数まで	廃止	入所施設加算	5万円/施設・年 (定員61人以上:10万円)	廃止		激変緩和	前年度比△30万円≦交付額 ≦前年度比50万円	廃止		<p>1 見直しの視点                      保育所、児童養護施設、障害者支援施設等について、社会保障の充実分等を活用し、職員給与等の改善が図られたことから、県単独で実施している処遇改善を見直す。                      併せて、県単独による子ども・子育て支援制度の充実を図る。</p> <p>2 見直し内容                      (1) 平成29年度実施分                      社会保障の充実等により、保育所等では公定価格等で算定される職員給与の改善(処遇改善等加算I)が図られるとともに、公定価格等の算定対象となる加配人員も拡充されている。                      国が職員給与のさらなる改善を行ったことに併せて公定価格等の算定外となっている加配人員を対象に、国と同等の支援とすることで、施設全職員の確実な処遇改善を促進する制度に見直す。</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p>
区 分	現 行	見直し後																												
対象施設	県が設置認可権を有する民間社会福祉施設	県が設置認可権を有する保育所、児童養護施設、障害者支援施設等	県が設置認可権を有する救護施設等																											
配置基準数	4万円/人・年	廃止																												
単 独 加 配 数	単 価	6万円/人・年	9万円/人・年 (公定価格等 person 費相当額×5%(国制度加算率)×1/2) 【平均勤続年数11年以上等による加算率の引上げ施設】 10.8万円/人・年 (公定価格等 person 費相当額×6%(国制度加算率)×1/2)	現行どおり																										
	上 限	配置基準数の半数まで	廃止																											
入所施設加算	5万円/施設・年 (定員61人以上:10万円)	廃止																												
激変緩和	前年度比△30万円≦交付額 ≦前年度比50万円	廃止																												

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																									
(3) 行政施策 ア. 事務事業 (民間社会福祉施設運営支援事業) (P36)	<p><b>3 子ども・子育て支援の充実</b>                      保育士や認定こども園の保育教諭など幼児教育・保育を担う人材の確保に向け、保育技能の向上に向けた研修の実施、習得した技能に応じた処遇改善などにより、保育士等の定着促進と保育の質の向上を進めるとともに、ひょうご保育料軽減事業の拡充など、子育てしやすい環境整備を図っていく。</p> <p><b>4 実施時期</b>                      平成 29 年度</p>	<p>(2) 平成 30 年度実施分                      保育所については、保育士の人材確保と質の向上を図るため、公定価格等の算定において、経験年数や職に応じた加算（処遇改善等加算Ⅱ）が行われている。                      これを踏まえ、公定価格等の算定外となっている加配人員を対象に、県独自で処遇改善等加算Ⅱに準じた処遇改善への支援を創設する。</p> <p>【平成 30 年度見直し内容】</p> <table border="1" data-bbox="1676 520 2828 768"> <tr> <td>区 分</td> <td>H30 (拡充)</td> </tr> <tr> <td>対 象 施 設</td> <td>県が設置認可権を有する保育所</td> </tr> <tr> <td>対 象 者</td> <td>単独加配人員 (公定価格等の算定数を超過して配置している保育士等)</td> </tr> <tr> <td>補 助 額</td> <td>5 千円/月 (※1) × 12 月 × 1/2 × 単独加配数 × 8/15 (※2)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※1 処遇改善等加算Ⅱの単価                      ※2 処遇改善等加算Ⅱの要件を満たす対象者の割合</td> </tr> </table> <p>(参考)</p>  <p>(処遇改善等加算Ⅱの要件)</p> <table border="1" data-bbox="1700 1289 2816 1444"> <thead> <tr> <th></th> <th>経験年数①</th> <th>研 修②</th> <th>役 職③</th> <th>人 数④</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額 5 千円加算</td> <td>概ね 3 年以上</td> <td>1 分野以上修了</td> <td>職務分野別 リーダー等</td> <td>基本部分職員の 1/5 以上 (①～③を満たす)</td> </tr> <tr> <td>月額 4 万円加算</td> <td>概ね 7 年以上</td> <td>4 分野以上修了</td> <td>副主任保育士等</td> <td>基本部分職員の 1/3 以上 (①～③を満たす)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 子ども・子育て支援の充実</b>                      保育士や認定こども園の保育教諭など幼児教育・保育を担う人材の確保に向け、保育技能の向上に向けた研修や習得した技能に応じた処遇改善を着実に実施し、保育士等の定着促進と保育の質の向上を進めるとともに、ひょうご保育料軽減事業の拡充など、子育てしやすい環境整備を図っていく。</p> <p><b>4 実施時期</b>                      ・平成 29 年度：5～6%の処遇改善（処遇改善等加算Ⅰ）に対応した措置                      ・平成 30 年度：技能・経験に応じた処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に対応した措置</p>	区 分	H30 (拡充)	対 象 施 設	県が設置認可権を有する保育所	対 象 者	単独加配人員 (公定価格等の算定数を超過して配置している保育士等)	補 助 額	5 千円/月 (※1) × 12 月 × 1/2 × 単独加配数 × 8/15 (※2)		※1 処遇改善等加算Ⅱの単価 ※2 処遇改善等加算Ⅱの要件を満たす対象者の割合		経験年数①	研 修②	役 職③	人 数④	月額 5 千円加算	概ね 3 年以上	1 分野以上修了	職務分野別 リーダー等	基本部分職員の 1/5 以上 (①～③を満たす)	月額 4 万円加算	概ね 7 年以上	4 分野以上修了	副主任保育士等	基本部分職員の 1/3 以上 (①～③を満たす)
区 分	H30 (拡充)																										
対 象 施 設	県が設置認可権を有する保育所																										
対 象 者	単独加配人員 (公定価格等の算定数を超過して配置している保育士等)																										
補 助 額	5 千円/月 (※1) × 12 月 × 1/2 × 単独加配数 × 8/15 (※2)																										
	※1 処遇改善等加算Ⅱの単価 ※2 処遇改善等加算Ⅱの要件を満たす対象者の割合																										
	経験年数①	研 修②	役 職③	人 数④																							
月額 5 千円加算	概ね 3 年以上	1 分野以上修了	職務分野別 リーダー等	基本部分職員の 1/5 以上 (①～③を満たす)																							
月額 4 万円加算	概ね 7 年以上	4 分野以上修了	副主任保育士等	基本部分職員の 1/3 以上 (①～③を満たす)																							

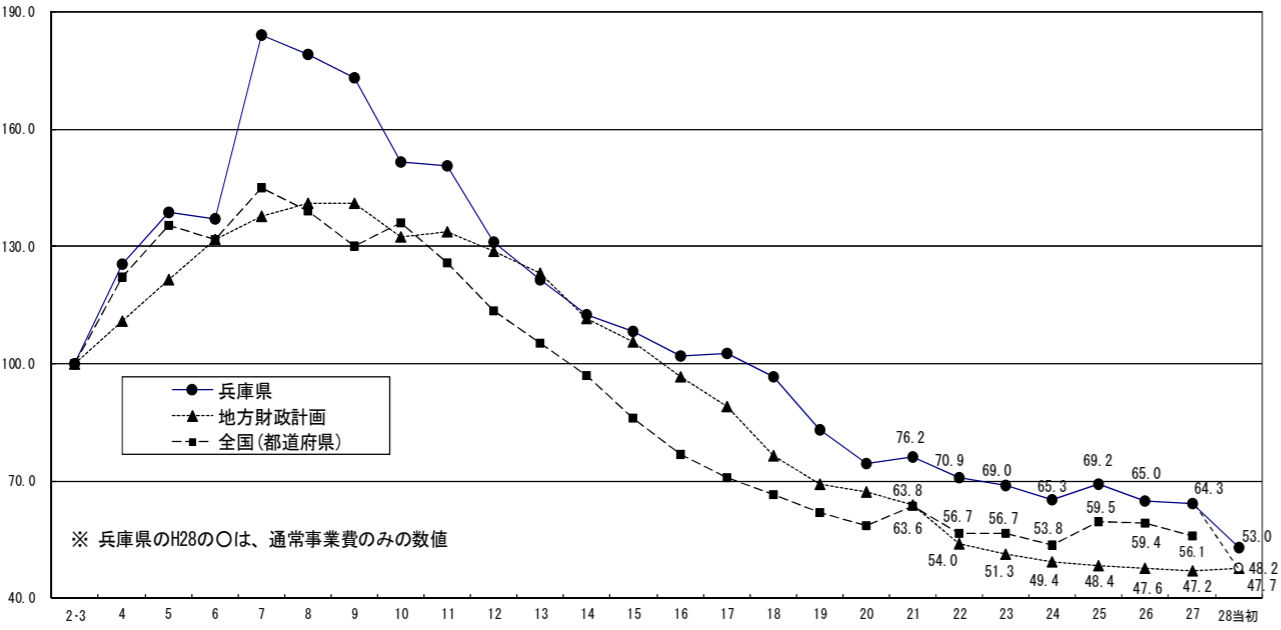
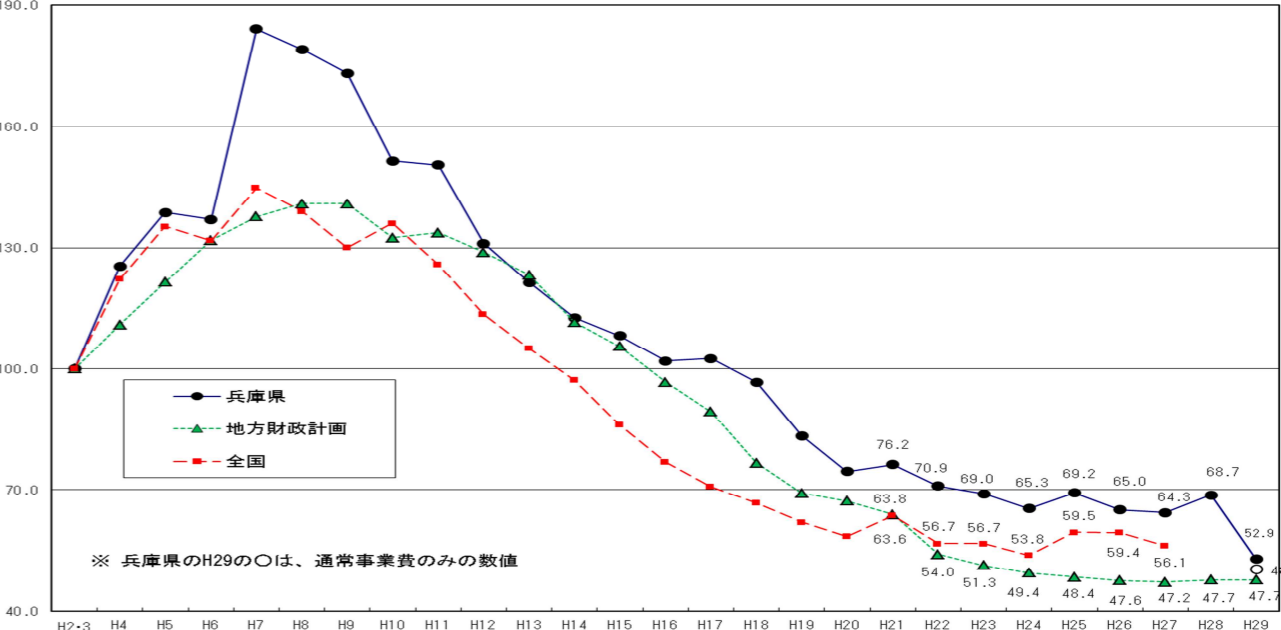
最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																																																																																																																																																									
(3) 行政施策 イ. 投資事業 (P44-46)	<p>[改革の基本方向]</p> <p>① 平成 29 年度以降の投資事業費については、地方財政計画の水準を基本に、本県の喫緊の課題である第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画の推進、地震・津波対策等耐震改修事業及び公共施設等の長寿命化・環境整備対策などの事業費を、地方交付税措置のある有利な県債を活用することにより別枠で確保する。</p> <p>② 元気で安全・安心な兵庫を目指し、計画的・効率的に社会基盤整備を進めるため、自然災害に「備える」、日々の暮らしを「支える」、次世代に持続的な発展を「つなぐ」の視点のもと、引き続き、社会基盤整備プログラムに基づく緊急かつ重要な事業へ重点化する。</p> <p>③ 建設企業等の健全な育成と公共工事等の品質確保に努める。</p>	<p>[改革の基本方向]</p> <p>① 投資事業費については、地方財政計画の水準を基本に、本県の喫緊の課題である山地防災・土砂災害対策や地震・津波対策、耐震改修事業ならびに公共施設等の長寿命化・環境整備対策などの事業費について、地方交付税措置のある有利な県債を活用することにより別枠で確保する。</p> <p>② 元気で安全・安心な兵庫を目指し、計画的・効率的に社会基盤整備を進めるため、自然災害に「備える」、日々の暮らしを「支える」、次世代に持続的な発展を「つなぐ」の視点のもと、引き続き、社会基盤整備プログラムに基づく緊急かつ重要な事業へ重点化する。</p> <p>③ 建設企業等の健全な育成と公共工事等の品質確保に努める。</p>																																																																																																																																																									
	<p>1 今後の事業量の見込</p> <p>[各年度の投資事業費総額] (単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="356 819 1543 1333"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">H28当初</th> <th rowspan="2">H29当初</th> <th rowspan="2">H30</th> <th colspan="2">参考</th> </tr> <tr> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">国庫補助事業</td> <td>通常事業</td> <td>1,020</td> <td>1,015</td> <td>1,015</td> <td>1,015</td> <td>1,015</td> </tr> <tr> <td>別枠事業</td> <td>24</td> <td>15</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>災害関連事業</td> <td>24</td> <td>15</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>国庫補助事業 計</td> <td>1,044</td> <td>1,030</td> <td>1,015</td> <td>1,015</td> <td>1,015</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">県単独事業</td> <td>通常事業</td> <td>560</td> <td>565</td> <td>565</td> <td>565</td> <td>565</td> </tr> <tr> <td>別枠事業</td> <td>135</td> <td>140</td> <td>130</td> <td>145</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>山地防災・土砂災害対策事業</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>15</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>緊急防災・減災事業</td> <td>110</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>長寿命化・環境整備対策事業</td> <td>—</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>県単独事業 計</td> <td>695</td> <td>705</td> <td>695</td> <td>710</td> <td>710</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,739</td> <td>1,735</td> <td>1,710</td> <td>1,725</td> <td>1,725</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1： 災害関連事業は、災害復旧事業に応じて、毎年度、所要額を精査                      注2： 山地防災・土砂災害対策事業の平成30年度の事業費(15億円)は、平成27年度に10億円を前倒し                      平成31年度以降については、「第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画」(平成26～30年度)の次期計画として、同水準(5年間125億円)を確保する前提で仮置き                      注3： 緊急防災・減災事業は、県有施設耐震改修事業の進捗に伴い減少                      平成31年度以降は津波防災インフラ整備計画(平成26～35年度)等に必要な事業費として、60億円で仮置き                      注4： 長寿命化・環境整備対策事業の平成31年度以降は、60億円で仮置き</p>	区 分		H28当初	H29当初	H30	参考		H31	H32	国庫補助事業	通常事業	1,020	1,015	1,015	1,015	1,015	別枠事業	24	15	※	※	※	災害関連事業	24	15	※	※	※	国庫補助事業 計	1,044	1,030	1,015	1,015	1,015	県単独事業	通常事業	560	565	565	565	565	別枠事業	135	140	130	145	145	山地防災・土砂災害対策事業	25	25	15	25	25	緊急防災・減災事業	110	80	80	60	60	長寿命化・環境整備対策事業	—	35	35	60	60	県単独事業 計	695	705	695	710	710	合 計	1,739	1,735	1,710	1,725	1,725	<p>1 今後の事業量の見込</p> <p>[各年度の投資事業費総額] (単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="1617 819 2819 1365"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">2016 (H28)</th> <th rowspan="2">2017 (H29)</th> <th rowspan="2">2018 (H30)</th> <th colspan="2">参考</th> </tr> <tr> <th>2019(H31) ～2020</th> <th>2021 ～2023</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">国庫補助事業</td> <td>通常事業</td> <td>1,020</td> <td>1,015</td> <td>1,030</td> <td>1,030</td> <td>1,030</td> </tr> <tr> <td>別枠事業</td> <td>24</td> <td>15</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害関連事業(注1)</td> <td>24</td> <td>15</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫補助事業 計</td> <td>1,044</td> <td>1,030</td> <td>1,030</td> <td>1,030</td> <td>1,030</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">県単独事業</td> <td>通常事業</td> <td>560</td> <td>565</td> <td>570</td> <td>570</td> <td>570</td> </tr> <tr> <td>別枠事業</td> <td>135</td> <td>140</td> <td>175</td> <td>180</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>山地防災・土砂災害対策事業</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>(注2)30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>緊急防災・減災事業</td> <td>110</td> <td>80</td> <td>100</td> <td>(注3)80</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>長寿命化・環境整備対策事業</td> <td>—</td> <td>35</td> <td>45</td> <td>(注4)70</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>県単独事業 計</td> <td>695</td> <td>705</td> <td>745</td> <td>750</td> <td>670</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,739</td> <td>1,735</td> <td>1,775</td> <td>1,780</td> <td>1,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1： 災害関連事業は、災害復旧事業に応じて、毎年度、所要額を精査                      注2： 山地防災・土砂災害対策事業の平成30年度以降の事業費(30億円)は、山地防災・土砂災害対策計画に基づく所要額                      注3： 緊急防災・減災事業のうち、県有施設耐震改修事業は進捗に伴い減少する一方、津波防災インフラ整備計画(2014(H26)～2023年度)等については所要額                      2018(H30)～2020年度所要額(240億円)を3カ年で確保(80億円/年)                      注4： 長寿命化・環境整備対策事業の2019(H31)年度以降は、70億円で仮置き</p>	区 分		2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	参考		2019(H31) ～2020	2021 ～2023	国庫補助事業	通常事業	1,020	1,015	1,030	1,030	1,030	別枠事業	24	15	0			災害関連事業(注1)	24	15	0			国庫補助事業 計	1,044	1,030	1,030	1,030	1,030	県単独事業	通常事業	560	565	570	570	570	別枠事業	135	140	175	180	100	山地防災・土砂災害対策事業	25	25	(注2)30	30	30	緊急防災・減災事業	110	80	100	(注3)80	0	長寿命化・環境整備対策事業	—	35	45	(注4)70	70	県単独事業 計	695	705	745	750	670	合 計	1,739	1,735	1,775	1,780
区 分							H28当初	H29当初	H30	参考																																																																																																																																																	
		H31	H32																																																																																																																																																								
国庫補助事業	通常事業	1,020	1,015	1,015	1,015	1,015																																																																																																																																																					
	別枠事業	24	15	※	※	※																																																																																																																																																					
	災害関連事業	24	15	※	※	※																																																																																																																																																					
	国庫補助事業 計	1,044	1,030	1,015	1,015	1,015																																																																																																																																																					
県単独事業	通常事業	560	565	565	565	565																																																																																																																																																					
	別枠事業	135	140	130	145	145																																																																																																																																																					
	山地防災・土砂災害対策事業	25	25	15	25	25																																																																																																																																																					
	緊急防災・減災事業	110	80	80	60	60																																																																																																																																																					
	長寿命化・環境整備対策事業	—	35	35	60	60																																																																																																																																																					
県単独事業 計	695	705	695	710	710																																																																																																																																																						
合 計	1,739	1,735	1,710	1,725	1,725																																																																																																																																																						
区 分		2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	参考																																																																																																																																																						
					2019(H31) ～2020	2021 ～2023																																																																																																																																																					
国庫補助事業	通常事業	1,020	1,015	1,030	1,030	1,030																																																																																																																																																					
	別枠事業	24	15	0																																																																																																																																																							
	災害関連事業(注1)	24	15	0																																																																																																																																																							
	国庫補助事業 計	1,044	1,030	1,030	1,030	1,030																																																																																																																																																					
県単独事業	通常事業	560	565	570	570	570																																																																																																																																																					
	別枠事業	135	140	175	180	100																																																																																																																																																					
	山地防災・土砂災害対策事業	25	25	(注2)30	30	30																																																																																																																																																					
	緊急防災・減災事業	110	80	100	(注3)80	0																																																																																																																																																					
	長寿命化・環境整備対策事業	—	35	45	(注4)70	70																																																																																																																																																					
県単独事業 計	695	705	745	750	670																																																																																																																																																						
合 計	1,739	1,735	1,775	1,780	1,700																																																																																																																																																						

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後
<p>(3) 行政施策 イ. 投資事業 (P44-46)</p>	<p><b>2 事業費の考え方</b>                      (1) 平成29年度以降の通常事業費は、平成28年度当初予算額に地方財政計画における投資的経費の伸びを乗じた事業費とする。  <math display="block">\left[ \frac{\text{〔地方財政計画と本県通常事業費の水準〕}}{48.2(\text{本県の通常事業費〔H28当初/H2.3中間水準〕})} = 0.99 \div 1.00 \right]</math>                      (2) 喫緊の課題である第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画の推進、地震・津波対策等耐震改修事業及び公共施設等の長寿命化・環境整備対策などについて、地方交付税措置のある有利な県債（自然災害防止事業債、緊急防災・減災事業債及び公共施設等適正管理推進事業債等）を活用し、事業費を別枠で確保する。</p> <p><b>3 各年度の投資事業費</b>                      (1) 国庫補助事業                          ① 通常事業費                              平成28年度当初予算額（1,020億円）に、平成29年度以降の地方財政計画における投資補助事業の伸びを乗じた額                              ・平成29年度当初予算：1,015億円                                      (1,020億円×99.3%（平成29年度地方財政計画の伸び）)                          ② 別枠加算分                              ア 災害関連事業：所要額                                  台風災害等の災害復旧事業に関連して必要となる事業費</p> <p>(2) 県単独事業                          ① 通常事業費                              平成28年度当初予算額（560億円）に、平成29年度以降の地方財政計画における投資単独事業の伸びを乗じた額                              ・平成29年度当初予算：565億円                                      (560億円×101.0%（平成29年度地方財政計画の伸び）)                          ② 別枠加算分                              ア 山地防災・土砂災害対策事業 H29：25億円、H30：15億円                                  自然災害防止事業債（起債充当率100%、交付税措置28.5%）を活用し、平成26年8月豪雨災害を踏まえた第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画（平成26～30年度）の取組を推進                              イ 緊急防災・減災事業 H29、H30：80億円                                  平成29年度地方財政対策において平成32年度まで制度延長された緊急防災・減災事業債（起債充当率100%、交付税措置率70%）を活用し、以下の事業を推進                                  ① 津波防災インフラ整備計画（平成26～35年度）等に基づく地震・津波対策の着実な推進を図るために必要となる事業費：60億円                                  ② 緊急防災・減災事業債が活用できる耐震改修事業費：20億円                              ウ 長寿命化・環境整備対策事業 H29、H30：35億円                                  平成29年度地方財政対策で新たに措置された公共施設等適正管理推進事業債（起債充当率90%、交付税措置率30%）を活用し、公共施設等の長寿命化対策等を推進</p>	<p><b>2 事業費の考え方</b>                      (1) 平成30年度以降の通常事業費は、平成29年度当初予算額に地方財政計画における投資的経費の伸びを乗じた事業費とする。  <math display="block">\left[ \frac{\text{〔地方財政計画と本県通常事業費の水準〕}}{48.2(\text{本県の通常事業費〔H29当初/H2.3中間水準〕})} = 0.99 \div 1.00 \right]</math>                      (2) 喫緊の課題である山地防災・土砂災害対策や地震・津波対策、耐震改修事業ならびに公共施設等の長寿命化・環境整備対策などについて、地方交付税措置のある有利な県債（自然災害防止事業債、緊急防災・減災事業債及び公共施設等適正管理推進事業債等）を活用し、事業費を別枠で確保する。</p> <p><b>3 各年度の投資事業費</b>                      (1) 国庫補助事業                          ① 通常事業費                              平成29年度当初予算額（1,015億円）に、平成30年度の地方財政計画における投資補助事業の伸びを乗じた額                              ・平成30年度当初予算：1,030億円                                      (1,015億円×101.4%（平成30年度地方財政計画の伸び）)                          ② 別枠加算分                              ア 災害関連事業：所要額                                  台風災害等の災害復旧事業に関連して必要となる事業費</p> <p>(2) 県単独事業                          ① 通常事業費                              平成29年度当初予算額（565億円）に、平成30年度の地方財政計画における投資単独事業の伸びを乗じた額                              ・平成30年度当初予算：570億円                                      (565億円×101.0%（平成30年度地方財政計画の伸び）)                          ② 別枠加算分                              ア 山地防災・土砂災害対策事業 H30：30億円                                  自然災害防止事業債（起債充当率100%、交付税措置28.5%）を活用し、山地防災・土砂災害対策の取組を推進                              イ 緊急防災・減災事業 H30：100億円                                  2017(H29)年度地方財政対策において2020年度まで制度延長された緊急防災・減災事業債（起債充当率100%、交付税措置率70%）を活用し、以下の事業を推進                                  ① 津波防災インフラ整備計画（2014(H26)～2023年度）等に必要となる事業費（240億円）について、2018(H30)～2020年度の3カ年で確保：80億円                                  ② 緊急防災・減災事業債が活用できる耐震改修事業費：20億円                              ウ 長寿命化・環境整備対策事業 H30：45億円                                  平成30年度地方財政対策で対象施設が拡充された公共施設等適正管理推進事業債（起債充当率90%、交付税措置率30%）を活用し、公共施設等の長寿命化対策等を推進                                  〔新たに追加された施設：河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、治山施設、港湾施設、漁港施設 等〕</p>

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項目	現 行	変 更 後																																																																																																																																										
(3) 行政施策 イ. 投資事業 (P44-46)	<p>(参考) 公共施設等総合管理計画に基づく整備事業(総括) <b>H29: 140億円、H30: 120億円</b></p> <p>① 通常枠で対応 計画修繕及び建替整備 ② 別枠で措置 緊急防災・減災事業(耐震改修)及び長寿命化・環境整備対策事業 (単位: 億円)</p> <table border="1" data-bbox="409 449 1546 1003"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>H29当初</th> <th>H30</th> <th colspan="2">参考</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th></th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">通 常 業</td> <td>計画修繕</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>庁舎、公的施設等</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>県立学校</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>建替整備</td> <td>45</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>85</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">別 枠 業</td> <td>緊急防災・減災事業(耐震改修事業)</td> <td>20</td> <td>20</td> <td rowspan="6">60</td> <td rowspan="6">60</td> </tr> <tr> <td>長寿命化・環境整備対策事業</td> <td>35</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>庁舎</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>県立学校</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>土木施設(道路、河川等)</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>警察施設</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>140</td> <td>120</td> <td>125</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		H29当初	H30	参考						H31	H32	通 常 業	計画修繕	40	40	40	40	庁舎、公的施設等	30	30	30	30	県立学校	10	10	10	10	建替整備	45	25	25	30	小 計	85	65	65	70	別 枠 業	緊急防災・減災事業(耐震改修事業)	20	20	60	60	長寿命化・環境整備対策事業	35	35	庁舎	5	5	県立学校	15	15	土木施設(道路、河川等)	10	10	警察施設	5	5	小 計	55	55	60	60	合 計	140	120	125	130	<p>(参考) 公共施設等総合管理計画に基づく整備事業(総括) <b>H30: 140億円</b></p> <p>① 通常枠で対応 計画修繕及び建替整備 ② 別枠で措置 緊急防災・減災事業(耐震改修)及び長寿命化・環境整備対策事業 (単位: 億円)</p> <table border="1" data-bbox="1682 449 2849 1041"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>2017(H29) 当初</th> <th>2018 (H30)</th> <th colspan="2">参考</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th></th> <th>2019 (H31)</th> <th>2020~ 2023</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">通 常 業</td> <td>計画修繕</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>庁舎、公的施設等</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>県立学校</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>建替整備</td> <td>45</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>85</td> <td>75</td> <td>75</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">別 枠 業</td> <td>緊急防災・減災事業(耐震改修事業)</td> <td>20</td> <td>20</td> <td rowspan="6">70</td> <td rowspan="6">70</td> </tr> <tr> <td>長寿命化・環境整備対策事業</td> <td>35</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>庁舎</td> <td>5</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>県立学校</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>土木施設(道路、河川等)</td> <td>10</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>警察施設</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>55</td> <td>65</td> <td>70</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>140</td> <td>140</td> <td>145</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		2017(H29) 当初	2018 (H30)	参考						2019 (H31)	2020~ 2023	通 常 業	計画修繕	40	50	50	50	庁舎、公的施設等	30	30	30	30	県立学校	10	20	20	20	建替整備	45	25	25	30	小 計	85	75	75	80	別 枠 業	緊急防災・減災事業(耐震改修事業)	20	20	70	70	長寿命化・環境整備対策事業	35	45	庁舎	5	13	県立学校	15	15	土木施設(道路、河川等)	10	12	警察施設	5	5	小 計	55	65	70	70	合 計	140	140	145	150
区 分		H29当初	H30	参考																																																																																																																																								
				H31	H32																																																																																																																																							
通 常 業	計画修繕	40	40	40	40																																																																																																																																							
	庁舎、公的施設等	30	30	30	30																																																																																																																																							
	県立学校	10	10	10	10																																																																																																																																							
	建替整備	45	25	25	30																																																																																																																																							
	小 計	85	65	65	70																																																																																																																																							
別 枠 業	緊急防災・減災事業(耐震改修事業)	20	20	60	60																																																																																																																																							
	長寿命化・環境整備対策事業	35	35																																																																																																																																									
	庁舎	5	5																																																																																																																																									
	県立学校	15	15																																																																																																																																									
	土木施設(道路、河川等)	10	10																																																																																																																																									
	警察施設	5	5																																																																																																																																									
小 計	55	55	60	60																																																																																																																																								
合 計	140	120	125	130																																																																																																																																								
区 分		2017(H29) 当初	2018 (H30)	参考																																																																																																																																								
				2019 (H31)	2020~ 2023																																																																																																																																							
通 常 業	計画修繕	40	50	50	50																																																																																																																																							
	庁舎、公的施設等	30	30	30	30																																																																																																																																							
	県立学校	10	20	20	20																																																																																																																																							
	建替整備	45	25	25	30																																																																																																																																							
	小 計	85	75	75	80																																																																																																																																							
別 枠 業	緊急防災・減災事業(耐震改修事業)	20	20	70	70																																																																																																																																							
	長寿命化・環境整備対策事業	35	45																																																																																																																																									
	庁舎	5	13																																																																																																																																									
	県立学校	15	15																																																																																																																																									
	土木施設(道路、河川等)	10	12																																																																																																																																									
	警察施設	5	5																																																																																																																																									
小 計	55	65	70	70																																																																																																																																								
合 計	140	140	145	150																																																																																																																																								
	<p>(3) その他 災害復旧事業や国の補正予算に伴う事業などの臨時的・追加的な投資事業を必要に応じて、別途措置する。</p>	<p>(3) その他 災害復旧事業や国の補正予算に伴う事業などの臨時的・追加的な投資事業を必要に応じて、別途措置する。</p>																																																																																																																																										
	<p>(参考) 本県の投資水準と地方財政計画、他府県の投資水準の状況(事業費総額)</p>  <p>※ 兵庫県のH28の○は、通常事業費のみの数値</p>	<p>(参考) 本県の投資水準と地方財政計画、他府県の投資水準の状況(事業費総額)</p>  <p>※ 兵庫県のH29の○は、通常事業費のみの数値</p> <p>※ 地方財政計画は当初計画、全国は決算(補正含む)、兵庫県は、~H28: 決算(補正含む)、H29: 当初予算</p>																																																																																																																																										

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項目	現 行	変 更 後																												
<p>(3) 行政施策 イ. 投資事業 (P47)</p>	<p>4 整備の基本的な考え方 (1) (略)</p> <p>(2) 分野の重点化 社会基盤整備の実施にあたっては、「ひょうご社会基盤整備基本計画（平成25年度策定。以下、「基本計画」という）」のもと、限られた財源の有効活用を図るため、各種分野別計画に基づき、緊急かつ重要な事業へ重点化する。</p> <table border="1" data-bbox="394 600 1546 1119"> <thead> <tr> <th>重点分野</th> <th>各種分野別計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震・津波対策</td> <td>・津波防災インフラ整備計画(平成26～35年度) ・南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム(平成26～35年度) ・地域の防災道路強靱化プラン(平成26～35年度)</td> </tr> <tr> <td>総合的な治水対策</td> <td>・地域総合治水推進計画(計画策定から概ね10年間) ・ため池整備5箇年計画(平成27～31年度)</td> </tr> <tr> <td>土砂災害対策</td> <td>・第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画(平成26～30年度)</td> </tr> <tr> <td>ミッシングリンクの解消等</td> <td>・ミッシングリンクの解消(路線ごとの事業計画) ・新渋滞交差点解消プログラム(平成26～30年度) ・踏切すっきり安心プラン(平成26～30年度)</td> </tr> <tr> <td>老朽化対策</td> <td>・ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画(平成26～35年度)</td> </tr> <tr> <td>農林水産業の支援</td> <td>・農業生産基盤整備の推進(農林水産ビジョン2025)(平成28～37年度) ・新ひょうご林内路網1,000km整備プラン(農林水産ビジョン2025)(平成26～33年度)</td> </tr> </tbody> </table>	重点分野	各種分野別計画	地震・津波対策	・津波防災インフラ整備計画(平成26～35年度) ・南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム(平成26～35年度) ・地域の防災道路強靱化プラン(平成26～35年度)	総合的な治水対策	・地域総合治水推進計画(計画策定から概ね10年間) ・ため池整備5箇年計画(平成27～31年度)	土砂災害対策	・第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画(平成26～30年度)	ミッシングリンクの解消等	・ミッシングリンクの解消(路線ごとの事業計画) ・新渋滞交差点解消プログラム(平成26～30年度) ・踏切すっきり安心プラン(平成26～30年度)	老朽化対策	・ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画(平成26～35年度)	農林水産業の支援	・農業生産基盤整備の推進(農林水産ビジョン2025)(平成28～37年度) ・新ひょうご林内路網1,000km整備プラン(農林水産ビジョン2025)(平成26～33年度)	<p>4 整備の基本的な考え方 (1) (同左)</p> <p>(2) 分野の重点化 (同左)</p> <table border="1" data-bbox="1659 600 2810 1119"> <thead> <tr> <th>重点分野</th> <th>各種分野別計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震・津波対策</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>総合的な治水対策</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>土砂災害対策</td> <td>・第3次山地防災・土砂災害対策計画(2018(H30)～2023年度)</td> </tr> <tr> <td>ミッシングリンクの解消等</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>老朽化対策</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>農林水産業の支援</td> <td>(同左)</td> </tr> </tbody> </table>	重点分野	各種分野別計画	地震・津波対策	(同左)	総合的な治水対策	(同左)	土砂災害対策	・第3次山地防災・土砂災害対策計画(2018(H30)～2023年度)	ミッシングリンクの解消等	(同左)	老朽化対策	(同左)	農林水産業の支援	(同左)
重点分野	各種分野別計画																													
地震・津波対策	・津波防災インフラ整備計画(平成26～35年度) ・南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム(平成26～35年度) ・地域の防災道路強靱化プラン(平成26～35年度)																													
総合的な治水対策	・地域総合治水推進計画(計画策定から概ね10年間) ・ため池整備5箇年計画(平成27～31年度)																													
土砂災害対策	・第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画(平成26～30年度)																													
ミッシングリンクの解消等	・ミッシングリンクの解消(路線ごとの事業計画) ・新渋滞交差点解消プログラム(平成26～30年度) ・踏切すっきり安心プラン(平成26～30年度)																													
老朽化対策	・ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画(平成26～35年度)																													
農林水産業の支援	・農業生産基盤整備の推進(農林水産ビジョン2025)(平成28～37年度) ・新ひょうご林内路網1,000km整備プラン(農林水産ビジョン2025)(平成26～33年度)																													
重点分野	各種分野別計画																													
地震・津波対策	(同左)																													
総合的な治水対策	(同左)																													
土砂災害対策	・第3次山地防災・土砂災害対策計画(2018(H30)～2023年度)																													
ミッシングリンクの解消等	(同左)																													
老朽化対策	(同左)																													
農林水産業の支援	(同左)																													
<p>(3) 行政施策 イ. 投資事業 (P48)</p>	<p>5 整備の進め方 (1) (略)</p> <p>(2) 重点分野の整備の進め方 ①～③ (略)</p> <p>④ 土砂災害対策〔第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画(平成26～30年度)〕 災害発生時の影響が大きい谷出口周辺やガケ直下に人家がある等、緊急性が高い箇所において、砂防えん堤の整備や災害に強い森づくり等、土砂災害対策を強力に推進する。</p>	<p>5 整備の進め方 (1) (同左)</p> <p>(2) 重点分野の整備の進め方 ①～③ (同左)</p> <p>④ 土砂災害対策〔第3次山地防災・土砂災害対策計画(2018(H30)～2023年度)〕 土砂災害特別警戒区域(R区域)に指定された谷出口周辺やがけ直下に人家があるなど、緊急性の高い箇所、砂防堰堤の整備や災害に強い森づくり等、土砂災害対策を強力に推進する。</p>																												

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項目	現 行	変 更 後
(3) 行政施策 工. 試験研究機関 (P53)	<p>1 業務の重点化 (1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) <u>健康生活科学研究所</u> 健康危機に対応するための試験研究、消費者からの苦情相談や商品の安全性の検証など県民のくらしの安全・安心に関わる諸課題に一元的に対応する。 また、<u>健康科学研究センター</u>の移転建替えにより、研究環境を充実するとともに、健康危機事案に対して高度な試験分析機能の維持向上を図る。</p>	<p>1 業務の重点化 (1) ~ (2) (同左)</p> <p>(3) <u>健康科学研究所</u> 感染症、食品・医薬品等による健康危機に対応するための調査研究・試験検査を重点的に推進する。 また、移転建替えにより、研究環境を充実するとともに、健康危機事案に対して高度な試験分析機能の維持向上を図る。</p>
(3) 行政施策 工. 試験研究機関 ①農林水産技術総合 センター (P 55-56)	<p>2 研究体制の充実強化 (1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) <u>効率的な業務運営の推進</u> (略)</p> <p>(4) <u>職員数の見直し</u> (略)</p>	<p>2 研究体制の充実強化 (1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) <u>新たな試験研究機能の充実</u> 農林水産業を支える研究開発を推進するため、生産性向上技術の開発を目的とした環境制御温室の整備や施設の老朽化対策などにより、試験研究機能の強化を図る。</p> <p>(4) <u>効率的な業務運営の推進</u> (同左)</p> <p>(5) <u>職員数の見直し</u> (同左)</p>
(3) 行政施策 工. 試験研究機関 ②県立工業技術センター (P 57-58)	<p>4 試験研究機関間における広域連携の推進 (1) ~ (2) (略)</p>	<p>4 試験研究機関間における広域連携の推進 (1) ~ (2) (同左)</p> <p>(3) <u>金属新素材研究センターの設置</u> 産学官の連携のもと、高付加価値化を実現する金属素材製造・加工技術を開発し、中小企業への技術移転を通じ次世代産業の生産拡大を図るための金属新素材研究センターを整備する。 [整備スケジュール] 平成30年度 改修工事、機器整備 [設置場所] 兵庫県立大学姫路工学キャンパス内</p>
(3) 行政施策 工. 試験研究機関 ③県立健康科学研究所 (旧県立健康生活科学研究所) (P 59-60)	<p>[改革の基本方向]</p> <p>① 中期事業計画（平成29～31年）に基づき、県民のくらしの安全・安心に関わる感染症や消費者問題などの諸課題に対し、専門性と総合力を発揮して、調査・研究、苦情原因究明、情報の分析・提供などに取り組む。</p> <p>② 健康科学研究センターの移転を円滑に進めるとともに、生活科学総合センターについては、消費者被害の防止・救済や“消費者教育”が総合的に推進できる体制を構築する。</p>	<p>[改革の基本方向]</p> <p>① 中期事業計画（2017(平成29)～2019(平成31)年度）に基づき、県民のくらしの安全・安心に関わる感染症、食品・医薬品等の健康危機に対応するため、調査・研究などに取り組む。</p> <p>② (同左)</p> <p>1 <u>組織体制の見直し</u> 県立消費生活総合センターを設置することに伴い、試験研究機関としての生活科学総合センターは廃止することから、県立健康生活科学研究所を県立健康科学研究所に改める。</p>



最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項目	現 行	変 更 後																					
<p>(3) 行政施策                      工. 試験研究機関                      ③県立健康科学研究所                      (旧県立健康生活科学研究所)                      (P 59-60)</p>	<p>1 県民の安全・安心確保のための試験研究の推進                      (1) 業務の重点化                      ① 健康科学研究センター</p> <table border="1" data-bbox="463 390 1584 617"> <thead> <tr> <th>重点化分野</th> <th>重点化の方向性</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康危機事案の調査・研究</td> <td>健康危機発生時の対応能力の向上を図るため、新興・再興感染症、食品・医薬品等による健康被害の迅速検査法などの研究の推進</td> <td>・インフルエンザ等のウイルス疾患の迅速検査などに関する研究 ・薬剤耐性菌の実態等に関する調査研究 ・食品・水道水中の農薬類及び危険ドラッグ等の迅速分析法開発などに関する研究</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 生活科学総合センター</p> <table border="1" data-bbox="463 669 1584 1010"> <thead> <tr> <th>重点化分野</th> <th>重点化の方向性</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費生活相談の市町支援</td> <td>市町の消費生活相談窓口を充実・強化するための支援の推進</td> <td>・市町職員、相談員等を対象とした専門研修による人材育成 ・専門的知識を要する事案への対応、相談情報の交換</td> </tr> <tr> <td>苦情相談に基づく商品テスト</td> <td>県民のくらしの安全・安心を確保するための商品テストの実施</td> <td>・消費者からの苦情相談に基づく安全性の検証や商品の特性比較等を行う商品テスト ・テスト結果の情報提供等による成果普及</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 両センターの連携による業務運営の効率化                      ① 健康科学研究センターの高度な試験分析力を活用し、生活科学総合センターの実施する商品テストの更なる高度化など、試験検査の体制を強化する。                      ② 移転後は両センターが遠隔になることで事務に支障が生じないよう、総務事務の柔軟な運用を図り、事務の効率化を推進する                      ③ 生活科学総合センターの相談機能を活用し、県民の関心の高いテーマに関する調査・研究を推進する。                      ④ 生活科学総合センターの情報発信力を活用し、健康科学研究センターの研究成果の普及促進を図る。</p> <p>2 研究体制の整備推進と今後のあり方                      (1) 健康科学研究センターの建替                      健康科学研究センターの老朽化に伴い、建替整備を実施する。また、移転建替えにより、研究環境を充実するとともに、健康危機事案に対して高度な試験分析機能の維持向上を図る。</p> <p>[整備スケジュール]                      ・平成 28～29 年度：実施設計、土地造成工事、建築工事                      ・平成 30 年度：供用開始</p> <p>(2) 生活科学総合センターのあり方                      市町との役割分担のもと、県が担う消費者被害の防止・救済機能を発揮し、産官学民が一体となった“消費者教育”が総合的に推進できる体制を構築する。</p>	重点化分野	重点化の方向性	主な内容	健康危機事案の調査・研究	健康危機発生時の対応能力の向上を図るため、新興・再興感染症、食品・医薬品等による健康被害の迅速検査法などの研究の推進	・インフルエンザ等のウイルス疾患の迅速検査などに関する研究 ・薬剤耐性菌の実態等に関する調査研究 ・食品・水道水中の農薬類及び危険ドラッグ等の迅速分析法開発などに関する研究	重点化分野	重点化の方向性	主な内容	消費生活相談の市町支援	市町の消費生活相談窓口を充実・強化するための支援の推進	・市町職員、相談員等を対象とした専門研修による人材育成 ・専門的知識を要する事案への対応、相談情報の交換	苦情相談に基づく商品テスト	県民のくらしの安全・安心を確保するための商品テストの実施	・消費者からの苦情相談に基づく安全性の検証や商品の特性比較等を行う商品テスト ・テスト結果の情報提供等による成果普及	<p>2 県民の安全・安心確保のための試験研究の推進                      (1) 業務の重点化</p> <table border="1" data-bbox="1700 352 2822 573"> <thead> <tr> <th>重点化分野</th> <th>重点化の方向性</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康危機事案の調査・研究</td> <td>(同左)</td> <td>(同左)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除)</p> <p>(2) 消費生活総合センターとの連携                      ① 消費生活総合センターからの依頼を受けて、健康科学研究所の高度な試験分析力を活用し、食品等の苦情原因の究明を連携して実施する。</p> <p>(削除)</p> <p>② 消費生活総合センターの相談機能を活用し、県民の関心の高いテーマに関する調査・研究を推進する。                      ③ 消費生活総合センターの情報発信力を活用し、健康科学研究所の研究成果の普及促進を図る。</p> <p>3 研究体制の整備推進                      健康科学研究所の老朽化に伴い、建替整備を実施する。また、移転建替えにより、研究環境を充実するとともに、健康危機事案に対して高度な試験分析機能の維持向上を図る。</p> <p>[整備スケジュール]                      (同左)</p> <p>(削除)</p>	重点化分野	重点化の方向性	主な内容	健康危機事案の調査・研究	(同左)	(同左)
重点化分野	重点化の方向性	主な内容																					
健康危機事案の調査・研究	健康危機発生時の対応能力の向上を図るため、新興・再興感染症、食品・医薬品等による健康被害の迅速検査法などの研究の推進	・インフルエンザ等のウイルス疾患の迅速検査などに関する研究 ・薬剤耐性菌の実態等に関する調査研究 ・食品・水道水中の農薬類及び危険ドラッグ等の迅速分析法開発などに関する研究																					
重点化分野	重点化の方向性	主な内容																					
消費生活相談の市町支援	市町の消費生活相談窓口を充実・強化するための支援の推進	・市町職員、相談員等を対象とした専門研修による人材育成 ・専門的知識を要する事案への対応、相談情報の交換																					
苦情相談に基づく商品テスト	県民のくらしの安全・安心を確保するための商品テストの実施	・消費者からの苦情相談に基づく安全性の検証や商品の特性比較等を行う商品テスト ・テスト結果の情報提供等による成果普及																					
重点化分野	重点化の方向性	主な内容																					
健康危機事案の調査・研究	(同左)	(同左)																					

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																																																																																							
<p>(3) 行政施策                      工. 試験研究機関                      ③県立健康科学研究所                      (旧県立健康生活科学研究所)                      (P 59-60)</p>	<p>3 効率的・効果的な運営体制・運営手法の徹底</p> <p>(2) 職員数の見直し                      一般行政部門の定員削減の枠組みの中で、更なる業務の重点化や運営体制の見直しとともに、新興・再興感染症や食品添加物等県民の安全、安心をおびやかす新たな行政課題に迅速、適切に対応するため、引き続き職員数の適正配置に取り組む。</p> <p>(参考) 職員数の状況 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="519 546 1469 924"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>H19. 4. 1 ①</th> <th>H28. 4. 1 ②</th> <th>対H19増減 ②-①</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">健康科学研究センター</td> <td>研究員</td> <td>23</td> <td>15</td> <td>△8</td> </tr> <tr> <td>行政職・その他</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>△4</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>37</td> <td>25</td> <td>△12</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">生活科学総合センター</td> <td>研究員</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>行政職・その他</td> <td>21</td> <td>14</td> <td>△7</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>21</td> <td>14</td> <td>△7</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">合 計</td> <td>研究員</td> <td>23</td> <td>15</td> <td>△8</td> </tr> <tr> <td>行政職・その他</td> <td>35</td> <td>24</td> <td>△11</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>58</td> <td>39</td> <td>△19</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 中期の数値目標</p> <p>(1) 業務に係る数値目標</p> <p>① 健康科学研究所</p> <table border="1" data-bbox="504 1060 1528 1207"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H29～H30 年度 (目標)</th> <th>H26～H27 年度 (実績平均)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残留農薬等の新規検査可能項目数(年間)</td> <td>30 件</td> <td>30 件</td> </tr> <tr> <td>感染症等の迅速検査手法新規導入数(年間)</td> <td>5 件</td> <td>5 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 生活科学総合センター</p> <table border="1" data-bbox="504 1249 1424 1396"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H29～H30 年度 (目標)</th> <th>H26～H27 年度 (実績平均)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術相談件数(年間)</td> <td>400 件</td> <td>397 件</td> </tr> <tr> <td>苦情原因究明テスト件数(年間)</td> <td>35 件</td> <td>36 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 外部資金獲得に係る数値目標</p> <p>① 健康科学研究所                      研究費総額の2割相当額以上の獲得を目標とする。                      ・大学や他の試験研究機関との共同研究を推進する。</p> <p>5 関西に所在する独立行政法人、大学、府県等試験研究機関との広域連携の一層の推進                      (略)</p>	区 分		H19. 4. 1 ①	H28. 4. 1 ②	対H19増減 ②-①	健康科学研究センター	研究員	23	15	△8	行政職・その他	14	10	△4	小 計	37	25	△12	生活科学総合センター	研究員	0	0	0	行政職・その他	21	14	△7	小 計	21	14	△7	合 計	研究員	23	15	△8	行政職・その他	35	24	△11	計	58	39	△19	区 分	H29～H30 年度 (目標)	H26～H27 年度 (実績平均)	残留農薬等の新規検査可能項目数(年間)	30 件	30 件	感染症等の迅速検査手法新規導入数(年間)	5 件	5 件	区 分	H29～H30 年度 (目標)	H26～H27 年度 (実績平均)	技術相談件数(年間)	400 件	397 件	苦情原因究明テスト件数(年間)	35 件	36 件	<p>4 効率的・効果的な運営体制・運営手法の徹底</p> <p>(2) 職員数の見直し                      (同左)</p> <p>(参考) 職員数の状況 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="1751 546 2522 724"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19. 4. 1 ①</th> <th>H28. 4. 1 ②</th> <th>対H19増減 ②-①</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究員</td> <td>23</td> <td>15</td> <td>△8</td> </tr> <tr> <td>行政職・その他</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>△4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>37</td> <td>25</td> <td>△12</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 中期の数値目標</p> <p>(1) 業務に係る数値目標</p> <table border="1" data-bbox="1706 1039 2745 1186"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H29～H30 年度 (目標)</th> <th>H26～H27 年度 (実績平均)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残留農薬等の新規検査可能項目数(年間)</td> <td>30 件</td> <td>30 件</td> </tr> <tr> <td>感染症等の迅速検査手法新規導入数(年間)</td> <td>5 件</td> <td>5 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除)</p> <p>(2) 外部資金獲得に係る数値目標                      研究費総額の2割相当額以上の獲得を目標とする。                      ・大学や他の試験研究機関との共同研究を推進する。</p> <p>6 関西に所在する独立行政法人、大学、府県等試験研究機関との広域連携の一層の推進                      (同左)</p>	区 分	H19. 4. 1 ①	H28. 4. 1 ②	対H19増減 ②-①	研究員	23	15	△8	行政職・その他	14	10	△4	計	37	25	△12	区 分	H29～H30 年度 (目標)	H26～H27 年度 (実績平均)	残留農薬等の新規検査可能項目数(年間)	30 件	30 件	感染症等の迅速検査手法新規導入数(年間)	5 件	5 件
区 分		H19. 4. 1 ①	H28. 4. 1 ②	対H19増減 ②-①																																																																																					
健康科学研究センター	研究員	23	15	△8																																																																																					
	行政職・その他	14	10	△4																																																																																					
	小 計	37	25	△12																																																																																					
生活科学総合センター	研究員	0	0	0																																																																																					
	行政職・その他	21	14	△7																																																																																					
	小 計	21	14	△7																																																																																					
合 計	研究員	23	15	△8																																																																																					
	行政職・その他	35	24	△11																																																																																					
	計	58	39	△19																																																																																					
区 分	H29～H30 年度 (目標)	H26～H27 年度 (実績平均)																																																																																							
残留農薬等の新規検査可能項目数(年間)	30 件	30 件																																																																																							
感染症等の迅速検査手法新規導入数(年間)	5 件	5 件																																																																																							
区 分	H29～H30 年度 (目標)	H26～H27 年度 (実績平均)																																																																																							
技術相談件数(年間)	400 件	397 件																																																																																							
苦情原因究明テスト件数(年間)	35 件	36 件																																																																																							
区 分	H19. 4. 1 ①	H28. 4. 1 ②	対H19増減 ②-①																																																																																						
研究員	23	15	△8																																																																																						
行政職・その他	14	10	△4																																																																																						
計	37	25	△12																																																																																						
区 分	H29～H30 年度 (目標)	H26～H27 年度 (実績平均)																																																																																							
残留農薬等の新規検査可能項目数(年間)	30 件	30 件																																																																																							
感染症等の迅速検査手法新規導入数(年間)	5 件	5 件																																																																																							

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後
<p>(4) 公営企業 ア. 企業庁 (P75-89)</p>	<p><b>8 地域創生整備事業</b>                      これまでは、高度成長期、人口増加の時代の要請に応え、住宅と企業の受皿整備を中心に、地域整備等を進めてきた。                      人口減少、少子高齢化のもとで今後は、地域創生に資する事業のうち、市町と協定して取り組む産業拠点の整備や健康福祉、都市再生などの施設の整備等に関する事業を展開する。                      事業実施にあたっては、従前の事業と区分経理するため、新たに地域創生整備事業会計を設置する。</p> <p><b>(1) 小野・市場産業拠点整備事業</b>                      県内産業団地の需給状況や、企業立地の促進、雇用の創出など地域創生を推進する観点から、小野市と協定を締結し、新たな産業拠点を整備する。</p> <p>① 対象地域：小野市市場地区（約40ha）                      ② 事業期間：平成28～33年度（平成31年度から一部分譲開始予定）                      ③ 企業庁と小野市の主な役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業庁：産業拠点整備に関する総合調整、産業拠点の造成及び分譲</li> <li>・ 小野市：道路、上下水道、公園等のインフラ整備、地元との協議調整への積極的な協力</li> </ul>	<p><b>8 地域創生整備事業</b> (同左)</p> <p><b>(1) 小野・市場産業拠点整備事業</b> (同左)</p> <p><b>(2) 民間事業者を活用した地域介護福祉拠点の整備</b>  <u>兵庫県地域創生戦略の戦略目標である健康長寿社会づくりの実現を企業庁としても推進するため、元県立鈴蘭台西高校用地において、社会福祉法人等の民間事業者を活用し、高齢者向け地域介護福祉拠点を整備する。</u></p> <p><b>(3) 三宮東再整備事業</b>  <u>サンパルの地権者として、これまで三宮の活性化に寄与してきたことから、今回、神戸市が進める新バスターミナルに併設する再開発ビル整備のうち、再開発会社施行の市街地再開発事業として整備するI期（雲井通5丁目）について、企業庁として再開発会社へ出資・参画し、三宮東エリアの活性化に取り組む。</u></p>

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項目	現 行													変 更 後														
(4) 公営企業 ア. 企業庁 (P75-89)	参考 事業別財務状況の見込み 1 地域整備事業 (1) 経営収支 (単位: 億円)													参考 事業別財務状況の見込み 1 地域整備事業 (1) 経営収支 (単位: 億円)														
	(前提)・分譲率: 平成32年度末90%目途 ・分譲単価: 最近の処分単価を基に算定													(前提)・分譲率: 2020年度末90%目途 ・分譲単価: 最近の処分単価を基に算定														
	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020	
	収益的収支	収入 (うち分割による未収額等)①	66	127	79	70	84	63	216	122	88	46	58	36	34	66	127	79	70	84	63	216	122	88	46	58	36	34
	支出 (うち土地売却原価等)②	63	118	74	67	80	59	286	115	86	44	52	32	30	63	118	74	67	80	59	286	115	86	44	52	32	30	
	当期損益③	3	9	5	3	4	4	△70	7	2	2	6	4	4	3	9	5	3	4	4	△70	7	2	6	4	4		
	資本的収支	収入	316	93	75	86	49	108	98	128	283	36	258	120	0	316	93	75	86	49	108	98	128	283	36	258	120	0
	支出 (うち企業債償還金)	403	225	144	267	118	193	176	191	372	124	348	158	24	403	225	144	267	118	193	176	191	353	130	347	157	20	
	差引④	△87	△132	△69	△181	△69	△85	△78	△63	△89	△88	△90	△38	△24	△87	△132	△69	△181	△69	△85	△78	△63	△70	△94	△88	△37	△20	
	過年度分割未収額回収⑤	18	14	69	16	14	12	18	13	12	10	9	10	10	18	14	69	16	14	12	18	13	12	25	11	10	10	
	資金残高⑥	177	163	227	118	128	106	128	185	160	112	77	73	82	177	163	227	118	128	106	128	185	163	116	93	90	103	
	※ ④資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。 ※ ⑥=前年度資金残高-①+②+③+④+⑤													※ ④資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。 ※ ⑥=前年度資金残高-①+②+③+④+⑤														
	企業債残高	1,155	1,103	1,099	1,080	1,057	1,015	968	933	891	841	783	757	753	1,155	1,103	1,099	1,080	1,057	1,015	968	933	894	843	785	759	755	

(2) 貸借対照表  
平成30年度末 (単位: 億円)

資産の部		負債の部	
1 固定資産	740	4 固定負債	1,070
(1) 有形固定資産等	175	(1) 企業債	647
(2) 投資等	565	(2) 基金借入金等	423
2 未成事業資産	780	5 流動負債	149
(うち進捗調整地 502)		(1) 企業債	136
3 流動資産	126	(2) 未払金等	13
		6 繰延収益	0
		(1) 長期前受金	0
		負債の部 計	1,219
		資本の部	
		7 資本金	288
		(1) 自己資本金	288
		8 剰余金	170
		(1) 資本剰余金	5
		(2) 利益剰余金	165
		9 評価差額等	△31
		(1) 評価差額等	△31
		資本の部 計	427
資産の部 合計	1,646	負債・資本の部 合計	1,646

注) 1 「貸借対照表」は、平成26年度からの地方公営企業会計制度の見直しを反映したものである。  
2 資産の部の未成事業資産のうち進捗調整地については、その利活用の検討を進め、引き続き事業進捗を調整することとしているため、現時点では時価評価を行っていない。

(参考) 平成32年度末 (単位: 億円)

資産の部		負債の部	
1 固定資産	689	4 固定負債	1,153
(1) 有形固定資産等	161	(1) 企業債	747
(2) 投資等	528	(2) 基金借入金等	406
2 未成事業資産	786	5 流動負債	15
(うち進捗調整地 506)		(1) 企業債	6
3 流動資産	128	(2) 未払金等	9
		6 繰延収益	0
		(1) 長期前受金	0
		負債の部 計	1,168
		資本の部	
		7 資本金	288
		(1) 自己資本金	288
		8 剰余金	178
		(1) 資本剰余金	5
		(2) 利益剰余金	173
		9 評価差額等	△31
		(1) 評価差額等	△31
		資本の部 計	435
資産の部 合計	1,603	負債・資本の部 合計	1,603

注) 1 「貸借対照表」は、平成26年度からの地方公営企業会計制度の見直しを反映したものである。  
2 資産の部の未成事業資産のうち進捗調整地については、その利活用の検討を進め、引き続き事業進捗を調整することとしているため、現時点では時価評価を行っていない。

(2) 貸借対照表  
平成30年度末 (単位: 億円)

資産の部		負債の部	
1 固定資産	737	4 固定負債	1,063
(1) 有形固定資産等	174	(1) 企業債	649
(2) 投資等	563	(2) 基金借入金等	414
2 未成事業資産	750	5 流動負債	163
(うち進捗調整地 502)		(1) 企業債	136
3 流動資産	160	(2) 未払金等	27
		6 繰延収益	0
		(1) 長期前受金	0
		負債の部 計	1,226
		資本の部	
		7 資本金	288
		(1) 自己資本金	288
		8 剰余金	169
		(1) 資本剰余金	5
		(2) 利益剰余金	164
		9 評価差額等	△36
		(1) 評価差額等	△36
		資本の部 計	421
資産の部 合計	1,647	負債・資本の部 合計	1,647

注) 1 「貸借対照表」は、平成26年度からの地方公営企業会計制度の見直しを反映したものである。  
2 資産の部の未成事業資産のうち進捗調整地については、その利活用の検討を進め、引き続き事業進捗を調整することとしているため、現時点では時価評価を行っていない。

(参考) 2020年度末 (単位: 億円)

資産の部		負債の部	
1 固定資産	693	4 固定負債	1,155
(1) 有形固定資産等	168	(1) 企業債	749
(2) 投資等	525	(2) 基金借入金等	406
2 未成事業資産	749	5 流動負債	29
(うち進捗調整地 506)		(1) 企業債	6
3 流動資産	172	(2) 未払金等	23
		6 繰延収益	0
		(1) 長期前受金	0
		負債の部 計	1,184
		資本の部	
		7 資本金	288
		(1) 自己資本金	288
		8 剰余金	178
		(1) 資本剰余金	5
		(2) 利益剰余金	173
		9 評価差額等	△36
		(1) 評価差額等	△36
		資本の部 計	430
資産の部 合計	1,614	負債・資本の部 合計	1,614

注) 1 「貸借対照表」は、平成26年度からの地方公営企業会計制度の見直しを反映したものである。  
2 資産の部の未成事業資産のうち進捗調整地については、その利活用の検討を進め、引き続き事業進捗を調整することとしているため、現時点では時価評価を行っていない。

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項目	現 行													変 更 後														
(4) 公営企業 ア. 企業庁 (P75-89)	(3) 地域別収支 ① 経営収支 ア 阪神地域													(3) 地域別収支 ① 経営収支 ア 阪神地域														
	(単位:億円)													(単位:億円)														
	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020	
	収益的収支	収入	35	93	62	49	27	35	189	106	61	27	34	14	11	35	93	62	49	27	35	189	106	55	21	47	11	11
		(うち分割による未収額等)①	0	1	2	1	9	1	119	1	1	1	1	1	1	0	1	2	1	9	1	119	1	20	1	1	1	1
		支出 (うち土地売却原価等)②	23	76	48	39	18	26	57	89	51	22	28	10	7	23	76	48	39	18	26	57	89	50	14	40	8	8
	当期損益③	12	17	14	10	9	9	132	17	10	5	6	4	4	12	17	14	10	9	9	132	17	5	7	7	3	3	
	資本的収支	収入	98	66	4	11	12	21	54	37	209	0	56	96	0	98	66	4	11	12	21	54	37	209	0	57	96	0
		支出 (うち企業債償還金)	133	143	39	161	41	51	76	82	242	60	112	119	9	133	143	39	161	41	51	76	82	141	57	106	118	9
		差引④	△ 35	△ 77	△ 35	△ 150	△ 29	△ 30	△ 22	△ 45	△ 33	△ 60	△ 56	△ 23	△ 9	△ 35	△ 77	△ 35	△ 150	△ 29	△ 30	△ 22	△ 45	68	△ 57	△ 49	△ 22	△ 9
	※ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。													※ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。														
	イ 播磨地域													イ 播磨地域														
	(単位:億円)													(単位:億円)														
区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020		
収益的収支	収入	24	22	8	16	54	23	19	8	16	10	10	6	6	24	22	8	16	54	23	19	8	23	12	9	8	7	
	(うち分割による未収額等)①	12	10	1	0	0	0	1	1	6	1	1	1	1	12	10	1	0	0	0	1	1	6	6	1	1	1	
	支出 (うち土地売却原価等)②	23	21	10	16	52	22	55	12	17	10	9	5	5	23	21	10	16	52	22	55	12	17	15	10	8	6	
当期損益③	1	1	△ 2	0	2	1	△ 36	△ 4	△ 1	0	1	1	1	1	1	△ 2	0	2	1	△ 36	△ 4	6	△ 3	△ 1	0	1		
資本的収支	収入	216	26	69	73	37	87	44	91	74	36	202	24	0	216	26	69	73	37	87	44	91	74	36	202	24	0	
	支出 (うち企業債償還金)	265	55	103	104	76	141	100	109	128	61	235	38	14	265	55	103	104	76	141	100	109	211	72	238	38	10	
	差引④	△ 49	△ 29	△ 34	△ 31	△ 39	△ 54	△ 56	△ 18	△ 54	△ 25	△ 33	△ 14	△ 14	△ 49	△ 29	△ 34	△ 31	△ 39	△ 54	△ 56	△ 18	△ 137	△ 36	△ 36	△ 14	△ 10	
※ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。													※ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。															
ウ 淡路地域													ウ 淡路地域															
(単位:億円)													(単位:億円)															
区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020		
収益的収支	収入	7	12	9	5	3	5	8	8	11	9	14	16	17	7	12	9	5	3	5	8	8	11	16	14	17	17	
	(うち分割による未収額等)①	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	8	0	0	0	
	支出 (うち土地売却原価等)②	17	21	16	12	10	11	174	14	18	12	15	17	18	17	21	16	12	10	11	174	14	18	19	15	16	16	
当期損益③	△ 10	△ 9	△ 7	△ 7	△ 7	△ 6	△ 166	△ 6	△ 7	△ 3	△ 1	△ 1	△ 1	△ 10	△ 9	△ 7	△ 7	△ 7	△ 6	△ 166	△ 6	△ 7	△ 3	△ 1	1	1		
資本的収支	収入	2	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	支出 (うち企業債償還金)	5	27	2	2	1	1	0	0	2	3	1	1	1	5	27	2	2	1	1	0	0	1	1	3	1	1	
	差引④	△ 3	△ 26	0	0	△ 1	△ 1	0	0	△ 2	△ 3	△ 1	△ 1	△ 1	△ 3	△ 26	0	0	△ 1	△ 1	0	0	△ 1	△ 1	△ 3	△ 1	△ 1	
※ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。													※ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。															

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																																								
(4) 公営企業 ア. 企業庁 (P75-89)	② 資産と負債の状況 平成 30 年度末 (資産) (単位：億円) <table border="1" data-bbox="519 352 1249 468"> <tr> <th>阪神</th> <th>播磨</th> <th>淡路</th> <th>調整額</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>169</td> <td>801</td> <td>322</td> <td>354</td> <td>1,646</td> </tr> </table> (負債) (単位：億円) <table border="1" data-bbox="519 531 1249 646"> <tr> <th>阪神</th> <th>播磨</th> <th>淡路</th> <th>調整額</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>399</td> <td>466</td> <td>0</td> <td>354</td> <td>1,219</td> </tr> </table>	阪神	播磨	淡路	調整額	計	169	801	322	354	1,646	阪神	播磨	淡路	調整額	計	399	466	0	354	1,219	② 資産と負債の状況 平成 30 年度末 (資産) (単位：億円) <table border="1" data-bbox="1736 363 2466 478"> <tr> <th>阪神</th> <th>播磨</th> <th>淡路</th> <th>調整額</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>167</td> <td>776</td> <td>309</td> <td>395</td> <td>1,647</td> </tr> </table> (負債) (単位：億円) <table border="1" data-bbox="1736 541 2466 657"> <tr> <th>阪神</th> <th>播磨</th> <th>淡路</th> <th>調整額</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>398</td> <td>461</td> <td>0</td> <td>367</td> <td>1,226</td> </tr> </table>	阪神	播磨	淡路	調整額	計	167	776	309	395	1,647	阪神	播磨	淡路	調整額	計	398	461	0	367	1,226
	阪神	播磨	淡路	調整額	計																																					
	169	801	322	354	1,646																																					
	阪神	播磨	淡路	調整額	計																																					
	399	466	0	354	1,219																																					
	阪神	播磨	淡路	調整額	計																																					
	167	776	309	395	1,647																																					
	阪神	播磨	淡路	調整額	計																																					
	398	461	0	367	1,226																																					
	注) 調整額は、全地域にわたるもので、 ① 資産は、預金、貸付金 ② 負債は、修繕引当金、退職給与引当金、預り金等といった内容であり、民間の会計基準の表記に準じて調整額と記載した。	注) 調整額は、全地域にわたるもので、 ① 資産は、預金、貸付金 ② 負債は、修繕引当金、退職給与引当金、預り金等といった内容であり、民間の会計基準の表記に準じて調整額と記載した。																																								
(参考) 平成 32 年度末 (資産) (単位：億円) <table border="1" data-bbox="519 909 1249 1024"> <tr> <th>阪神</th> <th>播磨</th> <th>淡路</th> <th>調整額</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>164</td> <td>814</td> <td>271</td> <td>354</td> <td>1,603</td> </tr> </table>	阪神	播磨	淡路	調整額	計	164	814	271	354	1,603	(参考) 2020 年度末 (資産) (単位：億円) <table border="1" data-bbox="1736 919 2466 1035"> <tr> <th>阪神</th> <th>播磨</th> <th>淡路</th> <th>調整額</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>163</td> <td>784</td> <td>267</td> <td>400</td> <td>1,614</td> </tr> </table>	阪神	播磨	淡路	調整額	計	163	784	267	400	1,614																					
阪神	播磨	淡路	調整額	計																																						
164	814	271	354	1,603																																						
阪神	播磨	淡路	調整額	計																																						
163	784	267	400	1,614																																						
(負債) (単位：億円) <table border="1" data-bbox="519 1087 1249 1203"> <tr> <th>阪神</th> <th>播磨</th> <th>淡路</th> <th>調整額</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>359</td> <td>458</td> <td>0</td> <td>351</td> <td>1,168</td> </tr> </table>	阪神	播磨	淡路	調整額	計	359	458	0	351	1,168	(負債) (単位：億円) <table border="1" data-bbox="1736 1098 2466 1213"> <tr> <th>阪神</th> <th>播磨</th> <th>淡路</th> <th>調整額</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>369</td> <td>452</td> <td>0</td> <td>363</td> <td>1,184</td> </tr> </table>	阪神	播磨	淡路	調整額	計	369	452	0	363	1,184																					
阪神	播磨	淡路	調整額	計																																						
359	458	0	351	1,168																																						
阪神	播磨	淡路	調整額	計																																						
369	452	0	363	1,184																																						
注) 調整額は、全地域にわたるもので、 ① 資産は、預金、貸付金 ② 負債は、修繕引当金、退職給与引当金、預り金等といった内容であり、民間の会計基準の表記に準じて調整額と記載した。	注) 調整額は、全地域にわたるもので、 ① 資産は、預金、貸付金 ② 負債は、修繕引当金、退職給与引当金、預り金等といった内容であり、民間の会計基準の表記に準じて調整額と記載した。																																									

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																																																																																																																																																																																																																																																																								
(4) 公営企業 ア. 企業庁 (P75-89)	2 水道用水供給事業 (1) 経営収支	2 水道用水供給事業 (1) 経営収支																																																																																																																																																																																																																																																																								
	(単位：億円)	(単位：億円)																																																																																																																																																																																																																																																																								
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収 入</td> <td>154</td> <td>153</td> <td>157</td> <td>140</td> <td>142</td> <td>141</td> <td>156</td> <td>157</td> <td>149</td> <td>150</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>(うち長期前受金戻入)①</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(0)</td> <td>(14)</td> <td>(14)</td> <td>(14)</td> <td>(13)</td> <td>(13)</td> </tr> <tr> <td>支 出</td> <td>135</td> <td>138</td> <td>137</td> <td>127</td> <td>126</td> <td>124</td> <td>137</td> <td>132</td> <td>139</td> <td>139</td> <td>132</td> </tr> <tr> <td>(うち減価償却費等)②</td> <td>(67)</td> <td>(72)</td> <td>(75)</td> <td>(64)</td> <td>(60)</td> <td>(59)</td> <td>(73)</td> <td>(72)</td> <td>(71)</td> <td>(71)</td> <td>(67)</td> </tr> <tr> <td>当期損益 ③</td> <td>19</td> <td>15</td> <td>20</td> <td>13</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>19</td> <td>25</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>収 入</td> <td>173</td> <td>42</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>支 出</td> <td>249</td> <td>122</td> <td>95</td> <td>89</td> <td>89</td> <td>81</td> <td>92</td> <td>85</td> <td>88</td> <td>81</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>(うち企業債等償還金)</td> <td>(237)</td> <td>(114)</td> <td>(79)</td> <td>(79)</td> <td>(76)</td> <td>(72)</td> <td>(64)</td> <td>(56)</td> <td>(50)</td> <td>(44)</td> <td>(40)</td> </tr> <tr> <td>差 引④</td> <td>△ 76</td> <td>△ 80</td> <td>△ 86</td> <td>△ 88</td> <td>△ 88</td> <td>△ 79</td> <td>△ 91</td> <td>△ 83</td> <td>△ 84</td> <td>△ 78</td> <td>△ 63</td> </tr> <tr> <td>資金残高⑤</td> <td>97</td> <td>104</td> <td>113</td> <td>102</td> <td>90</td> <td>87</td> <td>74</td> <td>74</td> <td>57</td> <td>48</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	収 入	154	153	157	140	142	141	156	157	149	150	150	(うち長期前受金戻入)①						(0)	(14)	(14)	(14)	(13)	(13)	支 出	135	138	137	127	126	124	137	132	139	139	132	(うち減価償却費等)②	(67)	(72)	(75)	(64)	(60)	(59)	(73)	(72)	(71)	(71)	(67)	当期損益 ③	19	15	20	13	16	17	19	25	10	11	18	収 入	173	42	9	1	1	2	1	2	4	3	31	支 出	249	122	95	89	89	81	92	85	88	81	94	(うち企業債等償還金)	(237)	(114)	(79)	(79)	(76)	(72)	(64)	(56)	(50)	(44)	(40)	差 引④	△ 76	△ 80	△ 86	△ 88	△ 88	△ 79	△ 91	△ 83	△ 84	△ 78	△ 63	資金残高⑤	97	104	113	102	90	87	74	74	57	48	57	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収 入</td> <td>154</td> <td>153</td> <td>157</td> <td>140</td> <td>142</td> <td>141</td> <td>156</td> <td>157</td> <td>150</td> <td>151</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>(うち長期前受金戻入)①</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(0)</td> <td>(14)</td> <td>(14)</td> <td>(14)</td> <td>(13)</td> <td>(13)</td> </tr> <tr> <td>支 出</td> <td>135</td> <td>138</td> <td>137</td> <td>127</td> <td>126</td> <td>124</td> <td>137</td> <td>132</td> <td>134</td> <td>138</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>(うち減価償却費等)②</td> <td>(67)</td> <td>(72)</td> <td>(75)</td> <td>(64)</td> <td>(60)</td> <td>(59)</td> <td>(73)</td> <td>(72)</td> <td>(71)</td> <td>(69)</td> <td>(64)</td> </tr> <tr> <td>当期損益 ③</td> <td>19</td> <td>15</td> <td>20</td> <td>13</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>19</td> <td>25</td> <td>16</td> <td>13</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>収 入</td> <td>173</td> <td>42</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>支 出</td> <td>249</td> <td>122</td> <td>95</td> <td>89</td> <td>89</td> <td>81</td> <td>92</td> <td>85</td> <td>100</td> <td>76</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>(うち企業債等償還金)</td> <td>(237)</td> <td>(114)</td> <td>(79)</td> <td>(79)</td> <td>(76)</td> <td>(72)</td> <td>(64)</td> <td>(56)</td> <td>(50)</td> <td>(44)</td> <td>(40)</td> </tr> <tr> <td>差 引④</td> <td>△ 76</td> <td>△ 80</td> <td>△ 86</td> <td>△ 88</td> <td>△ 88</td> <td>△ 79</td> <td>△ 91</td> <td>△ 83</td> <td>△ 95</td> <td>△ 74</td> <td>△ 76</td> </tr> <tr> <td>資金残高⑤</td> <td>97</td> <td>104</td> <td>113</td> <td>102</td> <td>90</td> <td>87</td> <td>74</td> <td>74</td> <td>52</td> <td>47</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	収 入	154	153	157	140	142	141	156	157	150	151	150	(うち長期前受金戻入)①						(0)	(14)	(14)	(14)	(13)	(13)	支 出	135	138	137	127	126	124	137	132	134	138	133	(うち減価償却費等)②	(67)	(72)	(75)	(64)	(60)	(59)	(73)	(72)	(71)	(69)	(64)	当期損益 ③	19	15	20	13	16	17	19	25	16	13	17	収 入	173	42	9	1	1	2	1	2	5	2	2	支 出	249	122	95	89	89	81	92	85	100	76	78	(うち企業債等償還金)	(237)	(114)	(79)	(79)	(76)	(72)	(64)	(56)	(50)	(44)	(40)	差 引④	△ 76	△ 80	△ 86	△ 88	△ 88	△ 79	△ 91	△ 83	△ 95	△ 74	△ 76	資金残高⑤	97	104	113	102	90	87	74	74	52	47	39
	区 分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度																																																																																																																																																																																																																																																														
	収 入	154	153	157	140	142	141	156	157	149	150	150																																																																																																																																																																																																																																																														
	(うち長期前受金戻入)①						(0)	(14)	(14)	(14)	(13)	(13)																																																																																																																																																																																																																																																														
	支 出	135	138	137	127	126	124	137	132	139	139	132																																																																																																																																																																																																																																																														
	(うち減価償却費等)②	(67)	(72)	(75)	(64)	(60)	(59)	(73)	(72)	(71)	(71)	(67)																																																																																																																																																																																																																																																														
	当期損益 ③	19	15	20	13	16	17	19	25	10	11	18																																																																																																																																																																																																																																																														
	収 入	173	42	9	1	1	2	1	2	4	3	31																																																																																																																																																																																																																																																														
支 出	249	122	95	89	89	81	92	85	88	81	94																																																																																																																																																																																																																																																															
(うち企業債等償還金)	(237)	(114)	(79)	(79)	(76)	(72)	(64)	(56)	(50)	(44)	(40)																																																																																																																																																																																																																																																															
差 引④	△ 76	△ 80	△ 86	△ 88	△ 88	△ 79	△ 91	△ 83	△ 84	△ 78	△ 63																																																																																																																																																																																																																																																															
資金残高⑤	97	104	113	102	90	87	74	74	57	48	57																																																																																																																																																																																																																																																															
区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30																																																																																																																																																																																																																																																															
収 入	154	153	157	140	142	141	156	157	150	151	150																																																																																																																																																																																																																																																															
(うち長期前受金戻入)①						(0)	(14)	(14)	(14)	(13)	(13)																																																																																																																																																																																																																																																															
支 出	135	138	137	127	126	124	137	132	134	138	133																																																																																																																																																																																																																																																															
(うち減価償却費等)②	(67)	(72)	(75)	(64)	(60)	(59)	(73)	(72)	(71)	(69)	(64)																																																																																																																																																																																																																																																															
当期損益 ③	19	15	20	13	16	17	19	25	16	13	17																																																																																																																																																																																																																																																															
収 入	173	42	9	1	1	2	1	2	5	2	2																																																																																																																																																																																																																																																															
支 出	249	122	95	89	89	81	92	85	100	76	78																																																																																																																																																																																																																																																															
(うち企業債等償還金)	(237)	(114)	(79)	(79)	(76)	(72)	(64)	(56)	(50)	(44)	(40)																																																																																																																																																																																																																																																															
差 引④	△ 76	△ 80	△ 86	△ 88	△ 88	△ 79	△ 91	△ 83	△ 95	△ 74	△ 76																																																																																																																																																																																																																																																															
資金残高⑤	97	104	113	102	90	87	74	74	52	47	39																																																																																																																																																																																																																																																															
	※ ④ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。 ※ ⑤=前年度資金残高+(③-①+②)+④	※ ④ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。 ※ ⑤=前年度資金残高+(③-①+②)+④																																																																																																																																																																																																																																																																								
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td>企業債残高</td> <td>915</td> <td>833</td> <td>753</td> <td>675</td> <td>599</td> <td>527</td> <td>464</td> <td>408</td> <td>359</td> <td>315</td> <td>285</td> </tr> </table>	企業債残高	915	833	753	675	599	527	464	408	359	315	285	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td>企業債残高</td> <td>915</td> <td>833</td> <td>753</td> <td>675</td> <td>599</td> <td>527</td> <td>464</td> <td>408</td> <td>359</td> <td>314</td> <td>274</td> </tr> </table>	企業債残高	915	833	753	675	599	527	464	408	359	314	274																																																																																																																																																																																																																																																
企業債残高	915	833	753	675	599	527	464	408	359	315	285																																																																																																																																																																																																																																																															
企業債残高	915	833	753	675	599	527	464	408	359	314	274																																																																																																																																																																																																																																																															
	(2) 貸借対照表 平成30年度末	(2) 貸借対照表 平成30年度末																																																																																																																																																																																																																																																																								
	(単位：億円)	(単位：億円)																																																																																																																																																																																																																																																																								
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th colspan="2">資 産 の 部</th> <th colspan="2">負 債 の 部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,719</td> <td>3 固定負債等</td> <td style="text-align: right;">702</td> </tr> <tr> <td>(1) 有形固定資産等</td> <td style="text-align: right;">1,719</td> <td>(1) 引当金等</td> <td style="text-align: right;">52</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(2) 長期前受金</td> <td style="text-align: right;">365</td> </tr> <tr> <td>2 流動資産</td> <td style="text-align: right;">149</td> <td>(3) 企業債</td> <td style="text-align: right;">285</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>負債の部 計</td> <td style="text-align: right;">702</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th colspan="2">資 本 の 部</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4 資本金</td> <td style="text-align: right;">995</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(1) 自己資本金</td> <td style="text-align: right;">995</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5 剰余金</td> <td style="text-align: right;">171</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(1) 資本剰余金</td> <td style="text-align: right;">74</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(2) 利益剰余金</td> <td style="text-align: right;">97</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>資本の部 計</td> <td style="text-align: right;">1,166</td> </tr> <tr> <td>資産の部 合計</td> <td style="text-align: right;">1,868</td> <td>負債・資本の部 合計</td> <td style="text-align: right;">1,868</td> </tr> </tbody> </table>	資 産 の 部		負 債 の 部		1 固定資産	1,719	3 固定負債等	702	(1) 有形固定資産等	1,719	(1) 引当金等	52			(2) 長期前受金	365	2 流動資産	149	(3) 企業債	285			負債の部 計	702			資 本 の 部				4 資本金	995			(1) 自己資本金	995			5 剰余金	171			(1) 資本剰余金	74			(2) 利益剰余金	97			資本の部 計	1,166	資産の部 合計	1,868	負債・資本の部 合計	1,868	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th colspan="2">資 産 の 部</th> <th colspan="2">負 債 の 部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,773</td> <td>3 固定負債等</td> <td style="text-align: right;">685</td> </tr> <tr> <td>(1) 有形固定資産等</td> <td style="text-align: right;">1,773</td> <td>(1) 引当金等</td> <td style="text-align: right;">71</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(2) 長期前受金</td> <td style="text-align: right;">340</td> </tr> <tr> <td>2 流動資産</td> <td style="text-align: right;">118</td> <td>(3) 企業債</td> <td style="text-align: right;">274</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>負債の部 計</td> <td style="text-align: right;">685</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th colspan="2">資 本 の 部</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4 資本金</td> <td style="text-align: right;">980</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(1) 自己資本金</td> <td style="text-align: right;">980</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5 剰余金</td> <td style="text-align: right;">226</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(1) 資本剰余金</td> <td style="text-align: right;">73</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(2) 利益剰余金</td> <td style="text-align: right;">153</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>資本の部 計</td> <td style="text-align: right;">1,206</td> </tr> <tr> <td>資産の部 合計</td> <td style="text-align: right;">1,891</td> <td>負債・資本の部 合計</td> <td style="text-align: right;">1,891</td> </tr> </tbody> </table>	資 産 の 部		負 債 の 部		1 固定資産	1,773	3 固定負債等	685	(1) 有形固定資産等	1,773	(1) 引当金等	71			(2) 長期前受金	340	2 流動資産	118	(3) 企業債	274			負債の部 計	685			資 本 の 部				4 資本金	980			(1) 自己資本金	980			5 剰余金	226			(1) 資本剰余金	73			(2) 利益剰余金	153			資本の部 計	1,206	資産の部 合計	1,891	負債・資本の部 合計	1,891																																																																																																																																																								
資 産 の 部		負 債 の 部																																																																																																																																																																																																																																																																								
1 固定資産	1,719	3 固定負債等	702																																																																																																																																																																																																																																																																							
(1) 有形固定資産等	1,719	(1) 引当金等	52																																																																																																																																																																																																																																																																							
		(2) 長期前受金	365																																																																																																																																																																																																																																																																							
2 流動資産	149	(3) 企業債	285																																																																																																																																																																																																																																																																							
		負債の部 計	702																																																																																																																																																																																																																																																																							
		資 本 の 部																																																																																																																																																																																																																																																																								
		4 資本金	995																																																																																																																																																																																																																																																																							
		(1) 自己資本金	995																																																																																																																																																																																																																																																																							
		5 剰余金	171																																																																																																																																																																																																																																																																							
		(1) 資本剰余金	74																																																																																																																																																																																																																																																																							
		(2) 利益剰余金	97																																																																																																																																																																																																																																																																							
		資本の部 計	1,166																																																																																																																																																																																																																																																																							
資産の部 合計	1,868	負債・資本の部 合計	1,868																																																																																																																																																																																																																																																																							
資 産 の 部		負 債 の 部																																																																																																																																																																																																																																																																								
1 固定資産	1,773	3 固定負債等	685																																																																																																																																																																																																																																																																							
(1) 有形固定資産等	1,773	(1) 引当金等	71																																																																																																																																																																																																																																																																							
		(2) 長期前受金	340																																																																																																																																																																																																																																																																							
2 流動資産	118	(3) 企業債	274																																																																																																																																																																																																																																																																							
		負債の部 計	685																																																																																																																																																																																																																																																																							
		資 本 の 部																																																																																																																																																																																																																																																																								
		4 資本金	980																																																																																																																																																																																																																																																																							
		(1) 自己資本金	980																																																																																																																																																																																																																																																																							
		5 剰余金	226																																																																																																																																																																																																																																																																							
		(1) 資本剰余金	73																																																																																																																																																																																																																																																																							
		(2) 利益剰余金	153																																																																																																																																																																																																																																																																							
		資本の部 計	1,206																																																																																																																																																																																																																																																																							
資産の部 合計	1,891	負債・資本の部 合計	1,891																																																																																																																																																																																																																																																																							
	注) 「貸借対照表」は、平成26年度からの地方公営企業会計制度の見直しを反映したものである。	注) 「貸借対照表」は、平成26年度からの地方公営企業会計制度の見直しを反映したものである。																																																																																																																																																																																																																																																																								

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(4) 公営企業 ア. 企業庁 (P75-89)	3 工業用水道事業 (1) 経営収支 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">                         (前提)                          ・給水量：H29.1 契約水量を基に算定                     </div> (単位：億円) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収 入</td> <td>37</td> <td>33</td> <td>33</td> <td>33</td> <td>33</td> <td>33</td> <td>38</td> <td>40</td> <td>38</td> <td>37</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>(うち長期前受金戻入)①</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>(4)</td> <td>(4)</td> <td>(4)</td> <td>(3)</td> <td>(3)</td> </tr> <tr> <td>支 出</td> <td>29</td> <td>27</td> <td>27</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>26</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>32</td> <td>30</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>(うち減価償却費等)②</td> <td>(14)</td> <td>(12)</td> <td>(12)</td> <td>(12)</td> <td>(12)</td> <td>(12)</td> <td>(16)</td> <td>(16)</td> <td>(16)</td> <td>(16)</td> <td>(16)</td> </tr> <tr> <td>当期損益 ③</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>収 入</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>支 出</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>13</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>(うち企業債等償還金)</td> <td>(12)</td> <td>(13)</td> <td>(12)</td> <td>(11)</td> <td>(7)</td> <td>(3)</td> <td>(3)</td> <td>(3)</td> <td>(3)</td> <td>(4)</td> <td>(3)</td> </tr> <tr> <td>差 引④</td> <td>△ 23</td> <td>△ 24</td> <td>△ 19</td> <td>△ 19</td> <td>△ 13</td> <td>△ 9</td> <td>△ 11</td> <td>△ 15</td> <td>△ 12</td> <td>△ 15</td> <td>△ 14</td> </tr> <tr> <td>資金残高⑤</td> <td>29</td> <td>24</td> <td>24</td> <td>24</td> <td>29</td> <td>39</td> <td>48</td> <td>54</td> <td>60</td> <td>65</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ④ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。</p> <p>※ ⑤ = 前年度資金残高+(③-①+②)+④</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <td>企業債残高</td> <td>150</td> <td>136</td> <td>124</td> <td>114</td> <td>106</td> <td>103</td> <td>100</td> <td>96</td> <td>93</td> <td>89</td> <td>86</td> </tr> </table>	区 分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	収 入	37	33	33	33	33	33	38	40	38	37	37	(うち長期前受金戻入)①	0	0	0	0	0	0	(4)	(4)	(4)	(3)	(3)	支 出	29	27	27	26	27	26	30	31	32	30	31	(うち減価償却費等)②	(14)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	当期損益 ③	8	6	6	7	6	7	8	9	6	7	6	収 入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	支 出	23	24	19	19	13	9	11	15	12	15	14	(うち企業債等償還金)	(12)	(13)	(12)	(11)	(7)	(3)	(3)	(3)	(3)	(4)	(3)	差 引④	△ 23	△ 24	△ 19	△ 19	△ 13	△ 9	△ 11	△ 15	△ 12	△ 15	△ 14	資金残高⑤	29	24	24	24	29	39	48	54	60	65	70	企業債残高	150	136	124	114	106	103	100	96	93	89	86	3 工業用水道事業 (1) 経営収支 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">                         (前提)                          ・給水量：H30.1 契約水量を基に算定                     </div> (単位：億円) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収 入</td> <td>37</td> <td>33</td> <td>33</td> <td>33</td> <td>33</td> <td>33</td> <td>38</td> <td>40</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>(うち長期前受金戻入)①</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>(4)</td> <td>(4)</td> <td>(4)</td> <td>(4)</td> <td>(4)</td> </tr> <tr> <td>支 出</td> <td>29</td> <td>27</td> <td>27</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>26</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>(うち減価償却費等)②</td> <td>(14)</td> <td>(12)</td> <td>(12)</td> <td>(12)</td> <td>(12)</td> <td>(12)</td> <td>(16)</td> <td>(16)</td> <td>(16)</td> <td>(16)</td> <td>(16)</td> </tr> <tr> <td>当期損益 ③</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>収 入</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>支 出</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>13</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>22</td> <td>11</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>(うち企業債等償還金)</td> <td>(12)</td> <td>(13)</td> <td>(12)</td> <td>(11)</td> <td>(7)</td> <td>(3)</td> <td>(3)</td> <td>(3)</td> <td>(3)</td> <td>(3)</td> <td>(3)</td> </tr> <tr> <td>差 引④</td> <td>△ 23</td> <td>△ 24</td> <td>△ 19</td> <td>△ 19</td> <td>△ 13</td> <td>△ 9</td> <td>△ 11</td> <td>△ 15</td> <td>△ 22</td> <td>△ 11</td> <td>△ 14</td> </tr> <tr> <td>資金残高⑤</td> <td>29</td> <td>24</td> <td>24</td> <td>24</td> <td>29</td> <td>39</td> <td>48</td> <td>54</td> <td>52</td> <td>60</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ④ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。</p> <p>※ ⑤ = 前年度資金残高+(③-①+②)+④</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <td>企業債残高</td> <td>150</td> <td>136</td> <td>124</td> <td>114</td> <td>106</td> <td>103</td> <td>100</td> <td>96</td> <td>93</td> <td>89</td> <td>86</td> </tr> </table>	区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	収 入	37	33	33	33	33	33	38	40	37	37	37	(うち長期前受金戻入)①	0	0	0	0	0	0	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	支 出	29	27	27	26	27	26	30	31	29	30	30	(うち減価償却費等)②	(14)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	当期損益 ③	8	6	6	7	6	7	8	9	8	7	7	収 入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	支 出	23	24	19	19	13	9	11	15	22	11	15	(うち企業債等償還金)	(12)	(13)	(12)	(11)	(7)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	差 引④	△ 23	△ 24	△ 19	△ 19	△ 13	△ 9	△ 11	△ 15	△ 22	△ 11	△ 14	資金残高⑤	29	24	24	24	29	39	48	54	52	60	65	企業債残高	150	136	124	114	106	103	100	96	93	89	86
	区 分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	収 入	37	33	33	33	33	33	38	40	38	37	37																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(うち長期前受金戻入)①	0	0	0	0	0	0	(4)	(4)	(4)	(3)	(3)																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	支 出	29	27	27	26	27	26	30	31	32	30	31																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(うち減価償却費等)②	(14)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	当期損益 ③	8	6	6	7	6	7	8	9	6	7	6																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	収 入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	支 出	23	24	19	19	13	9	11	15	12	15	14																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(うち企業債等償還金)	(12)	(13)	(12)	(11)	(7)	(3)	(3)	(3)	(3)	(4)	(3)																																																																																																																																																																																																																																																																																						
差 引④	△ 23	△ 24	△ 19	△ 19	△ 13	△ 9	△ 11	△ 15	△ 12	△ 15	△ 14																																																																																																																																																																																																																																																																																							
資金残高⑤	29	24	24	24	29	39	48	54	60	65	70																																																																																																																																																																																																																																																																																							
企業債残高	150	136	124	114	106	103	100	96	93	89	86																																																																																																																																																																																																																																																																																							
区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30																																																																																																																																																																																																																																																																																							
収 入	37	33	33	33	33	33	38	40	37	37	37																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(うち長期前受金戻入)①	0	0	0	0	0	0	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)																																																																																																																																																																																																																																																																																							
支 出	29	27	27	26	27	26	30	31	29	30	30																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(うち減価償却費等)②	(14)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)																																																																																																																																																																																																																																																																																							
当期損益 ③	8	6	6	7	6	7	8	9	8	7	7																																																																																																																																																																																																																																																																																							
収 入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1																																																																																																																																																																																																																																																																																							
支 出	23	24	19	19	13	9	11	15	22	11	15																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(うち企業債等償還金)	(12)	(13)	(12)	(11)	(7)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)																																																																																																																																																																																																																																																																																							
差 引④	△ 23	△ 24	△ 19	△ 19	△ 13	△ 9	△ 11	△ 15	△ 22	△ 11	△ 14																																																																																																																																																																																																																																																																																							
資金残高⑤	29	24	24	24	29	39	48	54	52	60	65																																																																																																																																																																																																																																																																																							
企業債残高	150	136	124	114	106	103	100	96	93	89	86																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	(2) 貸借対照表 平成 30 年度末 <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">(単位：億円)</div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th colspan="2">資 産 の 部</th> <th colspan="2">負 債 の 部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 固定資産</td> <td style="text-align: right;">396</td> <td>3 固定負債等</td> <td style="text-align: right;">258</td> </tr> <tr> <td>(1) 有形固定資産等</td> <td style="text-align: right;">396</td> <td>(1) 引当金等</td> <td style="text-align: right;">53</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(2) 長期前受金</td> <td style="text-align: right;">93</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(3) 企業債等</td> <td style="text-align: right;">112</td> </tr> <tr> <td>2 流動資産</td> <td style="text-align: right;">115</td> <td>(うち企業債</td> <td style="text-align: right;">86)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>負債の部 計</td> <td style="text-align: right;">258</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th colspan="2">資 本 の 部</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4 資本金</td> <td style="text-align: right;">174</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(1) 自己資本金</td> <td style="text-align: right;">174</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5 剰余金</td> <td style="text-align: right;">79</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(1) 資本剰余金</td> <td style="text-align: right;">34</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(2) 利益剰余金</td> <td style="text-align: right;">45</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>資本の部 計</td> <td style="text-align: right;">253</td> </tr> <tr> <td>資産の部 合計</td> <td style="text-align: right;">511</td> <td>負債・資本の部 合計</td> <td style="text-align: right;">511</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 「貸借対照表」は、平成26年度からの地方公営企業会計制度の見直しを反映したものである。</p>	資 産 の 部		負 債 の 部		1 固定資産	396	3 固定負債等	258	(1) 有形固定資産等	396	(1) 引当金等	53			(2) 長期前受金	93			(3) 企業債等	112	2 流動資産	115	(うち企業債	86)			負債の部 計	258			資 本 の 部				4 資本金	174			(1) 自己資本金	174			5 剰余金	79			(1) 資本剰余金	34			(2) 利益剰余金	45			資本の部 計	253	資産の部 合計	511	負債・資本の部 合計	511	(2) 貸借対照表 平成 30 年度末 <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">(単位：億円)</div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th colspan="2">資 産 の 部</th> <th colspan="2">負 債 の 部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 固定資産</td> <td style="text-align: right;">395</td> <td>3 固定負債等</td> <td style="text-align: right;">256</td> </tr> <tr> <td>(1) 有形固定資産等</td> <td style="text-align: right;">395</td> <td>(1) 引当金等</td> <td style="text-align: right;">53</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(2) 長期前受金</td> <td style="text-align: right;">90</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(3) 企業債等</td> <td style="text-align: right;">113</td> </tr> <tr> <td>2 流動資産</td> <td style="text-align: right;">118</td> <td>(うち企業債</td> <td style="text-align: right;">86)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>負債の部 計</td> <td style="text-align: right;">256</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th colspan="2">資 本 の 部</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4 資本金</td> <td style="text-align: right;">174</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(1) 自己資本金</td> <td style="text-align: right;">174</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5 剰余金</td> <td style="text-align: right;">83</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(1) 資本剰余金</td> <td style="text-align: right;">34</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(2) 利益剰余金</td> <td style="text-align: right;">49</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>資本の部 計</td> <td style="text-align: right;">257</td> </tr> <tr> <td>資産の部 合計</td> <td style="text-align: right;">513</td> <td>負債・資本の部 合計</td> <td style="text-align: right;">513</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 「貸借対照表」は、平成26年度からの地方公営企業会計制度の見直しを反映したものである。</p>	資 産 の 部		負 債 の 部		1 固定資産	395	3 固定負債等	256	(1) 有形固定資産等	395	(1) 引当金等	53			(2) 長期前受金	90			(3) 企業債等	113	2 流動資産	118	(うち企業債	86)			負債の部 計	256			資 本 の 部				4 資本金	174			(1) 自己資本金	174			5 剰余金	83			(1) 資本剰余金	34			(2) 利益剰余金	49			資本の部 計	257	資産の部 合計	513	負債・資本の部 合計	513																																																																																																																																																																								
資 産 の 部		負 債 の 部																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1 固定資産	396	3 固定負債等	258																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(1) 有形固定資産等	396	(1) 引当金等	53																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		(2) 長期前受金	93																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		(3) 企業債等	112																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2 流動資産	115	(うち企業債	86)																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		負債の部 計	258																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		資 本 の 部																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		4 資本金	174																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		(1) 自己資本金	174																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		5 剰余金	79																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		(1) 資本剰余金	34																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		(2) 利益剰余金	45																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		資本の部 計	253																																																																																																																																																																																																																																																																																															
資産の部 合計	511	負債・資本の部 合計	511																																																																																																																																																																																																																																																																																															
資 産 の 部		負 債 の 部																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1 固定資産	395	3 固定負債等	256																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(1) 有形固定資産等	395	(1) 引当金等	53																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		(2) 長期前受金	90																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		(3) 企業債等	113																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2 流動資産	118	(うち企業債	86)																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		負債の部 計	256																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		資 本 の 部																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		4 資本金	174																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		(1) 自己資本金	174																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		5 剰余金	83																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		(1) 資本剰余金	34																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		(2) 利益剰余金	49																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		資本の部 計	257																																																																																																																																																																																																																																																																																															
資産の部 合計	513	負債・資本の部 合計	513																																																																																																																																																																																																																																																																																															



最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																																																																																			
(4) 公営企業 ア. 企業庁 (P75-89)	4 地域創生整備事業 (1) 経営収支 (単位：億円)			4 地域創生整備事業 (1) 経営収支 (単位：億円)																																																																																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">29年度</th> <th style="width: 15%;">30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">資本的収支</td> <td>収入</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>差引</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資金残高</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">企業債残高</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">27</td> </tr> </tbody> </table>				区分	29年度	30年度	資本的収支	収入	20	10	支出	20	10	差引	0	0	資金残高		0	0	企業債残高		17	27	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">29年度</th> <th style="width: 15%;">30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">資本的収支</td> <td>収入</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>差引</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資金残高</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">企業債残高</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">25</td> </tr> </tbody> </table>				区分	29年度	30年度	資本的収支	収入	20	10	支出	20	10	差引	0	0	資金残高		0	0	企業債残高		17	25																																			
		区分	29年度	30年度																																																																																	
	資本的収支	収入	20	10																																																																																	
		支出	20	10																																																																																	
		差引	0	0																																																																																	
	資金残高		0	0																																																																																	
	企業債残高		17	27																																																																																	
		区分	29年度	30年度																																																																																	
	資本的収支	収入	20	10																																																																																	
支出		20	10																																																																																		
差引		0	0																																																																																		
資金残高		0	0																																																																																		
企業債残高		17	25																																																																																		
(2) 貸借対照表 平成30年度末 (単位：億円)			(2) 貸借対照表 平成30年度末 (単位：億円)																																																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">資産の部</th> <th colspan="2" style="text-align: right;">負債の部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 25%;">未成事業資産</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">30</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">30</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1) 企業債</td> <td style="text-align: right;">27</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 他会計借入金</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>負債の部 計</td> <td style="text-align: right;">30</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>資本の部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>資本の部 計</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">資産の部 合計</td> <td style="text-align: right;">30</td> <td>負債・資本の部 合計 30</td> </tr> </tbody> </table>			資産の部		負債の部		1	未成事業資産	30		2	固定負債	30			(1) 企業債	27			(2) 他会計借入金	3			負債の部 計	30			資本の部				資本の部 計	0		資産の部 合計		30	負債・資本の部 合計 30	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">資産の部</th> <th colspan="2" style="text-align: right;">負債の部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 25%;">固定資産</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">0</td> <td style="width: 60%;">4 固定負債 30</td> </tr> <tr> <td></td> <td>神戸・三宮東</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td>(1) 企業債 25</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>未成事業資産</td> <td style="text-align: right;">30</td> <td>(2) 他会計借入金等 5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小野・市場</td> <td style="text-align: right;">29</td> <td>小野・市場 4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>神戸・鈴蘭台西</td> <td style="text-align: right;">1</td> <td>神戸・鈴蘭台西 1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>神戸・三宮東 0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>負債の部 計 30</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>資本の部</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>資本の部 計 0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資産の部 合計</td> <td style="text-align: right;">30</td> <td>負債・資本の部 合計 30</td> </tr> </tbody> </table>			資産の部		負債の部		1	固定資産	0	4 固定負債 30		神戸・三宮東	0	(1) 企業債 25	2	未成事業資産	30	(2) 他会計借入金等 5		小野・市場	29	小野・市場 4		神戸・鈴蘭台西	1	神戸・鈴蘭台西 1				神戸・三宮東 0				負債の部 計 30				資本の部				資本の部 計 0	資産の部 合計		30	負債・資本の部 合計 30
資産の部		負債の部																																																																																			
1	未成事業資産	30																																																																																			
2	固定負債	30																																																																																			
	(1) 企業債	27																																																																																			
	(2) 他会計借入金	3																																																																																			
	負債の部 計	30																																																																																			
	資本の部																																																																																				
	資本の部 計	0																																																																																			
資産の部 合計		30	負債・資本の部 合計 30																																																																																		
資産の部		負債の部																																																																																			
1	固定資産	0	4 固定負債 30																																																																																		
	神戸・三宮東	0	(1) 企業債 25																																																																																		
2	未成事業資産	30	(2) 他会計借入金等 5																																																																																		
	小野・市場	29	小野・市場 4																																																																																		
	神戸・鈴蘭台西	1	神戸・鈴蘭台西 1																																																																																		
			神戸・三宮東 0																																																																																		
			負債の部 計 30																																																																																		
			資本の部																																																																																		
			資本の部 計 0																																																																																		
資産の部 合計		30	負債・資本の部 合計 30																																																																																		
(3) 事業別収支 ① 小野・市場産業拠点整備事業 (単位：億円)			(3) 事業別収支 ① 小野・市場産業拠点整備事業 (単位：億円)																																																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">29年度</th> <th style="width: 15%;">30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">資本的収支</td> <td>収入</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>差引</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table>				区分	29年度	30年度	資本的収支	収入	20	10	支出	20	10	差引	0	0	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">29年度</th> <th style="width: 15%;">30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">資本的収支</td> <td>収入</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td>差引</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table>				区分	29年度	30年度	資本的収支	収入	20	9	支出	20	9	差引	0	0																																																				
	区分	29年度	30年度																																																																																		
資本的収支	収入	20	10																																																																																		
	支出	20	10																																																																																		
	差引	0	0																																																																																		
	区分	29年度	30年度																																																																																		
資本的収支	収入	20	9																																																																																		
	支出	20	9																																																																																		
	差引	0	0																																																																																		
② 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業 (単位：億円)			② 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業 (単位：億円)																																																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">29年度</th> <th style="width: 15%;">30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">資本的収支</td> <td>収入</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>差引</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table>				区分	29年度	30年度	資本的収支	収入	0	1	支出	0	1	差引	0	0	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">29年度</th> <th style="width: 15%;">30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">資本的収支</td> <td>収入</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>差引</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table>				区分	29年度	30年度	資本的収支	収入	0	1	支出	0	1	差引	0	0																																																				
	区分	29年度	30年度																																																																																		
資本的収支	収入	0	1																																																																																		
	支出	0	1																																																																																		
	差引	0	0																																																																																		
	区分	29年度	30年度																																																																																		
資本的収支	収入	0	1																																																																																		
	支出	0	1																																																																																		
	差引	0	0																																																																																		
③ 神戸・三宮東再整備事業 (単位：万円)			③ 神戸・三宮東再整備事業 (単位：万円)																																																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">29年度</th> <th style="width: 15%;">30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">資本的収支</td> <td>収入</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td>差引</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table>				区分	29年度	30年度	資本的収支	収入	0	15	支出	0	15	差引	0	0	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">29年度</th> <th style="width: 15%;">30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">資本的収支</td> <td>収入</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td>差引</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table>				区分	29年度	30年度	資本的収支	収入	0	15	支出	0	15	差引	0	0																																																				
	区分	29年度	30年度																																																																																		
資本的収支	収入	0	15																																																																																		
	支出	0	15																																																																																		
	差引	0	0																																																																																		
	区分	29年度	30年度																																																																																		
資本的収支	収入	0	15																																																																																		
	支出	0	15																																																																																		
	差引	0	0																																																																																		

※固定資産及び他会計借入金等の神戸・三宮東については、15万円であるため0と表記

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後
<p>(4) 公営企業 イ. 病院局 (P90-101)</p>	<p>4 病院事業の経営形態のあり方検討 本県病院事業は、平成 26 年度以降、消費税増税による損税の拡大、診療機能拡充に伴う給与費等の費用の増により赤字となっているが、今後の経営改革への取組の推進により、病院事業全体で平成 29 年度の収支均衡を目指している。</p> <p>このような中で、地方独立行政法人制度適用については、検討を行ったものの、現時点では多額に上る初期投資等の財源確保など解決すべき課題が多い。 このため、「新県立病院改革プラン」の終期である平成 32 年度までは、地方公営企業法の全部適用を維持する。 地方独立行政法人制度適用の是非については、他団体の動向を注視しながら引き続き検討する。</p>	<p>4 病院事業の経営形態のあり方検討 本県病院事業は、2014 (H26) 年度以降、消費税増税による損税の拡大、診療機能拡充に伴う給与費等の費用の増により赤字となっているが、今後の経営改革への取組の推進により、病院事業全体で 2017 (H29) 年度の収支均衡を達成する見込みである。今後とも黒字基調の経営を行っていくこととしている。</p> <p>このような中で、地方独立行政法人制度適用については、検討を行ったものの、現時点では多額に上る初期投資等の財源確保など解決すべき課題が多い。 このため、「新県立病院改革プラン」の終期である 2020 年度までは、地方公営企業法の全部適用を維持する。 地方独立行政法人制度適用の是非については、他団体の動向を注視しながら引き続き検討する。</p>

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

変更後

項 目															
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(4) 公営企業  
イ. 病院局  
(P90-101)

(参考)  
1 病院事業全体の経営見通し

(単位：%、億円)

区 分		2007 (H19) (実績)	2008 (H20) (実績)	2009 (H21) (実績)	2010 (H22) (実績)	2011 (H23) (実績)	2012 (H24) (実績)	2013 (H25) (実績)	2014 (H26) (実績)	2015 (H27) (実績)	2016 (H28) (実績)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
指標	病床利用率	81.3	80.2	82.4	83.3	82.7	83.1	80.6	80.6	80.9	83.7	85.0	86.2	84.6	86.2
	職員給与費比率	66.5	65.9	62.7	61.5	61.4	63.4	61.0	62.7	64.2	61.6	59.8	59.6	59.7	58.6
	経常収支比率	94.7	95.4	98.4	100.7	101.5	100.4	100.5	99.4	99.4	96.4	98.3	100.1	100.4	100.4
収益的 収支	経常収益 (A)	831	841	872	952	991	1,023	1,032	1,115	1,149	1,257	1,312	1,324	1,331	1,353
	(うち一般会計繰入金) (B)	110	109	113	122	132	138	142	142	149	155	157	154	157	157
	経常費用 (C)	875	879	886	946	978	1,019	1,027	1,121	1,191	1,278	1,311	1,318	1,326	1,341
	当期経常損益 (D = A - C)	△ 44	△ 39	△ 13	6	13	4	5	△ 6	△ 42	△ 21	1	6	5	12
	特別損益 (E)	△ 1	△ 1	△ 8	△ 1	△ 3	4	△ 20	△ 8	△ 49	△ 35	△ 1	5	△ 21	0
	当期純損益 (F = D + E)	△ 45	△ 40	△ 21	5	10	8	△ 15	△ 14	△ 91	△ 56	0	11	△ 16	12
	資金収支 (G)	△ 9	1	22	46	70	65	67	34	3	29	59	73	47	74
資本的 収支	収入 (H)	202	133	200	214	116	209	192	334	289	139	212	232	265	257
	(うち一般会計繰入金) (I)	42	40	42	42	50	51	51	57	47	48	63	62	60	62
	(うち一般会計繰入金調整) (J)	0	0	0	0	△ 15	△ 14	△ 13	△ 16	△ 13	△ 13	△ 13	△ 13		
	支出 (K)	199	133	217	246	168	261	245	392	302	184	264	301	305	299
	差引(資金収支) (L = H - K)	3	0	△ 17	△ 32	△ 52	△ 52	△ 53	△ 58	△ 13	△ 45	△ 52	△ 69	△ 40	△ 42
一般会計繰入金の合計 (B + I - J)	152	149	155	164	167	175	180	182	183	190	207	203	217	219	
総資金収支 (M = G + L)	△ 6	1	5	14	18	13	14	△ 24	△ 10	△ 16	7	4	7	32	
内部留保資金残高 (N = M + N[前年度])	5	6	11	25	43	56	70	46	36	20	27	31	38	70	

※指標は災害医療センター・リハビリテーション病院を除く。  
 ※計数については億円未満を四捨五入のため、合計が合わない場合がある。  
 ※資本的収支の一般会計繰入金については、各年度の投資事業規模との関連で必要な調整を行う。

2 県立病院の経営目標

(単位：%、億円)

区 分	尼崎・塚口			西宮	加古川	淡路	こころ	柏原	こども	がん	姫路	粒子	合計		
	尼崎	塚口	合計												
指標	病床利用率	2009 (H21) (A)	92.9	68.4	83.7	88.9	81.4	89.3	71.6	61.3	89.6	87.3	69.4	81.3	82.4
		2013 (H25) (B)	91.9	73.3	84.9	81.2	84.2	83.3	63.9	81.5	89.0	81.7	67.7	85.2	80.6
		2018 (H30) (C)	-	-	95.0	87.3	83.6	87.8	77.9	89.3	90.2	80.1	76.8	73.7	86.2
		2020 (D)	-	-	95.0	87.3	83.6	87.8	80.1	88.4	90.2	80.1	76.8	72.7	86.2
		差引 (B-A)	△ 1.0	4.9	1.2	△ 7.7	2.8	△ 6.0	△ 7.7	20.2	△ 0.6	△ 5.6	△ 1.7	3.9	△ 1.8
		差引 (C-A)	-	-	11.3	△ 1.6	2.2	△ 1.5	6.3	28.0	0.6	△ 7.2	7.4	△ 7.6	3.8
		差引 (D-A)	-	-	11.3	△ 1.6	2.2	△ 1.5	8.5	27.1	0.6	△ 7.2	7.4	△ 8.6	3.8
	職員給与費比率	2009 (H21) (A)	50.9	75.8	57.5	63.0	73.4	71.0	139.5	123.9	72.0	49.8	46.9	24.1	62.7
		2013 (H25) (B)	52.4	69.5	57.3	61.7	63.4	72.4	157.2	95.9	71.6	46.0	48.5	23.6	61.0
		2018 (H30) (C)	-	-	56.3	62.8	60.4	63.3	131.1	84.5	75.3	43.6	49.5	34.2	59.6
		2020 (D)	-	-	56.6	62.8	60.5	63.2	119.0	65.4	72.4	43.7	49.6	34.7	58.6
		差引 (B-A)	1.5	△ 6.3	△ 0.2	△ 1.3	△ 10.0	1.4	17.7	△ 28.0	△ 0.4	△ 3.8	1.6	△ 0.5	△ 1.7
		差引 (C-A)	-	-	△ 1.2	△ 0.2	△ 13.0	△ 7.7	△ 8.4	△ 39.4	3.3	△ 6.2	2.6	10.1	△ 3.1
		差引 (D-A)	-	-	△ 0.9	△ 0.2	△ 12.9	△ 7.8	△ 20.5	△ 58.5	0.4	△ 6.1	2.7	10.6	△ 4.1
経常収支比率	2009 (H21) (A)	104.4	90.6	100.2	98.1	90.8	100.6	92.3	72.6	102.8	102.4	103.9	98.7	98.4	
	2013 (H25) (B)	105.9	100.6	104.3	105.4	98.8	93.6	85.2	85.5	100.6	104.1	103.1	103.1	100.5	
	2018 (H30) (C)	-	-	100.9	102.8	101.8	100.7	96.9	91.1	100.3	102.1	101.8	103.3	100.4	
	2020 (D)	-	-	100.9	102.5	101.6	101.2	100.7	95.0	101.1	101.4	101.8	108.3	100.9	
	差引 (B-A)	1.5	10.0	4.1	7.3	8.0	△ 7.0	△ 7.1	12.9	△ 2.2	1.7	△ 0.8	4.4	2.1	
	差引 (C-A)	-	-	0.7	4.7	11.0	0.1	4.6	18.5	△ 2.5	△ 0.3	△ 2.1	4.6	2.0	
	差引 (D-A)	-	-	0.7	4.4	10.8	0.6	8.4	22.4	△ 1.7	△ 1.0	△ 2.1	9.6	2.5	
経常損益	2009 (H21) (A)	6	△ 5	1	△ 1	△ 10	0	△ 3	△ 10	3	3	4	0	△ 13	
	2013 (H25) (B)	9	0	9	5	△ 1	△ 7	△ 6	△ 7	1	5	3	1	5	
	2018 (H30) (C)	-	-	3	3	2	1	△ 1	△ 5	0	3	2	1	6	
	2020 (D)	-	-	3	3	2	2	0	△ 4	2	2	2	2	12	
	差引 (B-A)	3	5	8	6	9	△ 7	△ 3	3	△ 2	2	△ 1	1	18	
	差引 (C-A)	-	-	2	4	12	1	2	5	△ 3	0	△ 2	1	19	
	差引 (D-A)	-	-	2	4	12	2	3	6	△ 1	△ 1	△ 2	2	25	

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行				変 更 後				
(4) 公営企業 イ. 病院局 (P90-101)	3 貸借対照表 (参考)H30年度末 (単位:億円)				3 貸借対照表 (参考)2020年度末 (単位:億円)				
	<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>		<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>		
1 固定資産	1,564	(1)有形固定資産等	1,564	3 固定負債	1,487	1 固定資産	1,718	3 固定負債	1,662
				(1)企業債	1,184	(1)有形固定資産等	1,718	(1)企業債	1,297
				(2)他会計借入金	67	2 流動資産	241	(2)他会計借入金	68
2 流動資産	214			(3)引当金	110			(3)引当金	132
				(4)長期前受金	126			(4)長期前受金	165
				4 流動負債	265			4 流動負債	273
				(うち企業債)	99)			(うち企業債)	102)
				負債の部計	1,752			負債の部計	1,935
				<b>資 本 の 部</b>				<b>資 本 の 部</b>	
				5 資本金	221			5 資本金	222
				(1)自己資本金	221			(1)自己資本金	222
				6 剰余金	△ 195			6 剰余金	△ 198
				(1)資本剰余金	50			(1)資本剰余金	50
				(2)欠損金	△ 245			(2)欠損金	△ 248
				資本の部 計	26			資本の部 計	24
				<b>資産の部 合計</b>	<b>1,778</b>			<b>負債・資本の部 合計</b>	<b>1,959</b>
						<b>資産の部 合計</b>	<b>1,959</b>	<b>負債・資本の部 合計</b>	<b>1,959</b>

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後
<p>(5) 公立大学法人 兵庫県立大学 (P102-108)</p>	<p>1 教育、研究の充実強化 (1) 学部・学科等の再編 ① 経済学部、経営学部 広い国際的視野と高いコミュニケーション能力を備え、グローバル社会で活躍できる人材育成を目指す観点と、独立大学院との連携を含む文系理系の分野を横断した特色ある教育を目指す観点から、英語による専門教育のコース新設も含め、平成31年4月の開設に向け、2つの学部へ再編を進める。</p> <p>② 環境人間学部のコース 地域の核となる人材育成など、社会ニーズを踏まえ、現在の食環境栄養課程と6コースを食環境栄養課程と4コース程度に再編し、平成30年4月の開設に向けて、新たなコースに合わせた専門科目の体系化を行う。</p> <p>③ 情報系大学院 (略)</p>	<p>1 教育、研究の充実強化 (1) 学部・学科等の再編 ① 経済学部、経営学部 独立大学院との連携を含む文系理系の分野を横断した特色ある教育を目指す観点と、広い国際的視野と高いコミュニケーション能力を備え、グローバル社会で活躍できる人材育成を目指す観点から、2019(H31)年4月に「社会情報科学部(仮称)」と「国際商経学部(仮称)」の新たな2つの学部へ再編する。</p> <p><b>ア 新設する学部の概要</b> <b>(7) 社会情報科学部(仮称)の開設</b> ビッグデータ・AI・IoT等、情報科学技術の飛躍的な進展による将来的な社会構造の変革を見据え、社会科学と情報科学を融合した教育により、経済学・経営学の社会科学の知識を背景に持ちながら情報科学や計算機科学等の知見・スキルを駆使して、新たな社会的要請に応える創造的な人材を育成</p> <p><b>(4) 国際商経学部(仮称)の開設</b> 経済・経営学部を統合し、経済学・経営学の基礎の上に、それぞれの体系的な専門応用プログラム、経済経営の融合領域プログラム及びグローバル人材を養成する特別プログラムを提供し、より幅広い視野と高いスキルを持ってグローバル社会や地域で活躍できる人材を育成</p> <p><b>イ 「社会情報科学部(仮称)」と「国際商経学部(仮称)」設置に伴う施設整備</b> <b>(7) 新教育研究棟</b> 社会情報科学部(仮称)において、ビッグデータの利活用等、情報科学・計算機科学のスキルを習得するとともに、データの背景を見抜き、新たな価値を創造できる人材を育成するため、高度演算装置等の機器を備え、データ流出を防止する高セキュリティ環境を有する新たな教育研究棟を整備する。</p> <p><b>(4) 国際学生寮</b> 国際商経学部(仮称)を中心に、グローバル社会で活躍できる人材を育成するため、日本人学生と外国人学生が共同生活を送る国際学生寮を整備し、併せて県立大学全体の国際化を促進する国際交流センター機能も整備する。</p> <p>② 環境人間学部のコース 地域の核となる人材育成など、社会ニーズを踏まえ、平成30年4月に現在の食環境栄養課程と6コースを食環境栄養課程と人間形成系など4コースへ再編する。</p> <p>③ 情報系大学院 (同左)</p>

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後
<p>(5) 公立大学法人 兵庫県立大学 (P102-108)</p>	<p>(2) 兵庫の強みを生かした特色ある研究、教育の展開</p> <p>① 高度な科学技術基盤を活用した先端研究の推進 (略)</p> <p>② 震災の経験、教訓を生かした教育、研究の推進</p> <p>ア 減災復興政策研究科の開設 (H29.4) 阪神・淡路大震災の経験と教訓を生かし、減災や復興に貢献する専門的な人材を育成するため、減災復興政策研究科を人と防災未来センター内に開設する。 <u>定員：12名/年 (10/14 募集開始)</u></p> <p>イ 災害看護教育、研究の推進 (略)</p> <p>2 社会貢献の推進</p> <p>(1) 産学連携の推進</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 熟練工の技を生かしたものづくり支援の推進 (略)</p> <p>④ 先端医工学研究センターにおける医・産・学連携の推進 (略)</p> <p>⑤ 情報系大学院における研究成果の社会還元 (略)</p>	<p>(2) 兵庫の強みを生かした特色ある研究、教育の展開</p> <p>① 高度な科学技術基盤を活用した先端研究の推進 (同左)</p> <p>② 震災の経験、教訓を生かした教育、研究の推進</p> <p>ア 減災復興政策研究科の開設 (H29.4) 阪神・淡路大震災の経験と教訓を生かし、減災や復興に貢献する専門的な人材を育成するため、減災復興政策研究科を人と防災未来センター内に開設する。 <u>博士前期課程 2017 (H29).4 開設 (定員:12名/年)</u> <u>博士後期課程 2019 (H31).4 開設予定 (定員:2名/年)</u></p> <p>イ 災害看護教育、研究の推進 (同左)</p> <p>2 社会貢献の推進</p> <p>(1) 産学連携の推進</p> <p>①～② (同左)</p> <p>③ <u>金属新素材研究の推進</u> <u>産学官の連携のもと、高付加価値化を実現する金属素材製造・加工技術を開発し、中小企業への技術移転を通じ次世代産業の生産拡大を図るため、県立工業技術センターが整備する金属新素材研究センターの運営に参画する。(設置場所：姫路工学キャンパス内)</u></p> <p>④ 熟練工の技を生かしたものづくり支援の推進 (同左)</p> <p>⑤ 先端医工学研究センターにおける医・産・学連携の推進 (同左)</p> <p>⑥ 情報系大学院における研究成果の社会還元 (同左)</p>

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																																																																																																																																	
(6) 公社等 (総括) (P110)	<p>(2) 給与の見直し                      県に準拠した給与抑制措置を実施している団体においては、県の動向を踏まえつつ、各団体の経営状況等を勘案して縮小を図る。平成31年度以降についても、県準拠を基本に取り組む。独自の給与抑制措置を実施している団体においては、自立した経営基盤を確保する観点から、その取扱いを定める。</p> <table border="1" data-bbox="439 451 1587 976"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役員</td> <td>理事長等の常勤役員</td> <td>                             ・給与については、人事委員会勧告に基づく県の再任用職員の給与との均衡を考慮して決定                              ・特別職・管理職と同様に減額措置を縮小                              給料月額：△7% (H26) →△5.8% (H29)                              期末手当：△25% (H26) →△10% (H29)                         </td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常勤監事</td> <td>                             ・給与は、人事委員会勧告に基づく県の再任用職員の給与との均衡を考慮して決定                              ・月額報酬：△15% (H26) →△6% (H29)                         </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">プロパー職員</td> <td>県準拠の給与制度</td> <td>                             ・県職員に準じた見直しを実施                              ・収益部門を有する団体については、採算性を確保する観点から必要に応じて更なる見直しを実施                         </td> </tr> <tr> <td>独自の給与制度</td> <td>                             ・各団体の経営状況等に応じて見直しを実施                         </td> </tr> </tbody> </table> <p>[標準給料月額] (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="439 1045 1469 1312"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模団体や職務が困難な団体の理事長等</td> <td>500</td> <td>458</td> <td>450</td> <td>453</td> <td>454</td> </tr> <tr> <td>大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等</td> <td>450</td> <td>398</td> <td>391</td> <td>394</td> <td>395</td> </tr> <tr> <td>中小規模団体の専務理事・常務理事等</td> <td>400</td> <td>359</td> <td>357</td> <td>359</td> <td>360</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 各団体において現在行っている給与見直しの取組状況 (県職員に準じた見直し以外のもの)</p> <table border="1" data-bbox="439 1375 1587 1822"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>団体名</th> <th>主な取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">県準拠の給与制度 (収益部門を有する団体)</td> <td>(社福)兵庫県社会福祉協議会</td> <td>定期昇給の抑制、管理職手当の削減</td> </tr> <tr> <td>(公財)ひょうご環境創造協会</td> <td>定期昇給の抑制、期末・勤勉手当の抑制</td> </tr> <tr> <td>新西宮ヨットハーバー(株)</td> <td>初任給基準の引下げ</td> </tr> <tr> <td>(公財)兵庫県園芸・公園協会</td> <td>地域手当の廃止</td> </tr> <tr> <td>兵庫県住宅供給公社</td> <td>地域手当の引下げ</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">独自の給与制度</td> <td>(社福)兵庫県社会福祉事業団</td> <td>給料水準の引下げ</td> </tr> <tr> <td>(公財)兵庫県勤労福祉協会</td> <td>給料水準の引下げ、諸手当の一部廃止</td> </tr> <tr> <td>ひょうご埠頭(株)</td> <td>初任給基準の引下げ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(株)夢舞台</td> <td>定期昇給の抑制</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	取組内容		役員	理事長等の常勤役員	・給与については、人事委員会勧告に基づく県の再任用職員の給与との均衡を考慮して決定 ・特別職・管理職と同様に減額措置を縮小 給料月額：△7% (H26) →△5.8% (H29) 期末手当：△25% (H26) →△10% (H29)		非常勤監事	・給与は、人事委員会勧告に基づく県の再任用職員の給与との均衡を考慮して決定 ・月額報酬：△15% (H26) →△6% (H29)	プロパー職員	県準拠の給与制度	・県職員に準じた見直しを実施 ・収益部門を有する団体については、採算性を確保する観点から必要に応じて更なる見直しを実施	独自の給与制度	・各団体の経営状況等に応じて見直しを実施	区 分	H19	H26	H27	H28	H29	大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	500	458	450	453	454	大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	450	398	391	394	395	中小規模団体の専務理事・常務理事等	400	359	357	359	360	区分	団体名	主な取組内容	県準拠の給与制度 (収益部門を有する団体)	(社福)兵庫県社会福祉協議会	定期昇給の抑制、管理職手当の削減	(公財)ひょうご環境創造協会	定期昇給の抑制、期末・勤勉手当の抑制	新西宮ヨットハーバー(株)	初任給基準の引下げ	(公財)兵庫県園芸・公園協会	地域手当の廃止	兵庫県住宅供給公社	地域手当の引下げ	独自の給与制度	(社福)兵庫県社会福祉事業団	給料水準の引下げ	(公財)兵庫県勤労福祉協会	給料水準の引下げ、諸手当の一部廃止	ひょうご埠頭(株)	初任給基準の引下げ		(株)夢舞台	定期昇給の抑制	<p>(2) 給与の見直し (同左)</p> <table border="1" data-bbox="1676 451 2825 976"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役員</td> <td>理事長等の常勤役員</td> <td>                             ・給与については、人事委員会勧告に基づく県の再任用職員の給与との均衡を考慮して決定                              ・特別職・管理職と同様に減額措置を縮小                              給料月額：△7% (H26) →△5.4% (H30)                              期末手当：△25% (H26) →△5% (H30)                         </td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常勤監事</td> <td>                             ・給与は、人事委員会勧告に基づく県の再任用職員の給与との均衡を考慮して決定                              ・月額報酬：△15% (H26) →△3% (H30)                         </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">プロパー職員</td> <td>県準拠の給与制度</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>独自の給与制度</td> <td>(同左)</td> </tr> </tbody> </table> <p>[標準給料月額] (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="1676 1045 2825 1312"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模団体や職務が困難な団体の理事長等</td> <td>500</td> <td>458</td> <td>450</td> <td>453</td> <td>454</td> <td>458</td> </tr> <tr> <td>大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等</td> <td>450</td> <td>398</td> <td>391</td> <td>394</td> <td>395</td> <td>399</td> </tr> <tr> <td>中小規模団体の専務理事・常務理事等</td> <td>400</td> <td>359</td> <td>357</td> <td>359</td> <td>360</td> <td>363</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 各団体において現在行っている給与見直しの取組状況 (県職員に準じた見直し以外のもの)</p> <table border="1" data-bbox="1676 1375 2825 1858"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>団体名</th> <th>主な取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">県準拠の給与制度 (収益部門を有する団体)</td> <td>(社福)兵庫県社会福祉協議会</td> <td>管理職手当の削減</td> </tr> <tr> <td>(公財)兵庫県健康財団</td> <td>地域手当の引下げ</td> </tr> <tr> <td>(公財)ひょうご環境創造協会</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>新西宮ヨットハーバー(株)</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>(公財)兵庫県園芸・公園協会</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>兵庫県住宅供給公社</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">独自の給与制度</td> <td>(社福)兵庫県社会福祉事業団</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>(公財)兵庫県勤労福祉協会</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>ひょうご埠頭(株)</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>(株)夢舞台</td> <td>(同左)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	取組内容		役員	理事長等の常勤役員	・給与については、人事委員会勧告に基づく県の再任用職員の給与との均衡を考慮して決定 ・特別職・管理職と同様に減額措置を縮小 給料月額：△7% (H26) →△5.4% (H30) 期末手当：△25% (H26) →△5% (H30)		非常勤監事	・給与は、人事委員会勧告に基づく県の再任用職員の給与との均衡を考慮して決定 ・月額報酬：△15% (H26) →△3% (H30)	プロパー職員	県準拠の給与制度	(同左)	独自の給与制度	(同左)	区 分	H19	H26	H27	H28	H29	H30	大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	500	458	450	453	454	458	大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	450	398	391	394	395	399	中小規模団体の専務理事・常務理事等	400	359	357	359	360	363	区分	団体名	主な取組内容	県準拠の給与制度 (収益部門を有する団体)	(社福)兵庫県社会福祉協議会	管理職手当の削減	(公財)兵庫県健康財団	地域手当の引下げ	(公財)ひょうご環境創造協会	(同左)	新西宮ヨットハーバー(株)	(同左)	(公財)兵庫県園芸・公園協会	(同左)	兵庫県住宅供給公社	(同左)	独自の給与制度	(社福)兵庫県社会福祉事業団	(同左)	(公財)兵庫県勤労福祉協会	(同左)	ひょうご埠頭(株)	(同左)	(株)夢舞台	(同左)
区 分	取組内容																																																																																																																																		
役員	理事長等の常勤役員	・給与については、人事委員会勧告に基づく県の再任用職員の給与との均衡を考慮して決定 ・特別職・管理職と同様に減額措置を縮小 給料月額：△7% (H26) →△5.8% (H29) 期末手当：△25% (H26) →△10% (H29)																																																																																																																																	
	非常勤監事	・給与は、人事委員会勧告に基づく県の再任用職員の給与との均衡を考慮して決定 ・月額報酬：△15% (H26) →△6% (H29)																																																																																																																																	
プロパー職員	県準拠の給与制度	・県職員に準じた見直しを実施 ・収益部門を有する団体については、採算性を確保する観点から必要に応じて更なる見直しを実施																																																																																																																																	
	独自の給与制度	・各団体の経営状況等に応じて見直しを実施																																																																																																																																	
区 分	H19	H26	H27	H28	H29																																																																																																																														
大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	500	458	450	453	454																																																																																																																														
大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	450	398	391	394	395																																																																																																																														
中小規模団体の専務理事・常務理事等	400	359	357	359	360																																																																																																																														
区分	団体名	主な取組内容																																																																																																																																	
県準拠の給与制度 (収益部門を有する団体)	(社福)兵庫県社会福祉協議会	定期昇給の抑制、管理職手当の削減																																																																																																																																	
	(公財)ひょうご環境創造協会	定期昇給の抑制、期末・勤勉手当の抑制																																																																																																																																	
	新西宮ヨットハーバー(株)	初任給基準の引下げ																																																																																																																																	
	(公財)兵庫県園芸・公園協会	地域手当の廃止																																																																																																																																	
	兵庫県住宅供給公社	地域手当の引下げ																																																																																																																																	
独自の給与制度	(社福)兵庫県社会福祉事業団	給料水準の引下げ																																																																																																																																	
	(公財)兵庫県勤労福祉協会	給料水準の引下げ、諸手当の一部廃止																																																																																																																																	
	ひょうご埠頭(株)	初任給基準の引下げ																																																																																																																																	
	(株)夢舞台	定期昇給の抑制																																																																																																																																	
区 分	取組内容																																																																																																																																		
役員	理事長等の常勤役員	・給与については、人事委員会勧告に基づく県の再任用職員の給与との均衡を考慮して決定 ・特別職・管理職と同様に減額措置を縮小 給料月額：△7% (H26) →△5.4% (H30) 期末手当：△25% (H26) →△5% (H30)																																																																																																																																	
	非常勤監事	・給与は、人事委員会勧告に基づく県の再任用職員の給与との均衡を考慮して決定 ・月額報酬：△15% (H26) →△3% (H30)																																																																																																																																	
プロパー職員	県準拠の給与制度	(同左)																																																																																																																																	
	独自の給与制度	(同左)																																																																																																																																	
区 分	H19	H26	H27	H28	H29	H30																																																																																																																													
大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	500	458	450	453	454	458																																																																																																																													
大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	450	398	391	394	395	399																																																																																																																													
中小規模団体の専務理事・常務理事等	400	359	357	359	360	363																																																																																																																													
区分	団体名	主な取組内容																																																																																																																																	
県準拠の給与制度 (収益部門を有する団体)	(社福)兵庫県社会福祉協議会	管理職手当の削減																																																																																																																																	
	(公財)兵庫県健康財団	地域手当の引下げ																																																																																																																																	
	(公財)ひょうご環境創造協会	(同左)																																																																																																																																	
	新西宮ヨットハーバー(株)	(同左)																																																																																																																																	
	(公財)兵庫県園芸・公園協会	(同左)																																																																																																																																	
	兵庫県住宅供給公社	(同左)																																																																																																																																	
独自の給与制度	(社福)兵庫県社会福祉事業団	(同左)																																																																																																																																	
	(公財)兵庫県勤労福祉協会	(同左)																																																																																																																																	
	ひょうご埠頭(株)	(同左)																																																																																																																																	
	(株)夢舞台	(同左)																																																																																																																																	

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後
<p>(7) 自主財源の確保 ア. 県税 (P114-115)</p>	<p>1 目標 (略)</p> <p>2 税込確保対策の充実・強化 (略)</p> <p>3 制度改正に向けた働きかけの強化 (略)</p>	<p>1 目標 (略)</p> <p>2 税込確保対策の充実・強化 (略)</p> <p>3 <u>県施策を推進するための軽減措置の活用</u> 地域振興や産業振興、福祉対策など県政の重点施策を推進する一環として実施している県税の軽減措置について、税の公平性や県財政への影響を勘案しつつ、その活用を検討する。</p> <p>4 制度改正に向けた働きかけの強化 (略)</p>
<p>(7) 自主財源の確保 エ. ネーミングライツ・広告収入 (P119)</p>	<p>1 <u>ネーミングライツの推進</u> 施設の安定的な維持運営の財源確保の一環として、文化・スポーツ振興活動に対する民間からの支援・協力が期待できる施設については、<u>施設全体に愛称を付与するなどネーミングライツの導入</u>を推進する。</p>	<p>1 <u>ネーミングライツの推進</u> 施設の安定的な維持運営の財源確保に加え、<u>施設の認知度を高め利用者の増加や有効活用につなげるため、文化・スポーツ振興活動等</u>に対する民間からの支援・協力が期待できる施設については、<u>対象施設を拡充し、ネーミングライツの導入</u>を推進する。</p>



最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																																						
<p>(7) 自主財源の確保 キ. ふるさと納税 (P122-123)</p>	<p>1 ふるさとひょうご寄附金 (1) 利活用の促進 ① 魅力ある活用事業の実施 寄附者の共感と賛同を得られる魅力ある事業に取り組むとともに、募集実績等を踏まえ適宜に見直しする。</p> <p>② 県独自の特典等の設定 華美な返礼品とならない範囲で県オリジナルギフトの贈呈や特別イベントへの招待など、寄附の目的が実感できる事業毎の特典等の設定を行う。</p> <p>③ 効果的な広報・PRの展開 各事業に関連する団体・企業・イベント等と連携した効果的なPRや県の広報誌・広報番組等を積極的に活用するなど、各事業の魅力を幅広く発信する。</p> <p>(参考1) 平成29年度募集事業(全16事業) *⑮⑯は29年度追加事業</p> <table border="1" data-bbox="421 808 1605 1421"> <thead> <tr> <th colspan="2">募 集 事 業 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① ひょうご若者被災地応援プロジェクト</td> <td>⑨ 小児筋電義手バンクへの応援プロジェクト</td> </tr> <tr> <td>② 未来を担う県立大学生への応援団募集プロジェクト</td> <td>⑩ 県立芸術文化センター応援プロジェクト</td> </tr> <tr> <td>③ 県立学校環境充実応援プロジェクト</td> <td>⑪ 神戸ルミナリエの開催応援プロジェクト</td> </tr> <tr> <td>④ 児童養護施設や里親の下で育つ子ども応援プロジェクト</td> <td>⑫ 神戸マラソンの開催応援プロジェクト</td> </tr> <tr> <td>⑤ コミュニティカフェ開設応援プロジェクト</td> <td>⑬ 障害者スポーツ応援プロジェクト</td> </tr> <tr> <td>⑥ 「子ども食堂」応援プロジェクト</td> <td>⑭ ひょうご孫ギフトプロジェクト</td> </tr> <tr> <td>⑦ 子犬子猫の飼い主探し応援プロジェクト</td> <td>⑮ 県立美術館・博物館等応援プロジェクト</td> </tr> <tr> <td>⑧ コウノトリ野生復帰プロジェクト</td> <td>⑯ 新開地演芸場応援プロジェクト</td> </tr> </tbody> </table>	募 集 事 業 名		① ひょうご若者被災地応援プロジェクト	⑨ 小児筋電義手バンクへの応援プロジェクト	② 未来を担う県立大学生への応援団募集プロジェクト	⑩ 県立芸術文化センター応援プロジェクト	③ 県立学校環境充実応援プロジェクト	⑪ 神戸ルミナリエの開催応援プロジェクト	④ 児童養護施設や里親の下で育つ子ども応援プロジェクト	⑫ 神戸マラソンの開催応援プロジェクト	⑤ コミュニティカフェ開設応援プロジェクト	⑬ 障害者スポーツ応援プロジェクト	⑥ 「子ども食堂」応援プロジェクト	⑭ ひょうご孫ギフトプロジェクト	⑦ 子犬子猫の飼い主探し応援プロジェクト	⑮ 県立美術館・博物館等応援プロジェクト	⑧ コウノトリ野生復帰プロジェクト	⑯ 新開地演芸場応援プロジェクト	<p>1 ふるさとひょうご寄附金 (1) 利活用の促進 ① 魅力ある活用事業の実施 (同左)</p> <p>② 県独自の特典等の設定 (同左)</p> <p>③ 効果的な広報・PRの展開 (同左)</p> <p>(参考1) 平成30年度募集事業(全18事業) *⑰⑱は30年度追加事業</p> <table border="1" data-bbox="1656 808 2840 1497"> <thead> <tr> <th colspan="2">募 集 事 業 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① ひょうご若者被災地応援プロジェクト</td> <td>⑩ 県立芸術文化センター応援プロジェクト</td> </tr> <tr> <td>② 未来を担う県立大学生への応援団募集プロジェクト</td> <td>⑪ 神戸ルミナリエの開催応援プロジェクト</td> </tr> <tr> <td>③ 県立学校環境充実応援プロジェクト</td> <td>⑫ 神戸マラソンの開催応援プロジェクト</td> </tr> <tr> <td>④ 児童養護施設や里親の下で育つ子ども応援プロジェクト</td> <td>⑬ 障害者スポーツ応援プロジェクト</td> </tr> <tr> <td>⑤ コミュニティカフェ開設応援プロジェクト</td> <td>⑭ ひょうご孫ギフトプロジェクト</td> </tr> <tr> <td>⑥ 「子ども食堂」応援プロジェクト</td> <td>⑮ 県立美術館・博物館等応援プロジェクト</td> </tr> <tr> <td>⑦ 子犬子猫の飼い主探し等応援プロジェクト</td> <td>⑯ 神戸新開地・喜楽館応援プロジェクト</td> </tr> <tr> <td>⑧ コウノトリ野生復帰プロジェクト</td> <td>⑰ 初代県庁復元等応援プロジェクト</td> </tr> <tr> <td>⑨ 小児筋電義手バンクへの応援プロジェクト</td> <td>⑱ 暴力団事務所撤去応援プロジェクト</td> </tr> </tbody> </table>	募 集 事 業 名		① ひょうご若者被災地応援プロジェクト	⑩ 県立芸術文化センター応援プロジェクト	② 未来を担う県立大学生への応援団募集プロジェクト	⑪ 神戸ルミナリエの開催応援プロジェクト	③ 県立学校環境充実応援プロジェクト	⑫ 神戸マラソンの開催応援プロジェクト	④ 児童養護施設や里親の下で育つ子ども応援プロジェクト	⑬ 障害者スポーツ応援プロジェクト	⑤ コミュニティカフェ開設応援プロジェクト	⑭ ひょうご孫ギフトプロジェクト	⑥ 「子ども食堂」応援プロジェクト	⑮ 県立美術館・博物館等応援プロジェクト	⑦ 子犬子猫の飼い主探し等応援プロジェクト	⑯ 神戸新開地・喜楽館応援プロジェクト	⑧ コウノトリ野生復帰プロジェクト	⑰ 初代県庁復元等応援プロジェクト	⑨ 小児筋電義手バンクへの応援プロジェクト	⑱ 暴力団事務所撤去応援プロジェクト
募 集 事 業 名																																								
① ひょうご若者被災地応援プロジェクト	⑨ 小児筋電義手バンクへの応援プロジェクト																																							
② 未来を担う県立大学生への応援団募集プロジェクト	⑩ 県立芸術文化センター応援プロジェクト																																							
③ 県立学校環境充実応援プロジェクト	⑪ 神戸ルミナリエの開催応援プロジェクト																																							
④ 児童養護施設や里親の下で育つ子ども応援プロジェクト	⑫ 神戸マラソンの開催応援プロジェクト																																							
⑤ コミュニティカフェ開設応援プロジェクト	⑬ 障害者スポーツ応援プロジェクト																																							
⑥ 「子ども食堂」応援プロジェクト	⑭ ひょうご孫ギフトプロジェクト																																							
⑦ 子犬子猫の飼い主探し応援プロジェクト	⑮ 県立美術館・博物館等応援プロジェクト																																							
⑧ コウノトリ野生復帰プロジェクト	⑯ 新開地演芸場応援プロジェクト																																							
募 集 事 業 名																																								
① ひょうご若者被災地応援プロジェクト	⑩ 県立芸術文化センター応援プロジェクト																																							
② 未来を担う県立大学生への応援団募集プロジェクト	⑪ 神戸ルミナリエの開催応援プロジェクト																																							
③ 県立学校環境充実応援プロジェクト	⑫ 神戸マラソンの開催応援プロジェクト																																							
④ 児童養護施設や里親の下で育つ子ども応援プロジェクト	⑬ 障害者スポーツ応援プロジェクト																																							
⑤ コミュニティカフェ開設応援プロジェクト	⑭ ひょうご孫ギフトプロジェクト																																							
⑥ 「子ども食堂」応援プロジェクト	⑮ 県立美術館・博物館等応援プロジェクト																																							
⑦ 子犬子猫の飼い主探し等応援プロジェクト	⑯ 神戸新開地・喜楽館応援プロジェクト																																							
⑧ コウノトリ野生復帰プロジェクト	⑰ 初代県庁復元等応援プロジェクト																																							
⑨ 小児筋電義手バンクへの応援プロジェクト	⑱ 暴力団事務所撤去応援プロジェクト																																							

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																								
(8) 長期保有土地 (P124-126)	1 長期保有土地の処理促進 (1)～(5) (略)  (6) 地元市町と連携した利活用の推進 地元市町から取得要請等があった用地は、市町と連携した利活用方策の検討を進める。  [地元市町から取得要請等があった用地の状況] <table border="1" data-bbox="468 541 1080 688"> <thead> <tr> <th>用地名</th> <th>面積 (ha)</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>淡路市浅野神田</td> <td>30.54</td> <td>5,123</td> </tr> <tr> <td>篠山市小多田</td> <td>99.34</td> <td>3,355</td> </tr> <tr> <td>三田市酒井・畦倉</td> <td>62.66</td> <td>3,790</td> </tr> </tbody> </table>	用地名	面積 (ha)	金額 (百万円)	淡路市浅野神田	30.54	5,123	篠山市小多田	99.34	3,355	三田市酒井・畦倉	62.66	3,790	1 長期保有土地の処理促進 (1)～(5) (同左)  (6) 地元市町と連携した利活用の推進 地元市町から取得要請等があった用地など、地元市町との連携を図ることとした用地については、県において取得し、本格的な利活用方策の検討を進める。  [地元市町から取得要請等があった用地の状況] <table border="1" data-bbox="1739 541 2350 688"> <thead> <tr> <th>用地名</th> <th>面積 (ha)</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>淡路市浅野神田</td> <td>30.54</td> <td>5,123</td> </tr> <tr> <td>篠山市小多田</td> <td>99.34</td> <td>3,355</td> </tr> <tr> <td>三田市酒井・畦倉</td> <td>62.66</td> <td>3,790</td> </tr> </tbody> </table>	用地名	面積 (ha)	金額 (百万円)	淡路市浅野神田	30.54	5,123	篠山市小多田	99.34	3,355	三田市酒井・畦倉	62.66	3,790
用地名	面積 (ha)	金額 (百万円)																								
淡路市浅野神田	30.54	5,123																								
篠山市小多田	99.34	3,355																								
三田市酒井・畦倉	62.66	3,790																								
用地名	面積 (ha)	金額 (百万円)																								
淡路市浅野神田	30.54	5,123																								
篠山市小多田	99.34	3,355																								
三田市酒井・畦倉	62.66	3,790																								

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後
<p>6 <b>新たな施策展開</b> (P130-135)</p>	<p>行財政構造改革推進条例が目標とする平成30年度は、県政150年の節目である。収支均衡など行財政構造改革を成し遂げた基盤の上に、県政の原点である参画と協働を基本姿勢として、県民ニーズや時代潮流を的確に捉え、人口減少の中でも、活力と魅力あふれる兵庫を築くための施策を展開する。</p> <p>(1) <b>兵庫の未来を拓く地域創生を進める</b></p> <p>① <b>出会いから育児まで生み育てやすい環境をつくる</b> 本県の地域創生戦略では、毎年の出生数の目標を44,000人としている。 2060年における兵庫県の人口を目標とする450万人とするため、出生数を維持できるように出会い、結婚、出産・子育てまで、切れ目のない対策を推進する。</p> <p>&lt;重点的に取り組む施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ひょうご出会いサポートセンターにおけるマッチング機能の充実や県内市町との連携強化など、若者の出会いの機会を増やし、婚姻率の向上につながる施策</li> <li>○ 住宅の確保や結婚、出産、育児に対する経済的支援、保育の質と量の向上など、出産・子育て世代の県内居住を促進する施策</li> <li>○ 地域祖父母や放課後児童クラブの充実、里親・養子縁組制度の推進、子どもの貧困対策など地域全体で子育て家庭を支える施策</li> </ul> <p>② <b>ふるさと兵庫への定住・環流を促す</b> 若者を中心に東京圏、大阪圏への転出超過が続いている。 この解消に向け、UJIターンを促す一方、県内での居住・就職を進めるため、地域の主要産業の振興による働く場の確保、既存ストックを活用した起業支援、定住や環流を促すふるさと意識の醸成などの対策を推進する。</p> <p>&lt;重点的に取り組む施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 首都圏を中心に県外からの本社や事業所の移転や、海外からの投資や企業立地に対するインセンティブ付与、新たな産業団地の整備など、県内に雇用を生む施策</li> <li>○ 県内企業のPRや就業体験機会の充実など、高校生、大学生及び既卒者の県内就職を促進する施策</li> <li>○ 空き家ストックを活用した起業支援、都市部におけるオフィススペースの提供など、県内での起業創業を支援する施策</li> <li>○ 農林水産業やものづくりへの新規参入、林業を志す人材教育など、本県の多様な産業に応じた人の流入を図る施策</li> <li>○ 長時間労働の是正や非正規雇用労働者の正規雇用への転換、育児介護等離職者雇用への支援、働きやすい職場づくりなど、働き方改革を推進する施策</li> </ul>	<p>行財政構造改革推進条例が目標とする平成30年度は、県政150年の節目である。収支均衡など行財政構造改革を成し遂げた基盤の上に、県政の原点である参画と協働を基本姿勢として、県民ニーズや時代潮流を的確に捉え、人口減少の中でも、活力と魅力あふれる兵庫を築くための施策を展開する。</p> <p>(1) <b>新時代の兵庫づくり</b> 県政150年を契機にした新時代の兵庫づくりを推進するため、記念事業を展開するとともに、めざす姿を県民と共有するために、新たな将来展望を示し、県民と協働のうえ、これからの県政の方向性を考える取組を推進する。</p> <p>&lt;重点的に取り組む主な施策&gt;</p> <p>① <b>県政150周年記念事業の展開</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 記念式典や地域の未来を考えるイベント、未来への橋渡しとなるシンボリックな施設の整備などの記念事業の展開</li> <li>○ 兵庫のこれまでの歩みを振り返り、次代を拓く礎となる兵庫県史の編纂と、将来の兵庫の姿を示す「兵庫2030年の展望(仮称)」の策定</li> </ul> <p>② <b>地域創生の展開</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県版地域創生戦略に基づき、国の地方創生推進交付金など有利な財源を活用しながら、自然増や社会増の人口対策、地域の元気づくり対策を推進する施策</li> <li>○ 市町の地域創生戦略に基づき、市町や地域団体等が創意工夫をこらした特色ある取組を支援するため、ひょうご地域創生交付金制度を創設</li> </ul> <p>(2) <b>安心できる社会づくり</b> 成熟の時代となり、少子高齢化がとまらない。 少子高齢化のなかでも地域の活力を維持するため、出会い、結婚、出産・子育てまで、切れ目のない対策を推進し、出生数の維持に努める。また、兵庫に住むだれもが生きがいを持ち、安心して活躍できる社会づくりを進める。</p> <p>&lt;重点的に取り組む主な施策&gt;</p> <p>① <b>子育て環境の一層の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ひょうご出会いサポートセンターにおけるマッチング機能の充実や県内市町との連携強化など、若者の出会いの機会を増やし、婚姻率の向上につながる施策</li> <li>○ 住宅の確保や結婚、出産、育児に対する経済的支援、保育の質と量の向上など、出産・子育て世代の県内居住を促進する施策</li> </ul> <p>② <b>健康長寿社会に対応した医療・介護の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医師や看護師などの人材確保、県立施設の整備など誰もが安心して医療を受けられる体制の整備を推進する施策</li> </ul>

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後
<p>6 <b>新たな施策展開</b> (P130-135)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高校教育の特色化や大学教育の充実、専門職大学の設置構想など、兵庫の未来を担う人づくりを推進する施策</li> <li>○ 伝統文化や地域の魅力発信、体験学習の充実など、若い世代のふるさと意識を育み県内定着を図る施策</li> </ul> <p><b>③ 地域の元気をつくる</b> 本県の地域創生戦略では、GDP、GNI の成長率について国を上回ることを目標としている。このため、兵庫の強みであるものづくりを活かした新事業や新産業の創造、ブランド化の推進など高付加価値化を進め、地域の新たな活力となる交流人口の増加を図る対策を推進する。</p> <p><b>&lt;重点的に取り組む施策&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康医療、航空宇宙、ロボット、環境など、今後成長が見込まれる分野におけるグローバル企業、オンリーワン企業を生み出す施策</li> <li>○ スパコン「京」や SPring-8 など先端科学技術基盤を活用した革新的な技術に加え、IoT、AI、ビッグデータの活用など新たな事業展開を促進する施策</li> <li>○ 農地の有効活用や都市農業の推進、県産食材のブランド力の強化など、経営規模や供給力を高める施策</li> <li>○ 地域の魅力を発信するツーリズム人材の育成、訪日外国人の受入基盤の強化、観光資源の広域ネットワーク化など、定住人口を補う交流人口の増加を促す施策</li> </ul> <p><b>(2) 地域創生を支える社会基盤をつくる</b> 県民の暮らしは、安全安心な基盤の上に成り立つ。 将来、発生が確実視される南海トラフ巨大地震はもとより、台風や集中豪雨などの自然災害への万全な備えを強化することに加え、生活や産業を支える交通基盤、快適な生活空間を生む社会基盤の整備、環境優先社会の構築などを促す対策を推進する。</p> <p><b>&lt;重点的に取り組む施策&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 南海トラフ地震に備えた津波対策、頻発する風水害に備えた山地防災や土砂災害対策等を計画的に推進するなど、県土の安全性を高める施策</li> <li>○ 住宅や多くの県民が利用する施設の耐震化を進めるなど、建築物の安全性を高める施策</li> <li>○ 自然災害への備えはもとより、防犯活動を促進するなど地域ぐるみで安全で安心なまちづくりを促進する施策</li> <li>○ 関西都市圏や日本海国土軸の高速道路網ミッシングリンクの解消など、交流、物流の円滑化を進める基幹交通インフラの整備を促進する施策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認知症の予防・早期発見と支援体制の強化、在宅介護を支える24時間の見守り、介護を支援するロボットの導入促進など、2025年問題を見据え、高齢者が安心して暮らせる環境をつくる施策</li> <li>○ 生活習慣病を予防するため、健康診断や受診結果などの医療に関するビッグデータを活用し、健康づくりを支援するなど県民の健康寿命を延ばす施策</li> </ul> <p><b>③ 誰もが活躍できる社会の実現</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害がある人の一般就労機会の拡大や在宅就業を促進するための能力開発やトレーニングの支援など、社会参加を推進する施策</li> <li>○ 鉄道・バスなどの公共交通機関やまちのバリアフリー化を進め、県民が安全で快適に移動できるなど、ユニバーサル社会づくりを推進する施策</li> <li>○ 地域祖父母、放課後児童クラブ、里親・養子縁組制度など地域全体で子育てを支える施策</li> </ul> <p><b>④ 地域の安全安心の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ インターネットを通じた犯罪被害等から青少年を守るための取組強化や消費者教育の推進など、青少年の健全育成や暮らしの安全確保を図る施策</li> </ul> <p><b>(3) 次代を担う人づくり</b> 新しい地域づくりには人づくりが欠かせない。 このため、学力の向上と合わせて、創造力や感性を伸ばす教育を推進する。加えて、大人の学び直しの環境整備や地域産業分野を担う専門人材の育成などを進める。</p> <p><b>&lt;重点的に取り組む主な施策&gt;</b></p> <p><b>① 学習・教育環境の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学力向上方策の充実、高校教育の特色化や特別支援教育の充実など、兵庫の未来を担う人づくりを推進する施策</li> </ul> <p><b>② 感動体験を通じた人づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 兵庫型「体験教育」の充実、生きる力を育む教育の推進など、ふるさと意識の醸成や豊かな感性と心を育む施策</li> </ul> <p><b>③ 大学教育の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個性、特色豊かな魅力ある県立大学づくり、専門職大学構想の推進など、グローバル人材や地域産業を担う人材などを育成する施策</li> </ul> <p><b>(4) 元気な地域づくり</b> 若者を中心に東京圏、大阪圏への転出超過が続いている。 定住・移住への取組をさらに強化するため、地域の活力を生む次世代産業の育成や農林水産業の基幹産業化促進、交流人口の増加、ふるさと兵庫の魅力再生を図り、地域の賑わいの創出を図る。</p>

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後
<p>6 <b>新たな施策展開</b> (P130-135)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 三宮など兵庫を代表する街の再整備や、都会と豊かな自然が近接する魅力を生かした都市空間の利便性や快適性を高める施策</li> <li>○ 再生可能エネルギーの活用や水素利用の拡大、省エネ化の推進など地球温暖化に対応する施策</li> <li>○ 豊かな自然の中で、人と野生動物が共生できる環境づくりを推進する施策</li> </ul> <p><b>(3) 健康で安心できる兵庫をつくる</b> 生涯を健康で過ごすことができる健康寿命が重要となっている。 生活、職場、地域など様々な場面での健康づくりを進める。また、介護が必要となっても、住み慣れた場所で安心して暮らせるよう、地域ぐるみで支援する仕組みを推進する。</p> <p><b>&lt;重点的に取り組む施策&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活習慣病を予防するため、健康診断や受診結果などの医療に関するビッグデータを活用し、健康づくりを支援するなど県民の健康寿命を延ばす施策</li> <li>○ 医師や看護師などの人材確保、県立施設の整備など誰もが安心して医療を受けられる体制の整備を推進する施策</li> <li>○ 東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスターズゲームズ2021などを契機にスポーツの振興を図り、生涯スポーツを通じた県民の健康づくりを進める施策</li> <li>○ 認知症の予防・早期発見と支援体制の強化、在宅介護を支える24時間の見守り、介護を支援するロボットの導入促進など、2025年問題を見据え、高齢者が安心して暮らせる環境をつくる施策</li> <li>○ 鉄道・バスなどの公共交通機関やまちのバリアフリー化を進め、県民が安全で快適に移動できるなど、ユニバーサル社会づくりを推進する施策</li> </ul> <p><b>(4) だれもが活躍できる社会をつくる</b> 少子高齢化が進展し、生産年齢人口が減少する社会を迎えている。 今後は、一人ひとりが様々な役割を担うことが不可欠となることから、女性、若者、高齢者、障害のある人も、地域社会の中で、元気に活躍できるよう、多様な働き方を推し進める。また、個々人の能力開発や、ユニバーサル社会、多文化共生社会の構築を進め、外国人を含め県民だれもが活躍できる環境整備を推進する。</p> <p><b>&lt;重点的に取り組む施策&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出産や育児による離職の防止や再就職支援、育児や介護をする者を応援する企業への支援とともに、起業を促進するなど、女性の就業率を高める施策</li> <li>○ 長時間労働の是正や非正規雇用労働者の正規雇用への転換、育児介護等離職者雇用への支援、働きやすい職場づくりなど、働き方改革を推進する施策（再掲）</li> </ul>	<p><b>&lt;重点的に取り組む主な施策&gt;</b></p> <p><b>① 定住カムバックの促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県内企業のPRや就業体験機会の充実など、高校生、大学生及び既卒者の県内就職を促進する施策</li> </ul> <p><b>② 働く場の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 首都圏を中心に県外からの本社や事業所の移転や、海外からの投資や企業立地に対するインセンティブ付与、新たな産業団地の整備など、県内に雇用を生む施策</li> <li>○ 長時間労働の是正や非正規雇用労働者の正規雇用への転換、育児介護等離職者雇用への支援、働きやすい職場づくりなど、働き方改革を推進する施策</li> <li>○ 出産や育児による離職の防止や再就職支援、育児や介護をする者を応援する企業への支援とともに、起業を促進するなど、女性の就業率を高める施策</li> <li>○ 定年延長の推進、第二の人生を視野に入れた現役時代からの副業・兼業の促進、起業支援等を通じ、65歳以上の高齢者を生産年齢人口として活用する施策</li> <li>○ ビジネス人材や留学生に加え、介護・看護、旅館・ホテル等のサービス分野での外国人受入を支援するための母語教育や日本語教育の充実など、多文化共生を推進する施策</li> </ul> <p><b>③ 地域産業の活性化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ITを活用した革新的ビジネス創出ができる“イノベーションが起こるまち”を目指し、高度技術を有するIT人材、IT関連企業の定着・集積を促進する施策</li> <li>○ 空き家ストックを活用した起業支援、都市部におけるオフィススペースの提供など、県内での起業創業を支援する施策</li> <li>○ 健康医療、航空宇宙、ロボット、環境など、今後成長が見込まれる分野におけるグローバル企業、オンリーワン企業を兵庫から生み出す施策</li> <li>○ スパコン「京」やSpring-8など先端科学技術基盤のさらなる整備、これらを活用した革新的な技術の開発に加え、IoT、AI、ビッグデータの活用など新たな事業展開を促進する施策</li> </ul> <p><b>④ 農林水産業の基幹産業化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業の持続的な発展につなげる農業経営の法人化を促進するため、農業機械・設備の導入助成や財務・労務管理などの経営面の支援などの施策</li> <li>○ 農地の有効活用や都市農業の推進、民間企業の新規参入など、経営規模や供給力を高める施策</li> </ul> <p><b>⑤ 兵庫ブランドの育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 神戸ビーフ、日本酒などの兵庫のブランドを強化する新技術・新商品等の開発や輸出拡大を促進する施策</li> <li>○ 国内外の観光客に兵庫の食の魅力を発信する施策</li> </ul> <p><b>⑥ 野生動物対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 豊かな自然の中で、野生動物との共生をめざし、シカなどの野生動物による農林業被害の低減を図るため、新たに捕獲専門家チームの編成や外来生物の捕獲など被害対策を総合的に強化するとともに、狩猟後継者を育成する施策</li> </ul>

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後
<p>6 <b>新たな施策展開</b> (P130-135)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定年延長の推進、第二の人生を視野に入れた現役時代からの副業・兼業の促進、起業支援等を通じ、65歳以上の高齢者を生産年齢人口として活用する施策</li> <li>○ 障害がある人の一般就労機会の拡大や在宅就業を促進するための能力開発やトレーニングの支援など、社会参加を推進する施策</li> <li>○ 鉄道・バスなどの公共交通機関やまちのバリアフリー化を進め、県民が安全で快適に移動できるなど、ユニバーサル社会づくりを推進する施策（再掲）</li> <li>○ ビジネス人材や留学生に加え、介護・看護、旅館・ホテル等のサービス分野での外国人受入を支援するための母語教育や日本語教育の充実など、多文化共生を推進する施策</li> </ul> <p>(5) <b>県政 150 周年を機に新たな県政を展開する</b>          兵庫県政は、平成 30 年度に節目となる 150 年を迎える。          行財政構造改革を成し遂げた後の県政推進の方向性を示さねばならない。県民とともに、県政のこれまでの歩みを振り返るとともに、未来の活力と夢ある兵庫県を構築するための取組を推進する。</p> <p>&lt;重点的に取り組む施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 記念式典、地域の未来を考えるイベント、姉妹・友好州省等世界と祝うイベントなどの記念事業の全県的な展開</li> <li>○ 2030 年頃の兵庫を展望した県政の新たな取組方向の取りまとめ</li> <li>○ 未来への橋渡しとなるシンボリックな施設や交流拠点の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ <b>交流の拡大</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の魅力を発信するツーリズム人材の育成、訪日外国人の受入基盤の強化、観光資源の広域ネットワーク化など、定住人口を補う交流人口の増加を促す施策</li> </ul> </li> <li>⑧ <b>芸術文化・スポーツの振興</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 魅力ある公演、企画展の開催や芸術文化活動の活性化及び伝統文化の継承・発展の促進など、芸術文化の振興を進める施策</li> <li>○ ワールドマスターズゲームズ 2021 関西の機運醸成や東京オリンピック・パラリンピックに向けた競技スポーツの強化など、県民スポーツの総合的な振興を進める施策</li> </ul> </li> <li>⑨ <b>ふるさと兵庫の魅力再生</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 五国の多様性を生かした魅力の発信や地域遺産などの各地域の資源を活用した個性あふれるふるさとづくりを推進する施策</li> </ul> </li> </ul> <p>(5) <b>社会基盤の充実</b>          県民の暮らしは、安全安心な基盤の上に成り立つ。          将来、発生が確実視される南海トラフ巨大地震はもとより、台風や集中豪雨などの自然災害への万全な備えを強化することに加え、生活や産業を支える交通基盤、快適な生活空間を生む社会基盤の整備、環境優先社会の構築などを促す対策を推進する。</p> <p>&lt;重点的に取り組む主な施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <b>防災・減災対策の強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 南海トラフ地震に備えた津波対策、頻発する風水害に備えた山地防災や土砂災害対策等を計画的に推進するなど、県土の安全性を高める施策</li> <li>○ 災害時要援護者対策や自主防災組織の体制強化、防災・教育研究拠点の形成など、震災の経験・教訓を「忘れず」、「伝え」、「活かし」、「備え」ていく施策</li> </ul> </li> <li>② <b>交流・生活基盤の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関西都市圏や日本海国土軸の高速道路網ミッシングリンクの解消など、交流、物流の円滑化を進める基幹交通インフラの整備を促進する施策</li> <li>○ 三宮など兵庫を代表する街の再整備や、都会と豊かな自然が近接する魅力を生かした都市空間の利便性や快適性を高める施策</li> </ul> </li> <li>③ <b>エネルギー・環境対策の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 温室効果ガスの削減を図るため、再生可能エネルギーの活用や水素利用の拡大、省エネ化の推進など地球温暖化に対応する施策</li> <li>○ 微小粒子状物質(PM2.5)対策や窒素酸化物の削減、災害廃棄物・海ごみなどの適正処理など、生活環境対策を進める施策</li> </ul> </li> </ul>

最終2カ年行革プラン 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後
<p>7 2019(H31)年度 以降の行財政改 革 (P136)</p>	<p>最終2カ年行革プランでは、平成30年度の目標としている収支均衡はもとより、実質公債費比率、将来負担比率など8つの財政運営の目標についても概ねその範囲内となる見込みとなっている。このほか、組織、定員、事務事業、投資事業など行財政全般にわたり、構造改革は成し遂げることができると考えている。</p> <p>このことから、現行の行革推進条例に基づく構造改革は、条例の規定どおり平成30年度をもって終了する。</p> <p>改めて、平成30年度前半に、これまでの行財政構造改革の取組の成果を検証する。</p> <p>一方で、実質公債費比率や将来負担比率は依然として全国平均よりも高い水準にある。また、震災関連県債の残高も減ったとはいえ、<u>4,400億円も残っており、今後も償還が続く。約40%の県債管理基金積立不足の解消も行わなければならない。</u></p> <p>加えて、世界経済や日本経済の見通し、これに関係する県税収入の動向、平成32年度を目標とする国の財政健全化への取組と関連した地財計画の見通し、臨時財政対策債を含めた地方一般財源総額の水準、消費税率等の10%引上げ時期の再延期による社会保障と税の一体改革への影響などを十分に見極める必要がある。</p> <p>このような状況から、平成31年度以降においても、健全な行財政運営を維持できるよう、不断の取組みとしての見直し（改革）が不可欠と考えられる。</p> <p>平成30年度に行う行財政構造改革の検証と併せて、平成31年度以降の行財政規律の確保に関する基本的な枠組みについて、新たな条例の制定の有無も含め、検討する。</p> <p>(参 考) [基本的な枠組みの検討] ① 財政運営の目標の設定及びこれを踏まえた財政フレームの策定</p> <p>② 組織、定員、行政施策、公社等など各分野の取組方針をとりまとめた行財政運営方針の策定</p> <p>③ 運営方針に基づいた毎年度の取組内容・実績の公表</p> <p>④ 毎年度の取組内容等を諮問する審議会の設置 等</p>	<p>(略)</p> <p>一方で、実質公債費比率や将来負担比率は依然として全国平均よりも高い水準にある。また、震災関連県債の残高も減ったとはいえ、<u>3,600億円も残っている。加えて、行革期間中に特別な財源対策として発行した退職手当債及び行革推進債が約4,000億円あり、今後、償還しなければならない。約40%の県債管理基金積立不足の解消も行わなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>(参 考) [基本的な枠組みの検討] ① 財政運営の目標の設定及びこれを踏まえた財政フレームの策定 (目標設定を検討する主な財政指標) <u>実質公債費比率、将来負担比率、県債管理基金積立不足率、県債残高（臨時財政対策債、減収補填債75%除き）、経常収支比率、公債費比率（一般財源に占める公債費の割合）、県債残高比率（一般財源に対する県債残高の割合）</u></p> <p>② 組織、定員、行政施策、公社等など各分野の取組方針をとりまとめた行財政運営方針の策定</p> <p>③ 運営方針に基づいた毎年度の取組内容・実績の公表</p> <p>④ 毎年度の取組内容等を諮問する審議会の設置 等</p>